

319.22
Sa.335k



0011002-000

319.22-Sa335k

近世東洋外交史序説

斎藤良衛・著


巖松堂書店

1927

ABJ

昭和三年十月十日 御大典の御慶賀

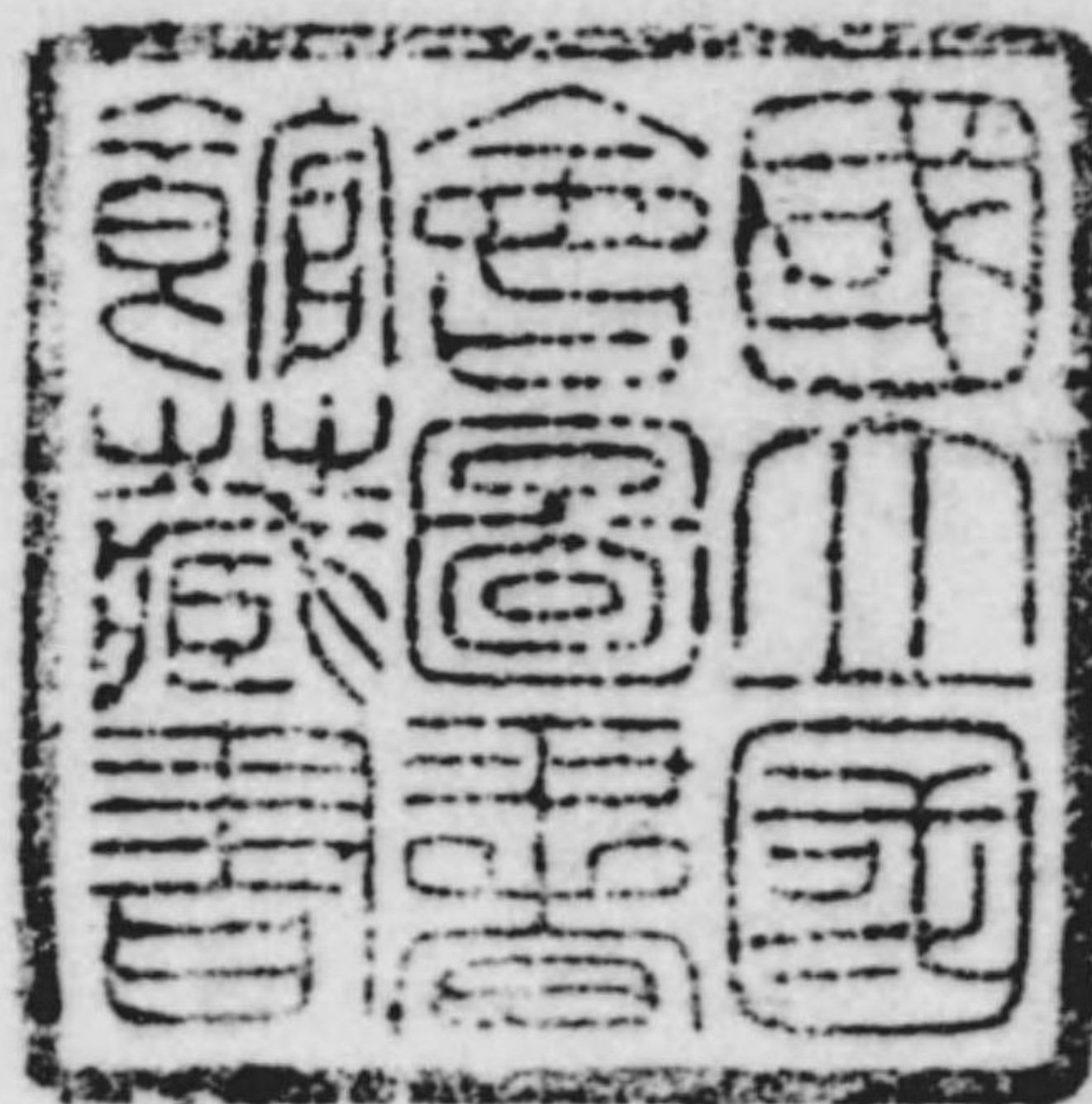
吉村



法學博士 齋藤良衛著

近世
東洋外交史序說

東京 巖松堂書店發兌



32439

自序

私は歴史には全くの素人である。素人が専門家らしく歴史の著述をするのは大それた事であらう。然し私は外務省に十数年も勤めて居る關係上、素人ながらも外交を歴史的に調べて居た。それも自分丈けの参考にする爲めに調査をして居た。調査の結果を公表する考なんかは素より全然持つて居なかつた。然るに此頃文官高等試験外交科の外交史の試験委員を仰付かつたところが、受験者諸君から東洋に關する外交史の纏まつた参考書が無いと云ふことを屢々聞かされ、是非何か書いて呉れと頼まれた。之に加へて、巖松堂からは、私が數年前學位を授與された當時から、何か書け〜と幾度も〜迫まられた。そこで私は書く氣になつた。思ひ切つて素人の歴史書を書く氣になつた。歴史の學理も知らず、又何等の理想もなしに、東洋外交の成行を、思ひ出す儘に書き列ねたのが本書である。私は可也に忙がしい役所の仕事を持つて居るから、筆を取るのは何時も夜の九時頃からで、参考書も十分見る閑は無い。況んや文章を練る

ことをやである。亂雑に書き列ねられた本書に依つて、讀者に東洋外交の筋道を察して戴くことが萬一出来るならば、私は望外の幸福とする所である。

昭和二年六月

著者識

近世東洋外交史序説目次

第一章 支那開國始末

第一 條約による開國以前

葡人の渡來——西班牙人の渡來——蘭人の渡來——英船渡航——外人渡來と支那の態度——英國東印度會社の互市取極——外國の支那人懐柔策——列國使臣を北京に送らんとして失敗す——和蘭の互市取極

第二 露清間開國交渉

露清兩國北滿に衝突す——「ネルチンスク」條約——恰克圖條約——恰克圖追加條約——露國海路貿易に着目す——露國の支那開國上の功勞と其西比利亞經營

第三 英國の努力と英清南京條約の締結

英國官民の努力——英清廣東互市取極——英使屢々通商々議を試みて成らず——開國運動不成功の原因——阿片戰爭の原因——南京條約成る——同條約の内容——償金問題——外國人の生命財産の保護——英支官憲通信交通の形式——通商規定——五市の開放——領事官の駐派——支那人特許商の廢止——關稅規定——抵代稅制度——香港の割讓——南京條約の形式を國際關係に改善——通商細目の協定

第四 千八百四十四年の米清、米佛兩通商條約の締結

.....四三

一、米清望厦條約締結

.....四三

米清望厦條約成立事情——望厦條約の内容

二、佛清黃浦條約の締結

.....四七

佛清黃浦條約締結の事情——その内容

第五 千八百五十八年の天津諸條約の締結

.....五〇

一、英、米、佛三國の條約改正運動の失敗

.....五〇

南京條約締結實施狀況——廣東及福州の入京問題——通商細目實施困難——列國の懷柔策の失敗——英、米、佛三國條約改訂を企圖す——三國屢々改訂を支那政府に求めて成らず

二、「アロー」號事件及「シャブドレーヌ」事件並第一回英佛聯合戰

役.....五五

三國の條約改訂運動支部の排外運動を激成す——「アロー」號事件——英國遂に武力壓迫を試む——支那官憲更らに反省の色なし——支那人の英國人居住地攻撃——反英運動香港に及ぶ——「シャブドレーヌ」事件——英佛の武力聯合成る——廣東官憲兩國大使の要求を拒絶す——兩大使北京政府に要求を提起す——兩大使白河口に向ふ——聯合軍太沽砲臺占領——天津に於て條約改正談判開始さる

三、天津の諸條約の締結

.....六二

英清、佛清兩天津條約締結事情——露清及米清兩天津條約締結事情——米國英佛に同情す——露國海路貿易權の取得を計る——愛理條約成る——英、佛、米、露四國の協同——米露兩國條約成る——四國の天津條約の相關——關係條約の内容——(1)外交官の駐派問題——外交官の北京政府との交渉權問題——外交官の北京常駐問題——外交官の待遇問題——外交官の職務執行の自由の保障——外交使の皇帝謁見問題——外交事務擔當官の設置問題——(2)通商條項——長江の開放——開市場の増加——内地旅行問題——輸出入税及通過税問題——沿岸貿易問題——(3)生命財產等の保護——(4)治外法權——(5)基督教信仰の自由

第六

第二回英佛聯合戰役——千八百六十年の北京諸條約の締結

.....九四

一、第二回英佛聯合戰役

.....九四

天津條約批准問題——英、佛、米三國公使北京に向ふ太沽砲臺守備兵に妨げらる——英佛兩國の強硬抗議——第二回英佛聯合軍戰爭起る——聯合軍北京に入り皇帝熱河蒙塵——北京條約成る——米國の態度——露國の活動

二、千八百六十年の北京諸條約の内容

.....一〇一

九龍割讓——露清北京の條約内容——政治條項——陸路貿易條項

第七

千八百六十年後の條約國の増加と日清修交條約の締結

.....一〇八

條約國の増加——日清修交互市條約成立に至る迄の事情——柳原前光の派遣——伊達宗城の派遣——日清辛未條約調印——辛未條約の内容——伊達の獨斷越權——辛未通商章程——

辛未修交條約改訂問題

第八 外國使臣の清國皇帝謁見問題の解決……………一七

北京政府外國使臣の謁見を欲せず——同治帝親政と外國使臣の謁見問題——謁見儀式に關する外交問題取扱——副島種臣北京に来る——副島種臣の目的——副島先づ威容を整ふ——副島先づ李の缺禮を詰る——辛未條約問題に副島先手を打つ——副島と謁見問題——副島外支謁見儀式取扱の打破を策す——謁見順位問題——副島態度強硬——副島怒つて歸國に決す——副島三拜の禮を以て各國使臣に先立つて謁見す

第九 芝罘條約の締結……………一三一

英國の穩和政策と英人の不平

一、英國の雲南探險隊派遣と「マーガリー」事件……………一三三

英國雲南に探險隊を送る——探險隊派遣の動機——「アラウン」大佐の一行雲南に向ふ——「マーガリー」殺さる——英國公使支那政府に嚴談す——「ウエード」頻りに支那政府を威嚇す——「ウエード」の態度外交團物議の種となる

二、芝罘條約の締結……………一四八

清國折れて芝罘會議となる——芝罘條約調印——同條約の内容——(1)雲南事件の解決——緬雲國境貿易——(2)英清兩國官吏の交際通信並に英清間混合訴訟に關する手續——(イ)外國官吏の待遇——(ロ)外支人關係訴訟事件に關する規定——(3)通商規定——(イ)開市場の

増加と立寄港の新設——(ロ)釐金免除地域の限定——(4)特別條項——探險隊派遣——芝罘條約の批准甚だしく遅延す

第二章 臺灣及琉球に關する日清間の紛議……………一六五

第一 臺灣事件……………一六八

臺灣事件の原因——「ローザア」號事件の先例——日本政府の態度——日本先づ支那政府の態度を探る——副島の渡清——副島柳原鄭の兩人を總理衙門に遣はし我意を通す——征臺の議決す——西郷都督の任務——日本支那に通牒す——外國船及外國人雇入に關する外交紛議——支那政府征臺に反對す——征臺沙汰止みの議——西郷等政府の命を奉ぜず——「ワットソン」「キヤツセル」事件——支那の態度強硬——西郷の行動——日支交渉——柳原總理衙門と會商す——雙方の主張——支那の遷延政策——大久保利通渡清す——大久保の談判振——交渉不調と大久保の歸國聲明——支那側の態度——大久保再度歸國に決す——英國公使の仲裁——事件解決

第二 琉球所屬問題……………二〇八

琉球の兩屬關係——日清兩國の領土的觀念の變更——琉球置縣——琉球貢使清國入朝問題を置く——日本琉球の兩屬關係を絶たんとす——琉球朝貢使派遣中止を清國に通牒す——沖繩縣を置く——支那公使の抗議——琉球貢使を復す——日清兩國主張の概要——「グラント」の周旋——日清交渉始まる——琉球三分説——宮古、八重山分離説——日支妥協一度成る——

目次

支那三條約調印——回避宍戸公使の抗議——宍戸の歸朝——商議再開——解決策に關する支那有力者の意見——解決幾度か停頓す——米使「ヤング」の周旋——兩國接近——問題自然解決

第三章 歐洲諸強の東方經略……………二三九

第一 敍 説……………二三九

列國協調主義の變遷——列國協調主義漸く破る——露國協調の外に立つ——英國の支那經略の遅れたる理由——佛國安南に指を染む——支那の放任主義

第二 佛國の安南經略……………二四四

佛國の勢力漸く安南に及ぶ——安南の耶蘇教宣教師迫害——越南佛國と戦ひ敗る——東埔寨佛國の保護領となる——佛國交趾支那を略す——「ヂュブユイ」事件——佛安西貢二條約成る——支那佛國に抗議す——匪團の抑壓安南佛國の羈絆を脱せんとす——安南西班牙と通商條約を結ぶ——佛國西安條約に抗議す——黑旗軍の佛國商人襲撃事件——上海取極——佛國上海取極を喜ばず——佛國順化條約——李「フルニエ」條約——清佛開戦——英清抗爭——「ロバート・ハート」の周旋——巴里覺書——李「バートノートル」條約——佛國植民政策の消長

第三 英國の支那進出……………二六三

第四 露國頻りに北邊を窺ふ……………二六六

西北邊境の叛亂——差宗棠の勳功——伊犁に於ける露清の關係——露國の伊犁占領——支那露國に伊犁還附を要求す——「リヂヤヤ」條約に對する清國の異議——露清國交危機に瀕す——「ゴルドン」の賦策——李鴻章の苦心——露都條約

第五 其の他の諸國の方策……………二七三

獨逸の教會保護權要求——基督教と歐洲諸國の植民政策——佛國の加特力教徒保護權——獨逸在支自國人の保護を自らすべきを聲明す——獨逸人宣教師「アンゼー」の活躍——在支獨逸公使獨逸人宣教師保護權に付き支那と談判す——伊國獨國の例に倣ふ——佛國の抗議——羅馬法皇佛國に加擔す

第四章 日清戦争と三國干涉……………二八三

第一 明治維新以後の朝鮮問題略説……………二八四

朝鮮歷々日本の修交要求を拒絶す——事大黨と清國——朝鮮獨立の問題——江華島事件——江華條約——明治十五年事件——濟物浦條約——日清兩國朝鮮駐兵——支那の態度漸次積極的となる——袁世凱及「メルレンドルフ」の駐派——明治十七年事件と京城條約——明治十八年日清天津條約——露國永興租借の失敗——支那切りに朝鮮内政に干涉す——明治二十二年防毅令事件——袁朝鮮に號令す——金玉均暗殺事件

第二 日清戦争の近因……………二九八

東學黨の蜂起——支那朝鮮に出兵す——日本の出兵準備——支那政府天津條約に基き出兵を知照す——日本支那に行文知照す——支那日本の出兵を阻止せんとして成らず——日清

兩國意氣込の相違——大島公使の歸任——清兵牙山上陸——日本の氣受良好ならず——陸奥局面轉換を圖る——日清兩國共同委員案提起——支那の不同意——日本の態度飽く迄強硬——日本内政改革を韓國に提議す——陸奥大島に最後手段を執るを命ず——陸奥の外交振

第三 日清開戦前後に於ける列國の干渉と周旋……………三一五

列國の態度概して日本に不利——英國の態度——露國の態度——米國日本に同情す——清韓兩國の運動——露國政府先づ調停を試む——日本露國の仲裁を斥く——露國眞綿で日本の首を締めろ——大島の朝鮮内政改革要求に關する露國の再度の干渉——英國の周旋——第一回英國調停失敗に歸す——英國の第二次仲裁亦失敗す——英國日本を詰責す——英國の第三次仲裁案は日清の交戦に依つて菲らる——英露兩國に對する日本の態度同一ならず

第四 日清遂に開戦す……………三三四

大島朝鮮政府に最後通牒を發す——大島兵を率ゐて王宮に入る——大院君の入闕——豐島海戦と成歡牙山の役——高陞號事件——兩國宣戰を布告す——日本が宗屬關係を開戦の理由とする不利益——日本側より見たる日清戦争の動因——日本の支那と戦はざるを得ざるの理由——宗主權關係の真相——日本の朝鮮獨立主張——朝鮮獨立と日本の安全——日本の平和主義——日本の獨立黨援助を清國快しとせず——宣戰と各國の態度——露國の態度——英國の態度——上海中立事件

第五 日本軍連勝と列國の態度……………三五七

朝鮮内政改革意の如くならず——大島公使召還、井上馨其の後任と爲る——日本連勝——清國上下の驚愕——李列國に仲裁を求む——英國共同仲裁斡旋——英國の共同仲裁案の失敗——共同仲裁の前提としての英國の提案——陸奥早くも列國干渉を豫期す——清國切りに列國の仲裁を求む——米國の仲裁——米國公使「ダン」陸奥に戦争中止を勧む

第六 日清媾和の發端……………三六七

米國の仲介に依り和議の段取進む——「アットリソグ」の渡日——支那外交の不統一——獨逸人を渡日せしめた李の魂膽——獨逸の活動——「アットリソグ」使命を果し得ず

第七 媾和談判の進捗……………三七三

廣島談判不調——日本の媾和基礎條件を支那に通告す——下の關談判開かる——媾和條件商議——下の關條約調印——條約の内容

第八 三國干渉……………三八二

三國公使の勸説——三國干渉の表面の理由——廣島御前會議——舞子會議——日本の局面打開策失敗——日本遂に屈せざるを得ず——條約批准問題——日本の撤兵問題——臺灣海峡航行權問題——遼陽條約談判——三國干渉の動機——露國側の動機——獨逸側の動機——佛國側の動因——英國の三國干渉不参加理由——臺灣遼陽問題

第五章 列國の利權獲得競争……………四〇七

第一 利權競争の動因……………四〇七

列強支那與し易しとす——列強の帝國主義

第二 列國利権獲得競争の初期……………四〇九

日清戦争賠償資金借款に關する英、佛、露の競争——露佛借款——英獨、露佛兩借款擔保と外國の支那財政管理——支那外債の特質——李「ロバノフ」密約——露國李鴻章と取結ぶ——露帝戴冠式使節派遣——李の眞の使命——「カシニ」密約の成立の噂——「カシニ」密約の存否問題——李「ロバノフ」條約の内容——東清鐵道の敷設——露清銀行の設立——東清鐵道會社の設立——獨逸の野心

第三 租借地獲得競争……………四二六

獨逸宣教師殺害——膠州灣占領——獨清紛議に關する第三國の態度——獨逸外交の不手際——獨清間膠州灣委付條約成る——獨逸の山東經營——山東鐵道會社設立——山東鐵道章程——山東鐵道工事の進行——青島海關設立協約——露國の野心——露國旅大占領——旅大租借條約成る——佛國の策動——東京安南接壤地方と佛國の利益——海南島に關する交換公文——東京邊境不割讓取極——印度支那鐵道の延長——東京雲南鐵道問題——廣州灣租借——英國の態度——威海衛租借——威海衛租借條約の特色——英國獨逸の諒解を求む——英國の佛國對抗策——香港地域擴張取極——楊子江流域不割讓取極——英國の受動外交——英國と長江流域との關係——楊子江流域に對する獨露兩國の野心——支那總稅務司に關する英清取極——伊太利後れ走せに利権競争に加入す——其の他の利権競争の形式——鐵道利権——英人の着眼——上海吳淞間鐵道——開平輪炭鐵道——基隆臺北間鐵道——中國鐵路公司——鐵道利権に關する英佛の競争——鐵道利権と露國——京漢鐵道敷設問題——西太后の上諭——露佛兩國の協同——白耳義「シンサケット」の活動——露佛外交の成功——露國の支那進出と京漢鐵道との關係——正太鐵道借款——英國の對策——關内外鐵

第六章

商工業機會均等主義に關する「ヘイ」提議と英獨協商……………四八五

第一 千八百九十年の「ヘイ」提議……………四八六

「ヘイ」提議の内容——「ヘイ」提議に對する各國の態度——露國の回避的回答——露國回答に對する米國の高飛車通告——「ヘイ」提議の由來——租借條約と排他的權利の設定——米國の對支貿易と機會均等主義——利権競争斷念と「ヘイ」提議——租借地を持たぬ日伊に對して米國の提議した理由

第二 千九百年の英獨協商……………四九八

英獨協商の内容——「ヘイ」提議と英獨協商との比較——英獨協約の政治的條項——英獨兩國の第三國に對する勸誘と列國の態度——英獨協商成立の由來

—(終)—

近世東洋外交史序説

法學博士 齋藤良衛著

第一章 支那開國始末

第一 條約による開國以前

支那のやうな舊い國では、外國との交通の開始も亦極めて古からざるを得ない。何の時代から之れが始まつたかの詮議は、専門の歴史家の研究に譲るが、少くとも紀元前二世紀羅馬時代には「シリヤ」及波斯を経て、陸路に依る羅馬北支那地方間の交易が有つたと稱せられて居る。其後「マーカーカス、オーレリアス」が緬甸雲南を経て、支那に使節を送つた事は記録に残つて居る相であるが、此の交通路は、波斯人の爲めに獨占遮斷されて紀元前二世紀の末頃全く廢れ、之に代つて印度か

ら廣東方面に至る海上交通路が発見せられたと云ふことである。其後、土耳其人も、紀元第五世紀末頃支那に入り、第七世紀には、「アラビヤ」人が廣東に所謂「ファクトリー」を作つた相で、是れが外人の支那に居住した最初の例ではあるまいかと思ふが、こんな舊い時代の事は、本書の目的から云へば、何の必要も無い詮議立である。

葡人の渡
來

第十五世紀の末葉の亞米利加大陸の發見は、支那と西洋との交通に、一新紀元を劃し、之に依つて支那への航行に二路あることを教へた。一は、喜望峯から印度洋を経るもので、葡萄牙人の發見に係り、二は「ケープ、ホーン」から太平洋に出て、支那に向ふ道で、是れは西班牙人の先づ發見したものである。之れ以來、支那と歐洲諸國との交通は露西亞人、土耳其人等一部のものを除いては、殆んど凡て海路に依る様になつて、夫れ丈け、支那と外界との交通は、容易且つ頻繁になつて來た。殊に先鞭を着けた者は葡萄牙人で、千五百年頃には、當時支那の屬領だつた馬來に來、千五百十六年には、廣東に來、又、浙江の寧波や、福建の諸地方に「ファクトリー」を建てた。然し、葡萄牙人の行動は極めて亂暴で、狼籍相踵いだ。澳門占有の如きは、詐術の結晶であり、葡萄牙人の在る所、同國人の海賊が横行したと云はれて居る。斯んな譯で、葡萄牙人は、支那に來た最初の歐洲人で有つたに拘はらず、至る所で、支那人に嫌はれた爲めに、久しからずして、

蘭人の渡
來

同國人の勢力は衰微し、次で、西班牙人が渡來した。然し、是れも、支那人に對する態度が、葡萄牙人に劣らず亂暴であつた。千五百四十三年同國の比律賓を領有するに至つてからは、支那人に對する態度が、殊に亂暴を極めたと云はれて居る。西班牙人に踵いで支那に來た外國人は、和蘭人で有つた。千六百二十二年に澳門に來たが、葡萄牙人に逐はれて、澎湖島に逃れたのは、千六百二十四年の事である。其後、臺灣に移つて、二十八年間同地を支配したが、遂に支那海賊に追はれて、同地を引上げた。其後千六百三十七年英國船も來たが、葡萄牙人の敵本主義から、支那官憲から非常な敵對心と、輕侮心を以て迎へられ、廣東入港の際、廣東官憲が、英國船を砲撃する程の事件が起つた。茲に於て、英國人は遂に廣東砲臺を乗取り、威を以て通商の自由を支那官憲に要求した。斯くて英支間通商關係が先づ出來た。次いで佛蘭西船も諾威船も支那に來ると云つた風に、歐洲人の支那へ來るものは、段々に多くなつて行つて、紀元第十七世紀に入るに及んで、西洋人の渡來は更に一層頻繁になつた。然し、當時の支那の支配階級であつた漢人は、蒙古人の様な進取的人種ではない。何れかと云へば、文弱で、平和的で、引込思案の利口者が多かつた。加ふるに、有史以來、支那人は常に外敵に惱まされ通して、古くは苗族、次いで、所謂塞外の蠻民たる獯鬻、獫狁、匈奴、突厥、回紇、契丹などは、常に支那本部に攻め入り、至る所

外人渡來
と支那の
態度

英船渡航

で悍猛な略掠をやる。是れには、支那朝野がほと／＼困り抜いて居つたから、外國人とし云へば、文化の低いもの、悍惡無類なもの、平和的生活と相容れざる無法者で有るとの考を懐くに至つたので、歐洲人の支那渡來は、支那官民の均しく喜ばざる所となつて、朝野は一致協力、西洋人驅逐の理想に進み、來る外國人も、來る外國人も、皆非常な迫害を受け、或は支那沿岸で、外國船が船形を止めぬ迄に、支那人に略掠せられ、乗込外國人は、重罪人以上の酷刑を受けたものや、何かが、随分多かつた。其間に在つて、英國東印度會社が、十八世紀の初頭に於て、廣東地方支那官憲との間に、互市協定を締結し得たのは、實に驚くべき大成功であつた。(同會社が其以前臺灣に據つた海賊と通商取極をした事は茲に云はない)然しながら、此互市協定は、限定された廣東市の一部で、支那官憲の指定した少數支那人たる特許商との間に、商取引を爲すことを英國人に認めた迄で、今日の通商條約の認めて居る様な取引の自由とは、其の性質と程度とに於て、全然同日に論すべきでない。且又、右協定は國際約定では無い。支那官憲が、東印度會社なる一外國營利會社に許した一種の恩惠と認められて居た。そこで、會社の行動に何か支那官憲の意に満たぬ事が有つたり、又は會社の支那官憲に贈る袖の下が少なかつたりすると、官憲は、協定を無視して、排外的措置を嚴行するに躊躇しなかつた。而して此協定の出來たのは、千七百十五年の事

英國東印度會社の互市取極

であるが、その前後にも東印度會社以外の外國商人で、或程度迄、支那特許商との取引の自由を認められたものが無いではない。然し、此自由は何れも、支那官憲の外國人に與へた恩惠と認められた事は同様で、何時此特典を取上げられるか、取上げられる迄に至らなくとも、極度に制限せられるか、天で見當が附かない。現に、多額の袖の下と、永年の努力とで、漸つとの思ひで許された此種の特典が、之を許した地方係官の交迭の爲め、僅か十數日で取消されたと云ふ哀話も残つて居る。歐洲諸國が、此の状態の下での互市通商に満足し得なかつたのは、當然で有る。其處で其後も、外國は完全な通商の自由の支那に認められる爲めの努力を惜まなかつた。然し、何分にも、支那は外國政府との公式の交際を快しとしない。支那の政府又は人民は、其の欲求する外貨を、比較的安價に賣り、且つ、支那の特産品を出來る丈け高く買つて呉れる外國人を近付ける事以上に、外國の使節又は使臣が、一時的にも、永久的にも、支那に足を踏入れる事は支那官民の飽く迄嫌つた所であつた。支那から外國に使臣を送る事などは、無論無かつた。こんな鹽梅で、正式の國交が成立せぬ以上は、條約其他の國際約定を以て、互市の權利を確保する事が、不可能であつた。支那の外國嫌ひが、理論上正當であらうが、無からうが、支那が、随分久しい前から、外夷に手を焼き抜いた事と、支那人の性格が、兎角平和的で、引こみ思案であつた事と相

待つて、何處迄も外國との公式の交際を避けるに力めて居た。支那側の此種の對外態度は、外國側の壓迫か、懐柔か、何れかに依るに非ずんば、到底改めしめる事の出來ぬ位は、外國政府素より之を知つて居る。然し、壓力を加へる事は、列國之を敢てしなかつた。支那は、其後に於てこそ、外方の壓力に弱い國と思はれて居れ、其の當時は、國富の充實と國民の巨多との御蔭で、列國に大に恐れ且つ敬はれて居た。少くとも、眠つた獅子の、何時目を覺ますか判らぬと思はれて居た。そこで、歐洲諸國は、懐柔以外に、支那開國の途が無いと思つた。懐柔の方法手段は素より場合と對手とに依つて、同じくはない、又、國によつて違つて居た。とは云ふものゝ、當時の文獻を繙くと、其方法は誠に露骨で、無遠慮で、今日の外交から見ると、本當に能くもあんな無謀な事が出來たと思はれる事や、滑稽極まつた事やが多い。兎も角こんな風に、各國は何れも、支那官民の懐柔に依り通商互市取極を、國家と國家との正式約定の形式で作り上げることに力め、其の先決問題として、使臣を北京に送ることに盡力した。然し、多くは失敗の歴史を繰返すのみで、或は漸つとの思ひで、使臣を本國から支那へ送つたが、支那官憲は、どうしても其の上陸を許さなかつたり、或は、乗船が支那海岸に着くと、附近土民の根絶的掠奪に遇ひ、這ふ／＼の體で、逃げ還つたのも有る。

外國の支
那人懐柔
策列國使臣
を北京に
送らんと
して失敗
す

其外、色々な目に合つて、草臥れ儲けにならないものは殆んど無かつた。然し、間々使臣を北京に行着かせ得た國が無いではない。例へば千六百五十三年に送られた露國の使臣の如きも、其の一人で以つて、當時は、禁京に入つたと云ふ事夫れ自身が、一廉の成功とさへ見られた。然し、入京したからと云つて、直ぐに今日の外交官の執る手續なんか、支那官憲に對して、夢にも執れたものではなかつた。外國使臣の入京は、當時の外國商人の商取引と同じく、支那政府から與へられた一種の恩惠と認められ、夫れも、支那の屬蕃からの使臣と同じ様に、支那の皇帝大臣に、夫れ／＼多額の貢納金品を贈らねばならず、これを贈らねば、直ぐ退京を命じられる。又、假令之れを贈つても、皇帝への拜謁などは、思ひも寄らず、よし出來たにしても、全然臣下の禮を以てしなればならなかつた。千六百五十三年晋京の露國使臣は、此種の形式を以てする拜謁に到底同意しなかつた。是れは勿論當り前の事では有つたが、當時の支那から見れば、外國使臣が、對等の國の代表者と思つて居る事が、不都合千萬で有つた。そこで、謁見の日に、露國使臣が皇帝に跪座叩頭しなかつたと云ふ廉で、即日退京を命じられて了つた。其翌々年、即ち、千六百五十五年には、和蘭が使臣を北京に入れる事に成功した。而して、露國の失敗の跡に鑑みて、和蘭使臣は、國家の體面や、謁見の形式などに付て争ふ事を避け、花より團子を覗つた。謁見は臣下

和蘭の互
市取極

の禮を以てせよと云はれると、ハイ／＼と云つて、叩頭もし、跪座もした。是れ／＼の贈物をしろと云はれると、ハイ／＼それも合點ですと應じる。そこで、和蘭はうい奴。露西亞とは違ふ。是れならば、互市を許してやつても、國難にも成るまい、相當の利益も取れやう、と云つた様な譯で、北京の朝廷から、直接に通商互市を許與された。然し、事實上是も和蘭に取り大した通商上の進展にはなり得なかつた。と云ふのは、和蘭の欲した所は、北京から直接國際取極上の通商互市の權利を得ようとしたので有つたが、第一に、支那政府は和蘭を對等國とは認めて居らぬ。使臣に臣下の禮を以て謁見を強要したことが、之を語つて餘りある。従て、互市も寧ろ朝貢と思はれ、相互に利益を交換するを本體とすべき商取引は、少くとも觀念上は、支那政府の一方的利益と認められた。加之、其の當時和蘭が、支那から得た互市の範圍も、最初和蘭の欲求した所に比べると、雲泥の差があり、八年に僅か一回、百人以下の人數で、支那に來て貿易をする事を許されたに過ぎなかつた。

第二 露清間開國交渉

支那を通商互市の爲めに外國に開放するの運動は、斯くの如くにして、歐洲諸國により熱心に繼

露清兩國
北滿に衝
突す

續せられ、其間、消長盛衰は有つたけれども、外國側が熱心に互市を要求すればする程、支那側の反對は却つて強くなり、然かも、外國が國として、此問題を取扱ふ様になつては、會社又は個人によつて爲された往時に比し、成功の希望が却つて少くなつて來た。此間に在つて、獨り支那との間に國際條約の形式を以て通商互市權を獲得したのは露國で有る。露國は恰も「コサツク」を利用して、西比利亞に侵入させ、其の領土を北太平洋に迄延ばし、更に意を北滿方面に注ぎ始めた時代である。「ロマノフ」家の強烈な東方遠征慾と、清朝隨一の明皇康熙帝の雄圖とは、蒙古及北滿、並に、沿海州方面で衝突した。英、西、葡等諸國と支那との當時の外交は、主として通商關係の樹立を目的として爲されたが、露支間の外交は、之に加ふるに、更に接壤に伴ふ必然的政治的紛争を伴つた。況んや、兩國の時の主權者は、双方とも最も進取的政策を執つて居たに於てをやである。そこで、やれ、一方の役人が境界を越えたの、一方が他方の罪人を隠匿したの、やれ、一方の無賴漢が、他方の領土に入つて掠奪をしたの、やれ、露國が兵營を雅克蘇に建てたのと云ふ様な接壤地方の紛争が續出し、露支間の紛争の絶え間とは無かつた。如何に外國との正式交際を嫌ひ抜いて居た支那でも、こんな事情の下に於ては、露西亞丈は、どうあつても對手にせず居る譯には行かなかつた。清朝は屢々兵を邊境の地に送つて、露國人を逐ひ拂ひ、又、地

方官を増派して、露國人の取締を嚴重にもした。然し、何と云つても、露支の國境は數千里に亘つて居る。之を一々防備する事は、康熙帝の勢力を以てするも、到底充分を期し難かつた。他方、露國の方から云つても、支那人には「ロマノフ」家の威光も更に利かず、屢々國境から兵を支那に進めて見たが、兎角に負けがこむ。流石の露國も真正面から、其の東方策の實現を試みても、思ふ様に行かぬのを見ると、方策を變じ、外交上の勝利によつて、其の志を成すの、却つて近道であると考え、先づ境界線制定と云つた方法で、支那との間に、正式交渉を開始し、領土の擴張もすれば、通商互市の問題をも決めることとし、かくして、千六百十九年八月の露支「ネルチンスク」條約が出来上り、露國は、支那との最初の條約締結の名譽を荷ふに至つた。「ネルチンスク」條約は、(1)露清兩國間に久しく紛争の種となつて居た兩國々境の劃定を主たる目的として締結されたもので、其の第一條と第二條とを以て、「ゴルビチ」河の水源地たる山脈の南方斜面から出て、黒龍江に合する諸河川の流域を支那領とし、北方斜面から出る諸河川流域を露領とし、又、「アルグン」河の左岸を支那領とし、右岸を露領とし、自餘の境界線は、後日の協定に委し、(2)本條約調印日附近に、兩國民間に生じた一切の紛争は、爾後、打切り、右紛争から生ずる請求は一切受理しないこととし、尙右日附後、一方の臣民が他方の領内で暴行する者は、逮捕の上、之を其の

「ネルチンスク」
條約

者の屬する國の國境に送致の上、地方官憲に引渡し、該地方官憲の手で、之を死刑に處することに定めて居る外、(3)第五條を以て、「兩國政府は本條約締結の時より兩國の臣民は正當の旅行券を所持するに於ては私用の爲及商業を營む爲國境を越えて往來することを得べきを約す」と規定し、露國人に對して越境往來の權利を、條約を以て明かに認めて居る。是れが支那の領域を外國人の往來に開いた最初の條文である。唯、「國境を越えて往來」の意義が不明であるが爲め、國境から何所までが往來の出来る地域であるかが分らず、爲めに、其後屢、露支間の交渉問題が出来たけれども、此の規定は陸路の越境と貿易とにのみ關するもので、海路よりするものに適用のないことだけは、疑のない所である。而して、陸路往來貿易の條件、就中、越境者が、何れの國の法令に支配されるかは、同條約が、暴行者に付てのみ、各自本國官憲の處分に從ふことを規定して居るのみであるから、條文上不明のやうであるが、暴行以外の犯罪が、一切領土國の管轄に服すると同様に、往來、商業等に對する管轄も、亦領土國に屬するものと見ねばならぬ。事實上も亦然りであつた。

「ネルチンスク」條約の特徴は、雙方當事國が、全然平等の地位に置かれてあることである。千八百四十二年の英清南京條約以後の、近代の諸條約は、何れも外國側にのみ利益を與へる所の、支

那側の片務的規定たるを本質として居るが、「ネルチンスク」の條約は、露支兩國間の雙務的對岸條約になつて居る。

「ネルチンスク」條約は、其規定餘りに簡單であるが爲め、條文の解釋上、幾多の疑義を生じたばかりでなく、重要な事項で、全然規定から洩れて居るものも少なくない。殊に、極東露領が「スタノヴォーイ」山脈と、「オコック」海の間に限られたことは、當時の情勢上已むを得なかつたとは云へ、露國側の満足が出来なかつたことは勿論であるから、同條約締結後も露清兩國間の國境線の問題、越境者に關する紛争、殊に、逃亡者引渡に關する紛争續出して、兩國間の和平は屢破れんとした。そこで兩國は千七百二十七年を以て、再び「ネルチンスク」で、兩國全權間に此等紛争解決の爲めにする會議が開かれ、同年の露曆十月二十一日に、條約調印され、翌年の六月に、恰克圖で、批准が交換された。是れが即ち露清恰克圖條約である。支那の雍正帝時代、露國は「カザリン」女帝時代の事である。

恰克圖條約は、全文十一個條、比較的細かな規定を含んで居る。先づ(1)露清兩帝國の間に、恆久の平和を鞏固ならしめる爲、兩國は、爾今其の臣民の安全を保持し、善く兩國の和親を尊重し、如何なる反抗的事件をも發生し得ざるやう、嚴重に各自の臣民を統治することを約し、次に(2)兩國

恰克圖條約

は、過去の事件を回顧せず、逃亡者は其儘とするが、爾後の逃亡者に付ては、之れが防止に力め、尙ほ逃亡者あれば、逮捕引渡をすることを定め、(3)國境に付て、稍や詳細な規定を設けて露國領を擴張し、其他、越境犯罪者の裁判管轄と、其の科刑を定め、又在北京露國教會堂の存置を認め、且つ、露國人の信教の自由を認めて居る。其外色々の規定はあるが、支那の開國とは直接の關係が無いから、茲に述べない。唯、茲に挙げねばならぬ二つの規定がある。其の一つは、露國使節の支那官吏との交渉の形式規定で、其の二は、通商規定である。前者は、第九條の定める所で、「一方の帝國より他方の帝國に公用の爲めに……使者の派遣される場合には右の者は國境に至り自己の使命と官位とに付宣明を爲し協議せんが爲めに他方國官吏の出張する迄暫く國境にて待つべし」と云つて居る。即ち、露清兩國の外交交渉は、一國の使節が、直ちに對手國の外務大臣と首都ですると云ふ今日の慣行とは全く違つて、必ず國境附近で、他國の地方官とすることに定められて居る。是れは、支那が、條約を以て、外國の使節を認めた最初のものである。次に、恰克圖條約の通商條項の要點を摘記すると露支兩國に自由貿易を協定して居るが、これは、一般的の貿易の自由を認めたものでない事は、其の前後の交渉成行、並に、條約の文面から見て明白である。單に陸境貿易のことを定め、海による貿易を、全然規定して居らぬこと、「ネルチンスク」條

恰克圖追
加條約

約と同様である。而して、此陸境貿易は三年に一回と限られ、且つ、北京に行き得る隊商の數は二百を超えざること、輸入税も賣買税も徴收しないこと、若し隊商が國境に到着したときは、露國側は書面で其旨を支那官憲に通告し、通告を受ければ、支那は、官吏を遣して案内させること、旅行中彼等は駱駝、馬匹、食料品を購求し、又は、奴婢を傭入れ得ること、隊商人の紛議は、其の首領之を裁理すること、又、前記隊商による貿易の外、恰克圖「セレギン」及「ネルチンスク」の國境上、適當な場所を選択して、交易所を設け、此所以外では、取引を禁ずること等である。次で、千七百六十八年、即ち、乾隆帝時代には、恰克圖條約追加條款が出来、犯罪人の處罰取締等につき、新たな規定を加へ、更に、千七百九十二年には「恰克圖通商及露清國境交通に關する議定書」が出来、恰克圖條約の勵行、殊に、犯罪人の引渡及處罰、並に、國境監督方法に關し更に聲明する所あり。かくて露支間の互市關係は、漸次條約關係に進みはしたものの、元來、前掲各露支條約は、通商條項の關する限り、何れも國境貿易を定めたもので、然かも北方國境地方丈の事であつた。それも、前に述べた様に、貿易の方法や、貿易路や、其他の點で、大に制限を設けて居つたのみならず、露支兩國間の政治的關係の推移如何により、折角の互市取極も、役人の手心如何で、どうにでも制限され易かつたり、何と云つても陸路の貿易……それは今日よりも

露國海路
貿易に着
目す

更に更に未開拓の地方での貿易……の事であるから、折角の隊商も、中々活動上の故障に遭遇して、貿易の大に興る見込は附きやうが無かつた。そこで、露國は、陸境貿易は陸境貿易として、海路に依る互市の權利を得ねば、到底其の通商の欲望を満足し得ない事を知つた。千八百六年露國船舶が廣東に來たのも、其の結果で有つた。然し、支那は嚴重な鎖國主義から、直ちに右船舶の退去を命じた。其後、露國は一度使節を派し、太沽に至らしめ、互市を求めたが、復又拒絶せられて了つた。茲に於て、該使節は、獨力の能くすべきにあらすと考へ、其足で直ぐに、香港へ行つて、英佛聯合軍事件の爲め、同地に在つた英佛兩國代表者に會つて、色々相談を試みた事がある。是れはずつと後の、千八百五十七年のことである。

露國の支那開國に對する功勞は、其の地理上の關係から來て居た。「ロマンフ」家の「コサツク」利用方策が、良く圖に當つて、其の會長の一人である「イエルマク」は、十六世紀の末に「シベリヤ」の大部分を征服し、露國は十七世紀の中葉には、遂に北太平洋岸までも、其の植民地を延長することに成功した。然し、此等の地方は、極北寒冷の地であるから、更に南して、黒龍江に出ようと努力したのは、自然の勢である。そして、此の努力が、清朝の北滿經略と鉢合はせをして、兩國間に紛争が已まなかつた。そこで、兩國は之れが解決の方途を、前記諸條約に見出した譯であ

露國の支
那開國の
功勞と上
其の西比
亞經管利

る。従つて、露國の支那開國に對する努力は、「ロマンノフ」家の東方經略の目的物を、支那の北邊に見出したと云ふに止まるから、前記諸條約の規定は、境界劃定を主たる目的とし、通商互市に關する事項の如きは、兩國共餘り重きを置かぬ所であり、爲めに、通商上の取極は、規定も不備なら、實際の貿易も、更に注目し値する程の發展はして居らぬ。此意味から云ふと、露國が國際條約を以て支那を……その一部ではあるが……外國との交通に開いた最初の功勞者ではあるけれども、實質上から云へば、先づ支那を世界的に開くに成功した英國の功勞に比べれば、殆んど物にならぬことを認めざるを得ぬ。

第三 英國の努力と英清南京條約の締結

支那の開放は結局英國官民の不屈不撓の努力に依つて實現せられた。彼の千七百十五年の英國東印度會社の通商取極は、其の効果の多少は兎も角、實に支那開放の先驅的取極と云つても差支あるまい。爾後約百年、英國人は支那の開放の爲め實に良く努力した。迫害も物かは、失敗も意とするに足らずの氣概を以て、不斷の努力を續けた。星變り年遷り、英國側の努力は益々盛になつた一方、流石頑迷な當時の支那地方官憲も、外國人と暫らく乍ら取引をして見れば、甘い汁も吸

英國官民
の努力

英清廣東
互市取極

へる。金儲けも澤山出来る。夫れに加へて、白人はずつと以前は兎も角、十九世紀初頭頃になると、女眞突厥の類とは大に人物性行を異にし、其の支那に來て居るのは、平和的な通商取引を主眼とする者である事が、漸次支那官憲に判つて來るに連れ、白人に對する觀念も態度も、漸次變らざるを得ない。支那人の性行から見ても、急激な變化は素より期待されぬ迄も、昔の様に、外人と云へば、塞北の蠻人と心得、來るは掠奪の爲め、入るは珠寶の爲めと云つた誤解が段々と少なくなつて來た。少くとも掠奪者と非掠奪者との區別が立ち始めた。英國は此の傾向を感知すると同時に、支那開放に向つて、更に一層大なる努力を試みた。其結果、千八百三十四年の廣東地方官との取極を以て、從來認められて來た東印度會社の獨占權を廢止して、全英國人に向つて、廣東市を貿易に開放し、且つ、三名の英國官吏を通商監督として、同市に駐在せしめるの權利を得た。然しながら、英國人の對支貿易は、單に支那特許商との取引に限り許され、一般支那人との取引が出来なかつた舊態は依然たりで、如何に利益が目の前にぶら下つて居ても、英國人は、直接其の利益の保持者と取引をする譯には行かない。支那特許商が必らず之に介在して、不當の「コンミッション」も取れば、時には却つて取引の妨害をもした。又、支那地方官憲の手心如何で、取引の安全が、如何様にも脅かされると云ふ舊事態は、英國通商監督官の廣東駐在に依つて、改

英使屢々
通商々議
な試みて
成らず

善せられたとは云ふもの、監督官は、その職務執行に當つて、支那側から来る障害に常に苦しみ苦しんだ。千八百三十四年の英支取極は、支那開放に一步を進めたとは云ひ條、英國の久しく希求して居た互市とは、相距ること非常に遠かつた。素より満足すべきでない。そこで英國は、其後數次、使臣を支那に派遣し、交渉を試みさせた。彼の「ロード・マツカルトニー」が北京に乗込んで、支那政府からうんと歓待を受けたのも其際で、詳しく言へば千七百九十三年から三年間の出来事である。然し、「ロード・マツカルトニー」は、其の使命を全うするには至らなかつた。支那政府の歡待は、單に儀式の問題で有つて、それ以上、外國人の貿易權に對し保障を與へることには、支那政府が斷々乎として反對して、物にならなかつた。そこで、千八百十六年には、「ロード・アムハースト」も行つたが、今度は逐ひ還されて了つた。然し、英國は素より其の傳統的對支外交政策を棄てない。手を換へ、品を代へて、色々と互市の實現に努力した。佛露等の諸國も英國と同様の努力を吝まなかつたけれども、當時の事情から見て、此の目的の達せられるのは、甚だ遠い將來に屬すべきものと、考へられて居つた。それには前に述べた理由の外、三つの原因がある。其一つは、列國相互間の陷擠と中傷とである。蘭人と葡人との澳門での鬭争と云ひ、英西兩國人が廣東附近での不斷の斬合と云ひ、何れも歐洲人の相互融和の全然缺如して居た例證た

開國運動
不成功の
原因

らざるは無しであつた。若し各國にして、聯合の力で此開國運動をやつたならば、も少し早く、支那開放の時代が來たに相違ないと思はれるが、當時の外國人は聯合どころか、折が有らば、支那官憲に對して、他國人を惡し様に言ふ。有る事、無い事こき交せて、他國人を誹謗して、獨り自ら丸儲けをしようとした。これでは頑冥至極な當時の支那官憲對手に、開國運動をしたからと云つて、到底物になる譯がない。第二の理由は、英國人の印度及馬來半島に於ける活躍である。當時の支那人の眼から見れば、印度は、嘗て支那の征服した領土で、二十數年も支那人の支配下に立つた所である。又、馬來は是れ亦支那の藩屬である。此處に英國人の勢力の樹立せられる事は、取りも直さず、支那の領土、又は、藩屬の蠶食である。かう云つた感想なり事實なりが、兎角支那の通商的開放を妨げて居た。第三の理由は、明朝亡びて、清朝の新たに起つた事である。蓋し、明室は漢人種の出であるから、云はゞ地附の皇室であり、支那人の支那を實際化したもので有つた。然るに、清室は滿洲出である。被支配階級の大部分を成す漢人に對しては、異人種で、人情風俗其他の相違から、兎角に甘く融和すると云ふ譯には行かず、力を以て漢人を壓迫し、又は官位や利益で之を懐柔して、どうかこうか遣つては行けて居たもの、若し歐米諸國の人々が、どしどし支那に這入つて、漢人種の味方とでもならうものなら、滿洲人は枕を高くして居る譯に

は行かぬ。そこで、歐米人に對して、本能的の猜疑心を持つのは、尤もと云ひ得やう。茲に於て清室は、依然として外國人を「ファクトリー」内に閉込めて置くを安全と心得た。是れでは、到底互市の目的が達せられ様筈もなかつた。

阿片戦争
の原因

然るに、支那開發上に一轉機を齎らした一大事件が突發した、夫れは千八百四十年から四十二年に亙る阿片戦争である。戦争の原因や經過に付ては、別に茲に詳述するの要はないが、一言にして盡せば、かうである。英國東印度會社が、印度阿片の製造を引受けてから、印度阿片の生産額が急に増加して、外國殊に、支那に輸出を圖らねば、生産品の過剰を如何ともし難い状態に至つて居た。然るに、當時の支那では、既に千七百二十九年に禁煙の命令が出て居て、支那の阿片の所持や、輸入やに、嚴刑が科せられる規定になつて居るにも拘らず、英國人は自國船又は米西等諸國の船で、盛に支那に阿片を輸入し、東印度會社は、漸く過剰生産の苦しみから免がれ、却つて多大の利潤を擧げることが出来、之れが爲め、支那地方官憲も、直接間接に多大の利益を收めて居た。是れでは、折角の禁煙の命令も、素より行はれやうが無い。そこで、英國人の阿片輸入を禁止すべしとの議論が支那に盛に起り、湖廣總督の林則徐は上書して、吸煙の弊害を痛論した。清廷は林の意見を容れ、千八百三十九年同人を廣東に遣はし、英國人所有の阿片を沒收して、之

を燒棄させ、且つ英人の互市を禁止させた。茲に英清間の阿片戦争なるものが起つたのであつた。

此戦争の直接の原因は、英人所有阿片の燒棄であることは、此の通りであるが、阿片吸食は元來支那の國禁であるから、嚴格な法理論から見ると、支那政府が阿片を燒棄したからとて、自國の法令を嚴重に施行したと云ふ迄で、不都合が無い。東印度會社の阿片輸入額は、一時非常の多額に上つて、宣宗の時には、三萬兩から這入つたものだから、支那としては、いくら支那人の吸食を、嚴重に取締つたからと云つて、到底禁煙の實の擧がりやうは無い。そこで、燒棄と云ふ最後の手段に出たのであつた。燒棄阿片が印度産のものであらうが、無からうが、英國人の所有であらうが、無からうが、支那は未だ外國人に治外法權を許さなかつた當時であるから、支那側が自國法令に従つて、外國人を律し、外國品を取扱つても、決して違法行爲とは云ひ得ない筈である。英國が、特に此問題を理由として、支那と戦争をしたと云ふ事は、英國側に無理がある。無名の師と云へば云ひ得る。元來英國は、無理な事を避ける國柄である。然るにも拘らず、此事件を導火線として開戦した事には更に深い理由がなければならぬ。英國の宣戦の理由書には、阿片の輸入が、支那の國禁であることなどは、少しも言つて居ないで、阿片燒棄が、英國人の利益を

害し、英國人は侮辱されたと云ひ、又、支那人は一般外國人を劣等視して居ると云つて、之を戦争の理由、若くは、開戦の辯解とした。之を反面から見ると、英國の開戦理由は、英國人の支那に於ける商業に對する支那官憲の干渉を除き、且つ、外國人の通商の自由を確保するに在つたものと見るが正當である。現に英國人はこれが爲め長い間努力し來つた事は、既に述べ來つた所であるから、阿片問題は、單に開戦の直接の動機と爲つたと云ふに止まり、實は支那との互市の目的達成の爲めの戦争と見るのが、妥當であらう。假令阿片問題が起らなかつたとしても、戦争が何時かは起つたであらう。

蓋し、英國其他の諸國は、過去二世紀以上も、支那開國の爲め引續き執つて來た平和的手段が、目的の達成に寸効のないのを知つて居た。中には、互市が到底實現し難いものと觀念し、匙を投げた國も有つたが、英國は最初から最も熱心に努力して居た丈けあつて、さう容易には見切りを付けない。平和手段で行かなければ、手を代へて、脅して見ようと考へ、久しく支那に威を用ゐるの機會を窺つて居たとも見える。況んや、英國は嚮に千六百三十七年に、一度武を廣東砲臺に用ゐて稍や成功したに於てをやである。予は斯く言へばとて、阿片問題が、英國に取り極めて些細な事であると主張する者ではない。英國が支那に阿片を賣る事により、印度政府及東印度會社

が多額の利を得て居た事、支那以外には、これ以上有望な輸出地が無かつた事は従つて、支那に阿片輸入禁止の勵行をされたら、英印の經濟上の打撃が少なくなかつた事やは、略するとして、阿片が、英印間及英支間の爲替決済の唯一の安全瓣で有つた事を忘れてはならぬ。元來英本國と印度間の貿易は、印度が英國から買ふものが、英國が印度から買ふものに比し、非常に多くて、常に片爲替の關係に在る。これは現時も往時も同様である。現に此の決済の爲め、印度は「カウシシル、ピル」を英國で賣出して居るが、阿片戦争當時には、印度は英國人に阿片を賣つて、其代金で、爲替の決済を附けて居た。翻て、英國と支那との關係を見ると、英國が支那から買ふ物は遙かに支那に賣る物より多かつたので、兎もすれば、英國から現金を支那に輸送せねばならぬ危険が多かつた。夫れを決済する物は、印度から渡された阿片である。支那人に渡す爲替差金を此の阿片で渡した。謂はゞ阿片は英國の東洋貿易の決済資金であつた。是れが支那に這入らないとならば、英本國は印度から阿片を受けても仕方がない。印度政府の収入はうんと減少する。延いては、英本國の印度統治乃至全英領土の連鎖をも破るべき大問題で有つたのである。斯う考へて來ると、阿片問題が、英支間の戦争を齎した所以の一面を解する事が出来る。

斯かる事情の下に、「メルボルン」内閣は支那に宣戦し、軍艦を派して廣東を攻め、更に、舟山島

南京條約
成る

を占領し、寧波、厦門を封鎖し、次に、他の一隊は渤海に入つたので、清廷は漸く折れ、直隸總督琦善を廣東に派して和を議させたが、支那側に誠意を缺けるものがあつたので、議一度破れ、英軍は廣東を攻め、厦門より漸次北上して各地を降し、吳淞から鎮江を取り、遂に南京に迫まつたので、清廷は再び和を求め、伊里布、耆英兩人を全權委員として南京に遣はし、英國の全權委員と會商させ、千八百二十四年八月を以て、英清南京條約を締結した。此條約は、支那の開國史上最も大事なものである許りでなく、其後に結ばれた色々な條約の基礎を爲すものであるから、左に其の内容を概説しよう。

同條約の
内容

英清南京條約は、阿片戦争の近因である所の、阿片燒棄事件に對する直接の善後規定と、開國に關する規定との二つを、主たる内容とする。

償金問題

阿片燒棄事件の直接の善後規定は大體左の通りである。

(イ) 償金規定。南京條約の規定する償金に二種類あつて、沒收阿片代償の六百萬弗、軍費賠償の千二百萬弗合計千八百萬弗となつて居る。右の外、從來英國人と取引して居た支那特許商の債務として、三百萬弗を計上して居るが、是れは事件其のもの、直接解決條件ではない。(ロ) 監禁内外人の釋放。阿片戦争當時、監禁されて居た英國人及英國人關係の故を以て監禁されて居た支那人の

外國人の
生命財産
の保護

釋放を約して居る。(ハ) 英兵撤退。南京條約締結當時、英國兵は南京及大運河沿線、鎮海、舟山島及彭浪嶼を占領して居たが、南京條約によつて、英國は第一回償金拂込と同時に撤兵し、其他は償金全部が支拂はれ、且つ、本條約によつて開放を約した五港開港手續完了する迄駐兵することとを定めて居る。(ニ) 外國人の生命財産の保護に關する規定。此規定は、開國に關する規定の一種で必ずしも阿片事件の直接の善後規定とのみは見られないが、外國人の生命財産の安固の保障が、阿片事件に依つて最も痛切に感ぜられ、特に此の種の規定を設けるに至つたものであるから、謂はゞ、事件の再發を防止すべき規定の一種と認められる。此規定と云ふのは、外國人の生命財産の保護の責務を、支那政府に負はしめたことである。同條約第一條後段に「兩國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て其の生命及財産に付充分なる安全と保護とを享有すべし」とあるものは、是れである。是れを、支那の從來の外國人取扱振に對照すれば、非常な相違である。支那の舊式の觀念からすれば、外國人は即ち夷狄禽獸であり、野蠻猛惡な動物であつたから、生殺與奪の權は、全然支那有司の手に在るものと考へられ、外國人の支那の領域内に來ることすら、特別の恩惠と考へられて居たのだから、既に這入つて來た外國人の生命財産を保護するとか、其の安全を保障するとか云ふ事は、特別の例外の場合を除くの外、豫想だもされなかつた所である。支那人

の外國人觀は、言ふ迄もなく、ずつとの昔と、其の當時とは、大分違つては來て居たが、外國人に對する根本觀念には、何等の消長が無かつた。然るに、南京條約は、支那政府に對して、領域内に在る外國人保護の責務を負はして居るのであるから、支那としては、非常な奮發で、外國人側から見ても、支那開國の最初の條約に、此の條項を置く事は、是非必要な規定であつた。今日でこそ、此種の規定が通商條約には無くてはならぬもののやうに思はれて居るが、支那が、南京條約第一條後段の規定を承認したのは、其の當時としては、實に劃時代的の出來事である。尙ほ、此規定は、後になつて、外國から非常に廣い意味に解釋された。支那に居る外國人が、支那人から損害を蒙つた場合、支那政府は之を賠償する義務があるものと考へられるに至つた最初の條約規定も、此の條文である。元來ならば、政府が私人の行爲につき責任を負ふのは、政府に故意又は重大な過失のある場合に限るべきであるが、支那には此の原則が適用のないものと考へられたのは、此條文の廣い解釋の結果で、支那政府も永い間此の責務を認めて來たのであつた。次に、南京條約中の開國に關する規定には、二つある。一つは、英清兩國官憲間の通信に關する規定で、他の一つは、通商規定である。前者は同條約第十一條の規定する所で、「清國に駐劄する英國女皇陛下の首席大官が清國大官(首府に在ると地方に在るとを論せず)と文書往復をなすとき

英支官憲
通信交通
の形式

は照會の文字を用ふべく英國の屬僚が地方に在る清國の大官と文書往復するときは前者は申陳の字を用ゐる後者は割行の字を用ゐる又兩國の屬僚は全然平等の地位に於て文書往復をなすべきことを約す」と云ふもの、是れである。是れより先き、英國は千八百三十四年の取極で、三名の官吏を廣東に駐在させるの權利を得て居たけれども、其の職務は通商の監督と云ふ名義であるから、英國人の商賣そのものを監督すると云ふ迄で、今日の在支公使や在支領事官のやうに、外交上及通商上の廣い範圍の職務を行ふことが出來なかつた。尤も、事實上は、通商監督官が外交官や領事官のやうな仕事はして居たが、是れは決して支那の國家が正式に認めたものではなかつた。然るに、南京條約は、英國が支那……中央と地方と……に大官と屬僚とを派遣することを認め、此等官吏が支那官憲と自由に文書往復を爲し得る事にした。英清兩國の國交は、茲に初めて正式に出來た譯である。而して前記條文が、文書往復の用字例迄も一定したのは、從來支那官憲の外國人に宛てた文書は、恰も君が臣下に與へるやうな形式を取つて居たからである。開國に關する規定の第二は、所謂通商規定である。南京條約の支那開國史上に重要な地位を占め得たのは、主として此種規定の賜である。

通商規定の主たる條項を述べれば、開國の一新紀元を劃するものとして、先づ第一に、廣東、厦

五市の開
放

通商規定

門、福州、寧波及上海五港の開放を擧げねばならぬ。此等の諸地中、上海以外は同條約締結以前から外國貿易が不自由勝ちながら行はれて居た地方であるから、此點から云ふと、南京條約は、必ずしも、五港を始めて開いたとは、云ひ得ないかも知れないが、前にも言つた通り、外國人の對支貿易は、支那官憲から與へられた一種の恩惠に過ぎなかつたから、此の恩惠も支那官憲の蟲の居所で、何時取上げらるゝ、か分らない不安定なもので有つた。然るに南京條約は是等五港を實際取極に依る開市場とした爲め、支那政府は對手國の同意を得ざる限り、自分勝手に之を閉鎖する事は出来なくなつて了つた。爾かのみならず、英國臣民は家屋店舗を以て商業を營む目的で、何等の障礙又は制限なしに、右五市に居住するの權利を認められた。從來外國人の支那に居住營業した者は有つたが、其居住營業地域は、非常に制限された狭小な土地内、殊に、廣東のやうに、「ファクトリー」のあつた地方では、その地域内に限り、取引することを許され、それ以外には一歩も出ること許されなかつた。南京條約は此制限を除いて、五市内何れの所に於ても、商業を營む爲、迫害又は拘束なしに、居住する事を得せしめた。既に英國人の五港在住を許す以上は、領事官の駐派を許すも亦當然の事であつた。南京條約は勿論之を許し、女皇陛下は監督官即ち領事官を任命し、上記の各市町に居住せしめ該地方の清國官吏と商人との公文往來の媒介たらしめ、

領事官の駐派

下條規定せらるゝ、清國政府の貨稅鈔餉等が適當に女皇陛下の臣民に依り納付せらるゝ、やを監督せしむ」と云ふ趣旨の規定を設けた。

支那人特許商の廢止

通商條項の二は、支那人特許商の制度を廢止した事である。南京條約締結以前に在つて、外國商人が支那政府の特許したる少數支那人商人以外の者と取引をなすの權利が無かつたことは、既述の通りで、之れが爲、商取引上の故障と困難とは實に甚だしかつた。無論袖の下も利いたらうし、上手に立廻る者に取つては、特許商人の制度は、必ずしも大なる邪魔では無かつたのであらう。然し、一般商人に取つては、此の制度有るが故、支那貿易が六つかしいもの、經費のかゝるもの、新たに開業する時の如きは、此制度が特に邪魔なものと思はれて居た。他方、支那側から見ても、此制度は、外國貿易發展上の一大障害であつた事は當然である。元々特許商制度の起つたのは、古く葡、西兩國人や英國東印度會社等が、支那へ渡來した當初に於て、色々の意味の必要が有つたからである。即ち、一は、外國語の關係で、一般支那人は、支那語の判らぬ外國商人と、直接取引が困難である結果、取引は自然通譯任せか、又は、多少なりとも外國語を知る少數者が、自ら取引をすることになる。然るに、外國貿易は、此時代に在つては非常にポロい利益が得られると同時に、外國の知識、就中、外國市場の狀況等は、一切知らずに遣る仕事丈けに、危険も非常

に多い。況んや、當時の支那に來る外國商人は、今日の様な比較的立派な人々では無く、大多數は冒險者流で、信用の置けぬものであつたから、此危険は更に大きかつた。そこで、外國貿易に従事する支那商人は、自衛の爲めに一種の「ギルド」を作つて、相互の團結を堅くすると同時に、「ギルド」以外の支那商人の競争をも避ける方針を取つた。由來支那程「ギルド」式の制度の甘く行はれて居る國は少ない。團員の相互扶助、有無相通、業務の聯絡と云つた一般的の同業組合の爲す仕事以外に、裁判も遣れば、仲裁も爲す、商業道德の涵養もすれば、社會的制裁もやる。團員に取つては、随分煩さいが、同時に「ギルド」の外に在つては、商賣が出來ぬ。其内にさへ居れば、金が無くとも信用が可なり廣い程度に利くから、平氣で居れる。「ギルド」以外からの競争は、「ギルド」全員の力で之を防止して呉れる。斯様に便利な「ギルド」であるから、同業者は自然と此組織を作り、且つ、利用する。其の結果は自然と特權階級が出來て來る。當時の外國貿易に就ても同様で、外國貿易は或種の少數者の手に獨占され、外部からは手を觸れ得ないことになつた。然るに他方支那官憲は外國人と直接する事を欲しなかつた。此の事も一つは外國語の關係もあるが所謂外夷と同列になる事を、支那官憲は、最大の恥辱として居たから、外國人は外國人同志で仕事をさせ、又は、生活を營ませて置くことを良いと考へた。けれども、支那での商取引は、到底

外國人のみでは成立たぬ。是非とも支那人たる對手を必要とする。そこで、支那政府は極めて限られた支那人を指定して、外國人との取引を特許した。之を他の方面から見れば、支那官憲は、兎角各種の取引に關し多額の上納金を取立てる例であつた處、直接外國商人から之を取立てるのは、中華の官吏の品位を傷け、敢て爲すべき事でないと云ふ考から、其對手たる支那商人から上納金を納めさせるを便利とした。此取立をするには、何か之に代るべき恩恵を施さねば、商人側が言ふ事を聽かぬ。そこで考へ付いたのは是等の者に外國貿易獨占を特許することである。加之、元々支那政府は外國貿易を喜ばない。何とかして之を防止したいと考へて居たから、取引を許すにしても、之を出來得る限り制限された範圍内に局限しようとした。取引物品にも制限を加へ、取引の場所をも非常に制限し、且つ、取引の相手方迄も、此の特許商制度に依つて制限した。こんな理由から、特許商制度が永く維持せられて來たので有るが、南京條約は、外國人の在住地域に付ては、「ファクトリー」の狭い區域から開港の市とか町とかの全體に擴め、取引の目的に付ても、條約を以て特に何等制限又は拘束なしに商業を營む事を許すことに規定して、在來の制限を全然解除して了つた。斯うなつては、特許商制度許り残したとて、支那側には大なる利益を齎らさない許りでなく、外國貿易の發展を阻塞し、終局に於ては、支那の不利益になる。そこで、此

制度も廢止されるに至つた。然しながら、南京條約は、英國商人が支那至る所で支那人と取引するを許す迄には行かずに、英國人の居住する一切の港市に於てのみ、其欲する何人とも商取引をなす事を得せしめたに止まるのである。外國人が開市場以外の地、即ち、内地で取引する爲めには、是非共、支那人の手を経て之をなさねばならなかつた。

關稅規定

通商條項の第三は、關稅率に關する規定である。從來外國商人の最も苦んだ對支取引の故障の一は、稅制の不整頓亂雜を極めて居た事である。如何なる品物につき、何程の額の稅を取られるかが、商人の豫測の出來る程度のものでなければ、到底安心して取引をすることが出來ぬ。然るに、支那には、當時全然稅率の定めが無かつた。假令有つても勵行されず、勵行されたところが、一般的勵行は到底期待し得なかつた。同一州内でも、町により、村により、色々の取立が有る。多くは町なり村なりの稅請負者の專擅に決定した稅額である。手数料である。又同じ町でも日によつて、又、取扱人によつて、稅額が必ずしも同一でなかつた。そして、收稅が請負制度で有つたと同様に、納稅も亦請負制度で、其間請托も行はれ、納稅貨幣の種類に付てすら、色々と面倒が有つた。これには、外國商人がほと／＼困りに困り抜いた。支那人と雖も、困らぬでもなかつたが、そこには裏が有る、又、此の亂雜極まる稅も、慣れ、ば左程にも心にかゝらぬ。不平は云ひ

ながらも、何とか彼とか、此の亂雜な租稅や手数料を納付して、結局商賣が平氣でやつて行けた。外國人には到底此の支那商人の眞似は出來ぬ。其所で英國政府は南京條約締結の際、本問題を談判の一題目として、稅率、殊に、外國人に適用ある稅率は、條約を以て、課稅標準と稅額とをチヤンと定めて置き度いと考へ、少くとも輸入關稅を、全部協定稅率にすることを、英國側から提議した。然し、支那政府は中々之に同意を表しなかつた。これと云ふのも、一は、從來の稅制上、關稅と其他の稅との區別が非常に困難であつて、支那の稅と云へば殆んど全部が出港入港等の稅又は通過稅であつたので、支那の實情から見ても、英國の主張を實行するに困難が有つたと同時に、他方、支那の徵稅方法は、所謂純豫算主義で、總豫算主義ではない。政府は豫め稅額を各品目に付き決定して置くことなしに、例へば、江蘇省からは年何萬兩、河南省からは何萬兩と云つた風に、徵稅總額を豫定し、地方政府は、此總額丈けを、中央政府に納めさへすれば、人民から取立てる實際の稅額如何は全然問はなかつたから、地方政府は、中央へ納める金と、其の地方の政費や、自分の懷勘定等を目安として、稅額を定め、又は、其の稅額を納付させる約束で、地方官紳などに、徵稅を請負はしめ、請負人は此の約束額を目安にはするが、是亦同様徵稅費や自分の懷合ひを考へるから、勝手に收納をして居た。斯う云ふ風に、上から下へと段々收納額が増加して

行くから、一定貨物に付て、幾千の税を徴されるかは、地方により、時によつて、到底一樣であり得なかつた。最下級の收税人は、勝手に極めた税の收入から、徴税費用と自己の収益とを差引いて、直ぐ上の徴税人から割當てられた税額を之に納付し、順次上の徴税人に至る仕組であつたから、中央政府は、年何程這入るかの見當は附くが、各品目、單位につき何程の税額を取立てたかは、全然判らぬ。夫れと同様に、納税の實務に當る筈の地方收税官公吏も亦其の管轄區域内の各地方官憲に中央政府と同じ様な方法で、税金を賦課する。其の受取るものは、支出を差引かれた収入残額で、各品目に付ての税率は判らぬ。こんな譯であるから、中央政府としては、英國の要求に應じて、實際税率を極めやうとしても、極め様が無かつた。そこで、色々交渉の末、支那政府は、支那中央政府の自由になる關稅率の事丈けに付いて、英國臣民の居住を許された場所では、輸入税、輸出税、及其の賦課率を、公正、且つ、正格に定めて、廣く之を公布すると云ふことを、條約で決めた。其の當時は、公正、且、正格な税率とは何を云ふのかが具體的に定められなかつたが、其後從價五分の低税を定めらるゝに至つた。南京條約では、其外所謂抵代税の制度を定めて居る。即ち、英國商品が、一度開市場で所定の關稅其他の税を納付した以上は、之を支那人の手で奥地へ持つて行く事が出来る。然し、其際は該物品の關稅額の何割かを超えぬ通過税

抵代税制

を支拂はねばならぬと云ふ規定である。此規定も亦甚だ漠然たるものではあるが、關稅納付の外國品は、該關稅額の幾割かに當る通過税を拂へば、もう其後の内地税を免除せられると云ふ新制度は、外國人が支那の亂雜な税制の適用から免るゝには非常に都合な規定で有つた。然し關稅率と通過税率との決定せられぬ限り、主義上の問題としては兎も角、實際上、何等效果が無かつたから、成るべく早めに、詳細調査の上、兩國政府は更に此點を決定する事に協議が整つた。其の結果、南京條約調印の翌年、即ち、千八百四十三年に、香港で、通過税は當時現行の額以上に増加しないと云ふ宣言を協定した。

次は、直接の通商條項とは云へないが、支那の通商貿易發展に至大なる影響を與へた南京條約の一規定を擧げざるを得ない。是れは香港の割讓である。此の割讓規定を見ると、條文は斯う爲つて居る。英國臣民が其船の損じ又は壞れた時、之を修補し、又は、之に要する材料を保藏する爲め港を所有するは、必要且つ願はしい事であるから、支那は、英國に香港を讓與し、英國の法令に依つて、之を治めしめると云ふので有る。南支那方面の航行状態から云つても、將又、海賊の出沒状態から見ても、英國が、其の船舶修理等の爲め、香港を手に入れる必要は、大に有つたには相違ないのであるが、領土割讓に船舶修理を唯一の理由としたなんかは、随分困つた結果に

香港の割讓

は相違ない。兎に角、當時の英國としては、必ずしも、香港の割讓を英清間平和克復の重大なる條件として居たのではない。現に南京條約締結の局に當つた「ポッチンガー」に對し、英國政府は必ずしも香港の割讓を固執はしない、若し支那にして五港以外の地、殊に長江筋の重要地點を外國貿易の爲め開くならば、香港割讓の要求を撤回しても良いと訓令して居る。是れから考へると、英國 香港を割取するに至つた動機は、同地を以て英國商人の通商の足溜りとし、英國の法令の下に、英國官吏の支配の下に、英國商人が、恰も本國に在ると同様の心持ちで、支那で仕事の出來る様に仕度いと云ふ希望に出でたのであるから、他の割地要求とは、一寸趣が違つて居たことを認める。英國人は、英國が支那の領土を蠶食したと云はれるのを非常に嫌つて居る。南京條約が船舶修理を理由としたのも此邊から來て居る。そこで英國人は、此の割地を斯う云ふ風に辯解をして居る。英國は香港を自國専有の商業地とは爲ない。萬國共同の地として居る。自由貿易主義を此地に行つて、同地出入の船舶貨物に何等關稅を課せない事は、此政策を最も雄辯に語るものであると云ふのである。成る程さうで有る。然しながら、英國は香港を屬領として居る事八十年にもなつて居る今日、猶ほ完全なる統治權を持つて居る。上海英國專管居留地は夙に萬國共同の利益の爲め、之を萬國居留地にして了つたが、香港はこゝまで奮發して萬國的にする氣はない

と思へる。矢張り長く英國の領土となつて居るであらう。華盛頓會議の際、九龍租借地を還付する、せぬの問題が起つた際の英國全權の態度から推しても、然りと斷言するも誤りではあるまい。英國が支那の領土を割取した最初の國なりと云ふ批難は、事實から見て逃れのない所と云はねばならぬ。加之、香港に於ける諸施設は、外國人の支那に活動するに缺く可からざる安全保障となつたから、其後、英國以外の諸國も、自國の支配下に、支那の或地區を置く爲め、英の例に倣はうとした國が少くはない。或意味から云へば、露、佛、獨等諸國が、後日支那に租借地を得た遠い理由は、英國の香港に於ける成功から發足して居ると見られ、各國が各地に專管居留地を取つたのも亦然りと云ふ事が出來やう。然しながら、香港が英國の手に在つた事の、支那の開國に與へた利益は、實に測り知る可からざるものがある。第一に、南京條約當時に在つては、開市場の設定が對支商取引に至大な便益ありと思つた者は、極めて少なかつたらう。特許商制度は廢止されたとは云ひ條、支那官民の外國商人に對する態度は、特に南京條約直後に於て、最も兪惡であつた。事無ければ即ち已むが、一旦何か支那人との間に事が起れば、外國人の生命財産の安全は、必ずしも期し得なかつた。素より損害賠償の途は有るが、賠償を得るが爲めの商賣ではない、商賣をするが爲めの商賣である。浮か／＼して居ると、殺されたり、打たれたりする様では、仕方

がない。そこで、事が有つた際に逃げて行くべき安全な場所が、支那開市場の近所に在る事を必要とする。又一方、支那は内亂の國である。外國人間には何等紛争が起らなかつたとするも、内亂は常に住民の生命財産を極度迄不安固にする。外國人の生命財産だらうが、支那人のだらうが、内亂の度毎に、一樣に危険に瀕する。其際にも亦安全な逃げ場所が必要と爲つて来る。逃げ場所としては、支那開市場に近い所、そして、事故が止むと短期間に元の場所に引上げ得る所でないならばならぬ。又、事變が長引いても、其土地からの支那開市場との取引が或程度迄、出来る場合でなければならぬ。斯んな條件は、香港によつて凡て満足させられて居る。かくて、香港は、一方、外國商人の商業地たると同時に、在支外人の逃避の安全な場所となつた。若し、香港が英國の手に歸しなかつたならば、支那の外國貿易は果して今日の盛をなし得たかどうか、餘程疑はしいと思ふ。加之、香港は英國領有以來、支那貿易の「クリアリングハウス」の役目を勤めて居る事、東西兩洋及南洋間の航船の石炭搭載地點として最良の場所たること、其他、英國の施設の對支貿易の増進に貢献したる點は實に多いと思ふ。

南京條約はかくして支那を英國に開いた、假令開放地點が五港に限られたとは云へ、其の支那の將來の通商及外交上に齎らした影響は至大なるものが有る。

南京條約の形式を國際關係に改善

南京條約に具體的の規定となつて現はれた事項は、大體以上の通りであるが、茲に別に條文とはならないが、支那の開國史上最も重要な事項が、同條約の形式の上に、定められてあることを、看過してはならぬ。それは英清兩國間平等關係の定めである。由來、支那は他國の來つて修交を求むるものは、凡て之を貢納國と考へて居た。豊臣秀吉を日本國王に封じた觀念は、明時代に限つたものではない。前に述べたやうに、清廷が屢々外國使臣の北京に來るのを拒んだのも、將又、入京を許した外國使臣に、九拜の禮を行はしめたのも、皆此の觀念から來て居る。世界の強雄大英帝國と雖、支那が之を貢納國と認めて居ることを如何ともし難かつたのである。そこで、英外相「パーマーストーン」は、南京條約締結の機會を以て、此點を國際公法上の原則によつて、立て直さねばならぬと考へ、全權委員の「ボッチンチャー」に對し、南京條約締結方策案の一條項として、英清兩國及其の主權間の絶對平等の原則を、明かに示すやうに訓令して居る。其の結果、南京條約は、規定の内容が片務的であるとは云ふもの、今日の獨立國間に締結される條約と同様に、兩帝國を全然平等の基礎に置く形式で、兩國全權の對等の調印と、兩國對等の批准とを認めて居る。先づ、其の前文を見ると、英文の正文には、「大不列顛愛蘭聯合王國女皇陛下及清國皇帝陛下は兩國間に生じたる不和及之に基ける戰爭を終止せんと欲するに因り……云々」と書し、支

那文の正文には、此の順序を顛倒し、「支那國皇帝陛下」を先きに、「大不列顛愛蘭聯合王國女皇陛下」を後にして居る。此外に、同一趣旨から、同様の條文形式を執つた條項が、も一つあり、最後の兩國全權の署名調印の形式も亦、兩國が全然平等の地位に在るものと認めて居る。これは、今日では當り前の形式であるが、當時の支那としては、空前の讓歩であつた。そのみならず、千八百四十三年の六月に南京條約の批准を交換する時、支那全權は、英國の要求に應じ、態々香港へ行つて、交換を了して居る。かくて、英支間の平等觀念が、條約上確立した。同條約第十一條に「清國に駐劄する英國女皇陛下の首席大官が清國大官（首府に在ると地方に在るとを論せず）と文書往復をなすときは照會の字を用ふべく英國の屬僚が地方に在る清國大官と文書往復をなすときは前者は申陳の字を用ひ後者は割行の字を用ふべく又兩國の屬僚は全然平等の地歩に於て文書往復をなすべきことを約す云々」と有るのも、亦英清兩國平等原則の一適用に過ぎない。

英清南京條約の内容は、以上述べた通り、大部分阿片事件の直接善後規定で、支那開國に關する規定としては、僅々四箇條、それも、抽象的な原則規定あるに止まり、殊に、關稅率や通過稅率の問題は、後日の協定に讓られ、又、通商上の手續に關する規定、例へば、出入港手續とか、積荷の揚卸に關する手續とか、檢疫の問題とか云ふ貿易の實際問題としては、是非極めて置かねば

ならぬ規定も、南京條約其のものには、全然規定されて居らぬ。これは、英國側で氣が付かずに、見逃したのではない。阿片戰爭の解決が、徒らに永引くのを嫌つて、南京條約としては、戰爭の直接善後策と、比較的容易に通る見込のある通商事項とを至急協定して、英清間の紛議を一日も早く片付けたいと云ふ「エリオット」提督の意見が、英國全權委員を動かした爲である。關稅率や、通過稅率を、未決定の儘に置いた理由も、此邊に存する。然しながら、對支貿易上一頭地を抜いて居た英國は、決して通商事項の細目協定を斷念した譯ではない。英清間平和克復の後に於て、徐ろに其の希望を實現しようとした迄である。而して、希望實現の方法としては、一方、英國自ら、協定を進めることの外、米、佛等諸國の通商條約締結商議に際し、出來得る限り、他國を援助し、最惠國條款によつて、其の利益に均霑しようとするの方法を執つた。

先づ、英國自身の努力の方面から述べると、英國政府は、南京條約調印後間もなく、開市場に於ける通商規程の締結商議を廣東で開始した。然しながら、此商議は、廣東地方一帯に起つた内亂や、支那側係官の死亡等の爲め、急に片が付かなかつた。然るに、千八百四十二年六月六日になつて、南京條約に對する英國女皇の批准書が香港に到着し、愈々支那側と批准の交換をする迄の段取となると、英國は南京條約の規定中に關稅及通過稅率が定まつて居ないのを不可なりとし、支

那全權委員の耆英に迫つて、何等かの具體的規程にし度いと談じ込んだが、結局妥協の上、英國商品に對して課される通過税の額は、當時の輕少な税率を超過しないと云ふ趣旨の宣言書を作り、且つ此の宣言書及其の具體的規程を條件として、六月二十六日批准の交換を了し、次いで同年七月を以て、廣東、厦門、福州、寧波及上海五港に於ける英國通商に對する一般規程」なるものを協定した。此の一般規程は全部十五條から成り、水先案内、出入港等の規則を始め、噸税、輸出入税、税關貨物検査、積換其他の規程を含んで居る。次いで、南京條約追加條款締結の商議を開始し、千八百四十三年十月八日を以て、虎門灣で調印された、此の追加條款は、南京條約締結後英清兩國間で協定した通商事項の細目を、本條約追加の形式にしたに過ぎないが、條約文中にも「追加條款は原永久和親條約(南京條約)中に挿入せられたると同じく羈束力を有し之と同一の效力あるべし」とある通り、南京條約の一内容をなし、支那開國の第一着に出來た通商細目であり、其後に出來た色々な通商上の取極は、之れが修正又は増補に過ぎない。但し此の條款は、英清間の協定の前記通商に關する一般規程と共に、千八百五十八年の英清天津條約によつて、改正され、又は、其儘同條約の中に組入れられると同時に、失効して居るから、茲に其の内容を述べるの要は無いと思ふ。

米清望厦
條約成立
事情

第四 千八百四十四年の米清、米佛兩通商條約の締結

一、米清望厦條約の締結

英國は戰勝の餘勢を藉つて、支那をして嫌や／＼ながら、其の門戸を、英國人に開放させた。米、佛其他の諸國は、英國と均しく、久しく支那の開放に力めて居たのだから、南京條約が出來ると、英國人同様に、支那を自國人の爲に開かせやうと競つた。然しながら、支那の鎖國主義は、南京條約によつて、根柢から破れた譯ではない。支那は、依然として其の門戸を英國以外に鎖さうと試みた。支那は、英國は戰勝者であるから仕方がないが、其他の諸國とは斷乎として互市をせぬと決心した。そこで、英國に次いで通商條約の締結を策した米國が、「カッシング」を全權委員に任じ、豫め其の使命を支那政府に通知して置いたにも拘らず、千八百四十四年二月に、同人が廣東に着いて見ると、支那官憲は、天で對手にしない。「カッシング」は地方で埒が明かぬので、北京に行かうとすると、地方官憲は極力之を阻止しやうとした。そこで、「カ」氏は強硬に通商條約締結と晋京とを主張した結果、支那側は廣東地方官を交渉の任に當らせることを止めて、英清南京

條約締結の際の全權であり、且つ、外國側に受けの良い耆英を新たに全權委員に任命し、廣東に赴かせ、條約締結の誠意を示したので、「カ」氏も晋京を思ひ止まり、廣東總督を経て、國書を清國皇帝に上つた。そこで、談判は「カツシング」着支から約五ヶ月の後の六月末に漸く開始された。幸ひ米國政府の要求するところが、支那側の豫期したよりも公正であつたから、談判開始に相當暇取つたに拘らず、條約の商議はすらくと捗取つて、七月三日には、早くも議了し、兩全權の調印迄も済んだ。是れ所謂米清望厦條約である。

米清望厦條約は英清南京條約に比し、音に形式に於て整つて居るのみならず、其の内容に於ても、幾段の進歩を見せて居る。規定の詳細に互るは勿論、南京條約に全然規定のない事項も多い。此の新規定中特に注目すべき事項を摘記すると、(イ)合衆國人業務の監督及取締の爲め、領事官其他の官吏派遣を認めたこと。外國が支那に領事を置くことを認めたのは、決して此の條約に始まつたものではなく、南京條約追加條款にも、「英國商人の爲めに開かるべき五港の各々に一艘の巡洋艦を碇泊せしめ英國船の水夫の間に善良なる秩序と訓練とを布き英國臣民を統治する領事の必要なる權力を支持せしむべし」と云つた類の規定があり、領事官の支那駐派を條約を以て認めて居る。然し、右追加條款の規定には領事の職務執行の手續や、支那官吏との地位關係等の規定を缺

望厦條約の内容

いて居たが、望厦條約は「合衆國人民が前記五港に於て爲す業務に關する事項の監督及取締に付ては合衆國政府は領事又は官憲を選任し支那國政府の官憲に依り正式に之を認可せらるべく公の交際又は通信は事宜に依り均等且相互的なる條件を以て自身或は書面を以て之を爲すべし」云々との規定を設け、近年の通商條約中の領事官に關する規定に近いものとして居る。(ロ)治外法權に關する規定を設けたこと。望厦條約は、支那に治外法權を認めさせた最初の條約である。英國は南京條約締結以前から、治外法權に類した主義の下に、自國人の取締を、一切自國領事をして行はしめて居た。南京條約締結の際にも、此主義を同條約中に規定し度い希望であつたが、香港割讓の外に、更に此種の權利を要求することを不得策であるとして、本條約には何にも規定を設けず、翌年の一般通商章程中英清兩國人間の保證の條項中に、領事の調停出來ない事件が起つた際に、英清兩國官憲共同の審査裁定をすることを定め刑の執行のみを被告主義によつて定めて居るから、今日の治外法權とは少しく性質が違つて居る。然るに、望厦條約は、更に一步を進め、何等例外なしに、民刑事事件を被告主義により裁判し、且つ行刑する治外法權を、支那政府に認めさせた。尙治外法權の支那開國に及ぼした功罪等に付ては、便宜上天津條約締結の章に述べる。(ハ)支那の專賣制度による合衆國人の業務の妨碍を除いたこと。「輸出入品の購買及販賣に従事する

合衆國人民は……專賣其他の有害なる束縛に依りて其の業務を妨礙せらるゝことなし」と規定して居る。此の規定は、支那に於ける外國人の通商の自由と安全とを保障する所の甚だ多いもので、若し此の規定がなかつたなら、排外鎖國を以て其の國是として居た當時の支那は、必ず專賣制度其他の方法で、折角南京條約で廢止した特許商の制度を復活しようと試みたに相違ない。それが證據に、南京條約の締結の一寸前に嘗て特許商であつた支那商人は、同條約の締結に對し、熱心な反對運動を開始した。然し、それにも拘らず條約が遂に調印され、次いで批准迄も交換されたのを見ると、今度は、特許商制度の形を廢して、實を收めようとし、支那官憲を動かして、廣東に一種の市場を置くことに成功した。此の市場は、外國向き貨物が、外國人に賣渡される前に必ず、一度は通らねばならぬ關門で、賣買と同時に、市場の取扱商人に巨額の手數料を支拂はねばならなかつたのである。此の制度は取りも直さず、特許制度の復活であつた。米清望厦條約に、專賣制度に關する前記の規定を設けた理由は、これで明瞭である。(二)商業保護の爲め米國軍艦をして支那各地を巡邏させる權利を規定したこと。南京條約は、同條約によつて開かれた五港に、各一艘宛の軍艦を碇泊させ、其の交代の際は、之を支那官憲に通告すると云ふ規定を設けて居るが、米清望厦條約は、此の規定を更に擴張して、米國軍艦は自國通商の保護の爲め、支那國沿岸

を巡邏することの出来るやうにした。巡邏し得べき場所に付ては、條約に何等の明文はないけれども、其後の慣例から、沿海瀕江の何れの地方へも行き得ることになつた。此の規定も亦後日支那の内亂や、排外運動やの起つた際に、在支外人の保護に缺く可からざる有用な規定となつたことは、説明する迄もない。(ホ)阿片を取引禁制品としたこと。阿片戦争が、英國人の阿片取引から誘起されたから、同戦争の結果結ばれた南京條約は、阿片取引に付て何とか決めねばならぬ筋合であつたにも拘らず、故ら此の問題に觸れなかつたのは、英國政府の苦心の存する所であつた。然るに、米國には阿片問題について、英國のやうな行懸がないから、望厦條約で、阿片を取引禁制品として「阿片若は其の他の禁制品を取引する合衆國人民は支那國政府に於て處分せらるべく合衆國政府の許又は保護を受くるの權利を有することなし」と云ふ規定を設けて居る。

二、佛清黃浦條約の締結

米國に次いで、支那と條約締結の商議を始めたものは、佛國である。米國全權委員は、愈々談判をする迄に、永い間廣東で待たねばならなかつたが、佛國全權委員は、千八百四十四年八月中旬に支那に着くと、間もなく談判に取りかかり、十月には佛支兩全權の調印の運びとなつた。

此條約も亦望厦條約と同様、英清南京條約及同條約追加條款の規定を詳細にする一方、此の條約

その内容

に特殊な規定を設けて居るが、多く望厦條約に範を取つて居る。今此の條約の特殊規定の主要なものを挙げれば、(イ)佛國人財産不可侵の規定を設けたこと。(前記五港津に於て佛國人に屬する一切の財産は清國人に依り不可侵と看做され、且つ常に尊重せらるべきものとす清國官憲は如何なる場合に於ても佛國船舶を抑留し又公私の如何を問はず徴發することを得ざるものとす)と云ふのがそれである。(ロ)佛國人の支那に對する義務の免除。是れ同條約第三十五條の規定する所で、「本條約に明定せられたるものを除くの外一切の義務は之を佛國領事若しくは領事代理、並に、佛國民に課することを得ず」と云ふ文句になつて居る。此規定は支那に於ける外國人の地位を、他の先進諸國に於ける外國人のそれと、全く違ふものにした、治外法權の規定の一種と見做さるべきものである。蓋し、一般先進國に於ては、一國領土主權の發動によつて、内國人たると、外國人たるとを問はず、一國領域内に於ては、一切領土國の主權に服従するを原則とし、唯、特に條約慣行其他正當の理由ある場合に限り、領土國の主權に服従しないことがあるのであるが、支那に於ては、支那に對する外國人の義務の關する限り、前記の原則と例外とは顛倒し、外國人は原則として、支那に對し、何等の義務を負はず、條約の規定ある場合に於てのみ、例外として、支那に對し義務を負ふことになつて居るのである。然るに、其後千八百五十八年の天津條約で黃

浦條約は失効したが、右天津條約は、此の原則を其儘認めて居る。(ハ)佛國領事官不在の場合、佛國人の保護を支那領事官又は税關長に依頼し得る規定を設けたこと、黃埔條約は領事官の職務につき、望厦條約と大同小異の規定を設けた外、「領事又は領事代理なきときは佛國人たる船長及商人は友邦の領事の仲介に依るか其の不可能なるときは直接税關長に申告するの權能を有す税關長は該船長又は商人に對し本條約の一切の利益を保障する方法を講ずることに注意すべし」と規定して居る。友邦の領事官が佛國人保護の責務を引受けるかどうかは、友邦の國內法の問題であるが、若し之を引受けるとすれば、當時餘り多く支那に領事館を持たなかつた佛國としては、非常に便利な規定であると同時に、他面、佛國が支那との通商互市を以て、列國共同の利益問題と考へて居たことの生きた證據である。

かくて、英、米、佛の三國が何れも支那と通商條約を締結したので、其他の國も、人後に落ちるのを恐れ、争つて條約の締結を支那に求めた。が、支那は英、米、佛三國人と同様の條件で、他の國民にも互市を許し、獨り瑞典、諾威とのみは千八百四十七年に、米清條約と同一内容の條約を締結したが、他國とは條約の締結を避けた。

第五 千八百五十八年の天津諸條約の締結

一、英、米、佛三國の條約改正運動の失敗

支那開國の第一歩は、英清南京條約及之に引續いて締結された諸條約の成立によつて、踏み出されたけれども、支那の鎖國の國是は、之れが爲めに根本的に變つた譯ではないから、條約其ものが出来ても、其の實施が中々六つかしかつた許りでなく、却つて、排外民衆運動を激發し、事態は舊時に比して一層惡化した地方さへ出来た。例へば、南京條約によつて開かれた五港の開放狀況に付て見るに、一番故障なしに開放されたのは、寧波と上海との二港で、殊に上海は、千八百四十三年十一月英國領事が着任すると間もなく開放され、外國人は城内に支那人と軒を並べて商賣をし出し、千八百四十五年には、英國租界が上海城外長江沿岸に始めて出来、米、佛兩國の租界も亦引續いて出来、在留外國人の數も、開放翌年には僅かに二十三だつたものが、千八百四十七年には百餘に増加し、爾後非常な勢で累年増加して居た。厦門の開放も亦大體滞りなく濟み、外國人居住地域として、彭浪嶼が指定される迄に至つた。然し、他の二港、即ち、福州と廣東とは、所謂英國人入市問題なるものが、非常に八釜敷い問題となつて、英支間の困難な交渉案件

南京條約
締結實施
狀況

廣東及福
州の入市
問題

となつた。幸ひ福州では、英國側の強硬な態度が功を奏して、千八百四十五年二月に、事件が解決して、英國は市内に領事館を開くことになり、外國人は市内と市外の南臺とに居住するやうになつたが、それ迄には、英清兩國間に、随分激しい論争が四ヶ月も續いたのであつた。他方、廣東では、入市問題が福州よりも更に幾倍も八釜敷いものとなり、同市には、排外運動が盛に起つて、英、米人の支那人から殴られたり、襲はれたりしたことが、一再ではなかつた。外國側、殊に英國は、之に對して抗議もし、懐柔もしたけれども、常に不成功に終り、千八百四十四年から六年に掛けて、前後三年間、英支側が強い抗争を續けた。當時の兩廣總督は、南京條約其他の開國の第一期に屬する諸條約締結の全權委員の耆英であり、支那開國論者の首腦であつたから、外國側の入市要求の正當であることを認めて、千八百四十六年には、其旨の布告迄も出したけれども、排外民衆運動は非常に頑強で、官憲の弱腰を怒つて、廣州府尹を襲ふ程の事件が出来て、開國論者の腰がふら付き出し、其後支那地方官憲は言を左右に托して、英人の廣東入市を拒むやうになつた。時に、英國では流石の「バーマーストーン」外相も、阿片戦争から間のない事でもあり、さうくは支那に力を用ゐるの不可を見て、事勿れの方策を取つたので、千八百四十六年四月四日には、「外國人の廣東入市及英國軍隊の舟山島撤兵に關する協約」を締結して、支那地方官が廣東

市民を抑制することが出来ない」と云ふことを理由として、英國は入市権の實行を適當な時期迄延期すること、し、廣東の排外運動は、之れが爲め一時僅かに鎮まつたがそれも東の間、一寸した英支人間の衝突事件から、排英運動は忽ちに元の通り盛んになつて來たので、緩和主義の英國當局も、遂に恐い顔をせねばならなくなり、千八百四十七年の三月には、香港總督の「デービス」から、耆英に對し、英國は武力を用ゐることあるべき旨を警告し、暴行者の處罰と、損害の賠償とを要求した。然るに之に對する耆英の回答が、甚だ回避的であつたので、英國は四月一日に兵を廣東に送り、英人に對する暴行犯人の處罰と、廣東市内に英國人居住地の設定と、入市権の即時實行とを迫つた。其の結果、同月六日の英清間「英國臣民の廣東入市、河南に於ける商業及貿易港に於ける教會設立に關する取極」が出来、廣東入市は夫れから二年の後に愈々實施することに定まつた。然し、是れでも入市の自由が所定の期日に實行が出来ず、結局、英國は抗議附で、入市権を一時放棄するに至つた。

以上の如く、外國人の開市場に入市することすら出来なかつたのだから、通商に關する細末な條約規定も、多くは實施不可能となつて、折角の前記諸條約の取極も、死文同様であつた。英國は其後千八百五十年に一度入市問題を交渉案件としたが、「バーマーストーン」辭して、穩和主義の

通商細目
實施困難

「グランビル」が英國外相となると、此問題には全然觸れずに置いた。「アバーデン」外相となつても、同様の態度を執つたから、廣東の開放そのものは、一向捗取らず、其の間に、上海が漸次廣東の商域を蠶食して、今日の盛を致すの素因を作つた皮肉な現象も出來た。

此様な状態が続いては、折角の列國の努力も水泡に歸して了ふ。そこで列國は、條約實施の爲め、支那に威壓を加ふべきか、將又、之に對し懷柔の策を講ずべきかの岐路に立つたが、千八百四十七年の英國の武力政策が、却つて廣州や、福州や、厦門の排外風潮を激成し、開國に歩を進め得なかつたのに鑑み、列國は猶ほ武力を用ゐることを避け、條約規定の實施せられぬ事に對し、幾度ともなく書面又は口頭の抗議を續けて居たが、殆んど糠に釘であつた。嘗て耆英が兩廣總督であつた時代には、列國使臣は、直接總督に面會して、直談判が出来たけれども、耆が罷められた後は、其の後任者は、何れも外國使臣との面會をすら謝絶した。着任の挨拶や離任の暇乞ひと云つたやうな禮儀上の面會をすら、何のかのと云つて、勿ね付け通した。是れでは、國交も圓滑に行かう筈がない。外國使臣を全然無視するの無禮を敢てして居るのである。中には、地方官對手では駄目だから、中央に行つて談判しようと思ひた外國使臣もあつたが、之れも途中で支那官憲からの故障が出て、押し切つて北京に行かうと云ふ者もなく、何れも目的を達しなかつた。

列國の懷
柔政策の
失敗

こんな事情から、英、米、佛の三國は、何とかして條約を早く實施すると共に、條文の不備をも改訂し度いと思つて居た。然るに、望厦及黃埔の兩條約は、何れも十二年を以て規定變更の商議を開始することに定められて居り、其結果千八百五十六年を以て其の期限が來ることになつて居つた。南京條約には、有効期間や改訂時機に關して、別に何等の規定は無いが、同條約追加條項に定めてある最惠國條款に基いて、千八百五十四年を以て、修正商議開始の年と考へられて居た。そこで三國は此の機會に於て條約改正の目的を達しようとして居た。三國公使は此共同目的の達成の爲め、各々相助け合ふことを、本國から訓令されて居たから、三使は千八百五十四年を以て、支那地方官憲に對し改訂談判の開始を求めた。然し、原條約の履行をすら欲しない地方官が、改訂に同意しやう道理が無く、どうしても埒が明かなかつたので、英、米兩國公使と佛國公使館員とが、軍艦二艘に搭乗して、廣東から天津に向ひ、十月半ばを以て白河口に着き、同地で支那官憲と會談したが、此所でも亦要領を得ずに、南に歸つた。次いで、千八百五十六年、即ち、望厦及黃埔兩條約の改正商議開始期を以て、再應商議開始を、米國公使から支那側に申入れ、英、佛の兩國公使は、米國の主張を支援したが、今度も亦支那側から、改正の要なしとして、劍もホロロの挨拶をされ、取付く島も無かつた。支那の排外思想は極めて鞏固である。幾度口や手紙で條約改

訂を求めても、夫れは依然無効である。若し斯うした状態を續けて居るならば、支那との通商互市が、何時になつて目鼻が付くやら判らぬ許りでなく、歐米の大國が、支那から鬪弄され通して、國家の威嚴が保たれぬと云ふ考が、在支歐米人間に出て來た。平和手段が何の役にも立たなかつた從來の成行に鑑みて、武力を以て、支那に條約規定の勵行を迫らねばならぬと云ふ意見も現場に在る歐米人の間に、相當有力に唱へられて居た。然し、本國政府は此期に及んでも、依然平和手段を執つて、武力解決を嫌つて居た。是れには色々の理由があるが、一言にして盡せば、當時英、佛兩國は「バルカン」問題急を告げた際であり、兵を支那に用ゐることを敢てし得なかつたからであり、他方米國は、奴隸問題が原因となつて、内亂状態に陥つた際であり、且又假令此内亂状態が存在しないとしても、當時米國政府が兵を米洲以外に用ゐることの、到底議會の協賛を得る望みが無かつたからである。然るに、千八百五十六年になつて、英、佛兩國をして、和平手段を棄てさせるを餘儀なくした二つの事件が起つた。英船「アロー」號事件及佛國宣教師「シャブドレーヌ」殺害事件である。

二、「アロー」號事件及「シャブドレーヌ」事件、並、第一回英、佛聯合戰役
英、米、佛三國使臣の條約改正運動は、鎖國主義で固まつて居る大多數支那人の排外運動を、再

び盛にした。廣東、福州等排外熱の從來から最も盛んであつた地方は勿論、厦門などでも、千八百五十年代には、相當盛な排外運動が起つた。南京條約締結當時には、殆んど排外運動の起らなかつた上海ですら、外國人の支那人から受ける危険が相當大きかつた。千八百五十四年三月六日に、米國水先案内船が、上海で支那兵の射撃を受けたのも、其の一つの著しい例である。此の事件は、幸ひに間もなく片付いたけれども、之と殆んど同じ性質の出來事が、英船「アロー」號に付いて起ると、今度は遂に非常な大事件になつて了つた。

「アロー」號は、支那人の所有船ではあるが、香港で登録され、英國旗を立て、居た船である。千八百五十六年十月八日に同船が廣東沖に碇泊して居たところ、突然多數の支那兵が乗込んで、英國旗を引下し、支那人船員十二名を拉致しようとした。之を見ると、英國領事が「アロー」號に行つて、未だ引上げない支那兵に向つて、其の不法を詰り、捕縛した船員の引渡を要求した。然し支那兵は頑として之に應じなかつたから、同領事は、更に兩廣總督に抗議を申込み、其後英國側と支那側との間に、數回の照覆があつたが、兩方の主張には、非常な懸隔があり、且又、支那側の態度に誠意を缺いた點が多かつたので、英國の態度は益々強硬になり、謝罪、賠償及逮捕船員の引渡を要求し、支那側も亦意地になつて、言ふ事を聽かず、彼此押問答の末、英國は遂に意を

決して、武力を以つて廣東官憲を反省させようとし、英國海軍は十月十四日支那官船を拿捕し、二十一日になつて、英國側は殆んど最後通牒とも見られるやうな日限附の回答を、支那側に求めた。事態急迫と見て、支那側は幾分讓歩したけれども、素より英國の提案全部を容れた譯では無い。英國は從來の平和手段が到底駄目と見て、本當に決心して居る。僅か許りの支那側の讓歩で満足しやう筈が無い、英國は刀にかけても主張の全部が容れられぬ限りは妥協を欲せず支那の讓歩に耳を藉さず、十月二十三、四、五の三日に亘つて、「シーモア」提督は廣東附近の支那砲臺を占領し、二十七、八兩日には廣東市に砲火をあびせかけた。二十九日になつて、英國側は支那側の要求に應じて、一度支那官憲と外交談判を試みたけれども、支那の態度は依然強硬で、遂に物別れとなつて了つた。事茲に至つては、英國としても、手を引く譯に行かなくなつた。然るに廣東官憲はそんな事には頓着なく、依然として頑強に自説を固持して居たのみならず、布告を發して、英國人排斥の爲協力する様、人民に諭告迄した。さらでだに排外氣運の非常に盛であつた廣東人は、此の布告を見ると、更に一層此の運動を盛にし、排英傳單は盛に道路に撒かれ、激怒した支那人の一隊は、十二月十四日、英國人の住居區域附近に火を放つて、遂に「ファクトリー」の殆んど全部を焼き、同月二十二日には、廣東香港間航行の英國郵便船が攻撃され、次いで同三十日

には、同船が支那人に占領され、乗組の外國人は全部殺された。支那人の排英運動は遂に香港に及び、不穩の氣が一日一日と盛になつて來、支那官憲は、翌年の二月に、香港居住支那人の全部を支那領に引揚方を命じた。「シーモア」提督は其間常に壓迫の手を緩めず、或は官船を差押へ、或は残りの砲臺を占領したりして居た。

次に、「シャブドレーヌ」事件と云ふのは、千八百五十六年二月佛國人宣教師の「シャブドレーヌ」が、廣西省で、地方官憲に故なく捕へられ、拷問の末虐殺された事件である。當時同省内は暴徒跳梁し、治安全く亂れた際であつたが、基督教徒が暴徒の後押になつて居るとの風説から、地方官憲は「シャブドレーヌ」を殺したのであつた。此事件の報道は七月になつて廣東に達したので、佛國領事官は廣西地方官憲に對して其の不當を詰り、且つ事件解決の具體案として、當該支那官憲の免職其他を要求したが、支那官憲は是亦言を左右に托して要求に應せず、且つ、佛國側から要求した總督との面談をすら拒絶した。然し、佛國の態度は英國に比すると非常に穩和で、始めつから、兵力を以て支那人を脅かす程の決心も無し、又、それ程の兵力を目の前に持ちもしなかつた。「アロー」號事件に就いて云へば、佛國は、條約改正の爲め常に英國と協調を保つて來た關係もあり、又事件が事件丈に、十分英國に同情はして居たが、武力解決の段になると、英國と

行動を共にすることを避けて、中立の態度を執り、遂には捲き添ひを恐れて、廣東に居た佛國守備兵迄も十一月に引揚げさせた程であつた。然しながら、佛國は當時歐洲方面で英國と固く手を握つて居り、千八百五十四年から五年にかけては、英國と共に露國と「クリミア」で戦ひ、千八百五十六年の巴里媾和會議にも、兩國は堅く協調を保つて來た間柄である。佛國が支那問題のみに就いて、英國に對して冷たい態度を取ることが、困難であつた。加之、支那に殆んど直接通商上の利益は持たない佛國も、基督教布教に就ては、非常に重大な利害を感じて居た。支那に在る一切の加持力教宣教師の保護監督の任が、法王から佛國に委任されて居るからである。従つて、「シャブドレーヌ」事件を相當重大視して居た。そこで、支那官憲の回避的態度から、事件が長きに亘つて埒が明かないのを見ると、佛國の神經は、大いに刺戟されざるを得なかつた。其處へ、英國から佛國に共同行動に出る様勸告的の相談が持ちかけられた。佛國は「シャブドレーヌ」事件のみで支那と戦ふ意思が無かつたが、此事件に鑑みて、加持力教徒の支那に於ける地位と安定とを確保する爲めに、支那と條約を結ぶの必要を切實に感じたと同時に、過去の經驗から見て、平和手段に依る條約の改訂が不可能であることを十分知つて居り、又、歐洲政策上親英主義を保持する必要をも痛感し、佛國は、遂に英國の勸誘に應じ、聯合の兵力を以て支那に臨むことに決し、兩

國は多數の軍隊と共に各々特派大使を支那に派遣することになつた。然しながら、英佛聯合の軍事行動は、豫定通りに順序良く進捗せず、色々な事情から遅延した。殊に、印度の内亂が、英國の遣支兵數を減ずるを餘儀なくしたること、佛國全權の着任が大いにおくれて、千八百五十七年の十月（英使は七月二日に香港に着いて居た）になつたこととは、其の主要な原因であつた。其間、英國は依然廣東に對する壓迫を續け、屢々同市の支那町を砲撃して居た。其内兩國の特派大使が出揃つて、暫らく經つと、十二月十日を以て、兩廣總督に對し、事件の善後措置案を具して、其の満足な回答を、十日以内にしろと云ふ趣旨の各別の最後通牒を送つた。

然しながら兩廣總督の態度は依然として變らぬ。英佛兩國の聯合兵力の前に、毅然として従前の主張を繰返して、兩國の要求を手厳しく拒絶した。そこで、兩使は愈々十二月二十四日を以て、武力を以て要求の貫徹を期するの外、他に途が無いと云ふ趣旨の豫告を總督に與へ、三四日間先方の態度を注意したが、更に反省の色が無かつたから、二十八日には英佛兩國軍艦から廣東市に砲火を開き、次いで市街を占領して軍政を布き、翌、千八百五十八年の一月には、總督を虜にして、「カルカッタ」に幽閉した。斯くて、廣東は全然聯合軍の威力に服したので、兩特使は轉じて北京に向ひ、清朝當路と條約改正を商議するに決し、總理衙門に宛て、各別に公文を認め、二月廿

廣東官憲
拒絶要求す

兩大使北
京政府に
要求す

六日を以て、使者をして、此公文を在蘇州支那官憲に手交させた。特に蘇州の官憲に手交したのは、兩國使者の北京に行き着くことを六つかしいと見たのと、蘇州官憲が切りに自ら該書類を北京に誠實に取次ぐことを懇願したからである。其時は兩特使は香港から上海に來て居たから、自然事件は蘇州官憲の管轄内のものとなつて居たのであつた。而して、前記の通牒の内英國特使からの分は、外國使節の北京駐劄を許すこと、外國人の内地遊歴を認めること、五港以外に開市場を設けること、内地通過税の規則を制定すること、關税を定期に改正すること、海賊を彈壓すること等の條件を以て、條約改正の商議を開き度い。就ては、三月末日迄に、上海に全權委員を派遣して呉れと云ふ趣旨のものであり、又、佛國特使の公文は、全然英國特使の照會の趣旨に賛同の意を表し、之に對し充分の支持を與へるものであつた。兩特使は上海で支那の回答を待つて居たところ、三月十五日になつて、支那側から回答があつた。夫れは廣東で商議し度いから同地へ戻れと云ふ趣旨である。然かも、此回答は英佛公使の公信の名宛人たる總理衙門の首班からでなく、地方官から、其の意を含んでの手紙であつた。兩國使臣は素より之を不満足とし、四月に白河口に向つた。四月二十日に兩使が太沽沖で落合ふと、二十四日を以て北京政府に對し條約改正商議を北京又は天津で、速かに開始し度い、就ては折返し回答が欲しい、若し六日以内に返事

兩大使白
河口に向

聯合軍太
沽砲臺占
領

天津に於
て條約改
正談判開
始する

英清、佛
天津、清
條約締結
事情

が無ければ、太沽砲臺を占領すると云ふ趣旨の公文を送つた。其後一度日限をもう六日延ばしたが、支那側の回答に満足が出来なかつたから、五月廿日を以て、直隸總督に宛て、兩使は愈々白河を溯つて天津に向ふことに決したと告げ、同日を以て太沽砲臺を占領し、卅日には、兵員護衛の下に天津に着いた。然るに、支那政府は當時長髮賊の亂に苦しんで居た際であつたから、英佛聯合軍が北京附近に押寄せて來ては、何時迄も其の頑冥な態度を執つて居る譯には行かなくなつた。そこで總理衙門は俄かに全權委員を任命して天津に向はせた。全權は六月二日着津の上、七日迄に、各別に四使を往訪し、それから間もなく愈々通商條約改正の談判が始まつた。各別談判である。

三、天津の諸條約の締結

談判は先づ英清通商條約の改訂から始められた。これは六月六日のことである。次いで佛清間の商議が同月十五日から開かれた。佛支間の商議は、前後九日間で、比較的すらくと行き、六月二十三日に調印を見たが、英支間の商議は非常に面倒になつて、幾度も談判決裂を傳へられた程であつた。是れは、英國が聯合戦役の主動者であつたが爲めに、支那側委員との間に、感情の衝突があり、始めつから意思の疏通を缺いて居たことも、有力な一原因で有つたには相違ないが、

更に大なる理由としては、英國の對支貿易は、其の當時に於ても、各國の首位に在つたのだから、香港の領有と、河港に於ける諸設備の改善と相待つて、將來の發展が非常なものであらうとは、英國は素より、他國も俱に信じて居た。然るに、英國の對支商界の覇權は、支那をして通商條約を改訂せしめることによつて、益々確立される譯であるから、條約改訂會議に於ける英國の態度は、戰勝者としての誇りがなくとも、將又特使の鼻柱の強い性格が無くとも、自然強硬ならざるを得なかつたと同時に、提出要件中にも、佛國の條約案に比すれば、意義の重大で、争點が多く、且つ、支那の容易に承諾し得ないもの、例へば、支那内地へ外國人の遊歴又は商用の爲めの旅行の自由問題、北京に外國使臣の常駐問題の如きものが有り、是れが英國に依て極めて強硬に主張されたに拘らず、他國は此種難問の決定を英清間の談判に譲つて、易きに付いたから、英國のは自然談判が長引いて、六月二十六日に至つて、漸く條約の調印を見たのであつた。此二條約が所謂千八百五十八年の英清及英佛の天津條約である。

千八百五十八年の天津條約は、嘗に聯合國として支那と戦つた英佛二國と支那との間に締結された許りではなく、殆んど同時に、露清間及米清間にも出來た。其の成行を概説するに、米國は久しい間、英國と共に支那との通商條約の改正を痛感して居た國である。米國の對支貿易は一時は

露清、英
天津、清
條約締結
事情

英國をも凌駕し相になつた程であつたから、米國は英清間の條約施行に關する抗爭や、條約改訂の主張やに付いて、常に英國側に同情を持つて居り、英國が我慢し切れずに、廣東に兵力を用ゐることになると、米國は兵力こそ用ゐね、常に英國の主張を尤もと思つて居た。又、露國は、「ネルチンスク」條約や恰克圖條約などによつて、支那との陸境貿易權を認められて居たが、海からの貿易に至つては、條約上別に許すとも許さぬとも極めてないので、支那政府は、露國に海港貿易の權なしと主張した。例へば、千八百六年露國船が廣東に來て互市を求めた時、北京政府が廣東官憲に下した訓令は、陸境貿易權のみを許されて居る露國は海港に依つて貿易することは出來ぬ、依つて貴官は露國商人を廣東の「ファクトリー」貿易から除外すべきである云ふ趣旨であつた。廣東官憲は無論此訓令通りに露國人の廣東海路貿易を禁止した。其後も露國はどうしても海路から英、米、佛等の諸國と同様、支那との貿易を目論見たが失敗し、何とかして海路貿易の權利を取り度いと考へて居たところ、千八百四十二年の英清南京條約が出來、佛、米等の諸國も、相競つて支那と通商條約を結ぶことになつたから、露國も早晚露清條約を結ぶの時ありと豫想して居た。然るに、支那は千八百四十四年の佛清黃埔條約の締結後、外國との通商條約の締結を出來得る限り回避する方針を取り、唯、瑞典、諾威との間に千八百四十七年の條約を結んだのみであつた

から、露國の希望は容易に實現され得なかつた。但し支那は條約國以外の國の船舶と商人とに、條約所定の條件に従つて通商することを默認して居たので、露國としては、當面の問題としては、比較的利益關係の少ない海路貿易に付いて、此の默認を得る以上には、別に何の措置をも執らずに居た。然るに、千八百五十四年以降、英清間の紛爭あり、遂には、英佛兩國が聯合の兵力を以て、通商條約改訂と、當面の紛爭問題解決の爲支那に當らうとする氣勢を見るに至ると、露國は乘すべき好機と考へ、且つ、長髮賊の勢猖獗なるを見、奇貨措くべしとして、同國は支那に二つの要求をした。一つは北方露清國境の劃定で、他の一つは、通商航海條約の締結である。國境問題に付ては、露國は西比利亞に兵を集めたり、伊犁方面を脅かしたりして、千八百五十八年五月の愛瑣條約締結を支那に強い、「ムテビエフ」と黒龍江省官憲との間で調印され、其結果露國は黒龍江左岸の廣大な地域を併呑し、烏蘇里河と海との間を、將來妥結を見る迄、兩國共同の領域とすることに成功したが、他方通商航海條約の締結は、愛瑣條約程にすらくとは行かなかつた。千八百五十七年、露國全權は始め陸路から北京に行つて談判をしようとしたが、支那側から拒絶されて、更に道を轉じて白河に出で、此地で入京を求めたが、今度もきつぱり拒絶され、取り付く島がなくなつたので、當時同全權は、恰も聯合戰役の爲香港に在つた英佛兩國特使及英佛兩國

と共に通商條約改訂の事に當らうとして居た米國公使を訪ね、四國協調で條約改正なる共同の問題を處理することに相談を纏めた。

英、佛、米、露四國の協同

爾後英、佛、米、露の四國は、武力を用ゐること以外は、凡て相互の主張を支持して來たので、英佛兩國特使が、千八百五十八年二月に、北京の總理衙門首班に宛て、同時に通牒を出した時にも、米露兩國公使は、之と同時に總理衙門宛ての各別通牒を發して、四國協調して事に當るの趣旨を告げ、他三國の使臣と共に、上海で支那使節の來着を待つて、通商條約改訂の商議を開始する氣だが、若し支那の使節が來らず、又は商議を拒絶するやうなことがあれば、北京近くに進むと云ふ意味を傳へた。然るに、支那官憲が依然として四國の要求を聽かなかつたので、英佛兩國特使が前記の通り兵を率ゐて白河に向ふ事になると、米露兩國公使も亦行を共にし、英佛兩國と前後して、通商條約改訂商議を開き、露清條約は六月十三日に、米清條約は同十七日に、それぞれ調印を了した。斯くて、四國の條約が、殆んど一時に出來たのである。英佛兩國は、戦勝者として媾和條件を支那に強いる立場に居たから、條約が出來ても別に不思議はないが、戦争當事國でない米、露の二國が、一兵をも動かさずして、英佛兩國と殆んど同一の利益を享受し得たのは、支那の内亂や、英佛に對する支那の反感や、其他色々の事情はあるが、大きな理由の一としては、

米露兩國條約成る

米、露に對する英、佛の支持を擧げねばならぬ。そして、當時は歐米諸國間に利權の競争、又は、相互の排擠と云つた忌はしい事態が大體支那方面には存在せず、支那の開國なる共同目的の達成に力めて居たことの證左である。當時、列國の支那に求めた所のもは、露國の北滿に對する希求を除けば、支那の經濟的開放であり、平和的國交であつて、それ以外には多く求むる所が無かつたのである。

千八百四十四年米清條約締結の際、米國全權の「カッシング」氏が、支那全權に對して與へた覺書に、「吾人は支那の領土の如何なる部分をも得んと欲せず、又、吾人は支那と米國の双方に取り、正當で名譽ある條件以外、何ものをも要求するものに非ず」と云つて居るのは、少くとも其當時の各國政府の一致したる意向を表明して居るものと見られる。斯くの如く露國以外の列國は、支那に對して何等政治上の要求を爲すの意思が無かつた事は、其當時の對支列國關係の特色である。試みに前記四個の天津條約の内容を検するに、何れも他國の均霑を豫期した規定許りで、獨占排他的の利益を定めたものは先づ無いと云ひ得る。

天津諸條約の内容の必ずしも同一でないことは、英清、佛清、米清及露清の各條約が、各別談判に依りて協定されたことから見ても判る。然しながら、四國使臣が右締結談判の際、お互に聯絡

四國の天津條約の天
相關關係

を取り、各自の主張を知らし合はせ、談判進行の状況をも、常に通知し合ひ、機に應じ相呼應して、各國とも同様の権利と利益とを支那から得やうと試みて居た丈けに、四條約の規定の外観は、大分違つて居るに拘らず、最惠國條款を上手に挿入して、彼此相通するの趣旨で決めたものであるから、此四個の條約は、事實上相寄つて一體を成すものと見ねばならぬ。此關係は、南京條約、望厦條約及黃埔條約の間にも、幾分存しては居たものの、英、米、佛三國間に、天津條約締結當時のやうな外交上の共同策動はなかつた。米佛兩國間には、望厦黃埔の兩條約が殆んど同時に商議されて居たから、相互に相知照しては居たが、南京條約締結の時は、三國相互の同情と云ふもの以外、關係國間に何等具體的の聯絡が無かつた。然るに、天津條約に至つては、前述の次第で、四つ相集まつて一體を成すべきものであるから、其の内容を説明するに當つても、四者を各別に説明せず、互に相聯絡させるを適當とする。

條約の内

天津四條約の規定中重要なものを左に摘記すれば、

(1) 外交官の駐派問題

南京、望厦、黃埔の三條約時代には、領事官駐派のことは規定して居るが、外交官の駐派のことは何とも云つてない。然るに天津條約は、此事を比較的詳細に規定して居る。

外交官の駐派問題

四國側の外交官駐派に關聯する主張には六つある。一は外交官が何時でも北京の政府と直接交渉し得ること。二は北京に常駐し得ること。三は列國外交官の待遇改善。四は職務執行上の自由。五は清國皇帝との面謁。六は支那政府内に外交官を專掌する官廳を置くことである。是等は今日の外交觀念から見れば、當然の事ではあるが、當時は何れも支那側が極力拒絶に力めたものである。先づ一に付て云ふと、支那は久しい間外國の使節との交渉を廣東に居る總督をして當らしめ、北京政府はどうしても外國代表者と直接交渉することを許さなかつた。甚だしきは、外國使臣が北京に行くことさへも嫌つて居た。其の國際慣例に反するは勿論、事が起つて國際交渉の必要起る度毎に、外國側は常に不便と不利とを感じた。そこで使臣が屢々上海に行つたり、又は白河口に行つたりして、北京で直接中央政府と交渉する權利を認めさせる爲、不斷の努力を試みたが、支那政府は常例として之を拒絶した。北京政府が何故廣東の地方官に外交事務を専ら處理させたかと云ふに、廣東が當時最も外國貿易の榮えた港であつたこと、外國人との交渉に慣れたものが、廣東に多かつたこと等の事情からも説明が出来るが、其外に、外國人を成るべく北京から遠い所に喰止めて置かうと云ふ魂膽をも擧げねばならぬ。地方分權の支那では、外交問題が廣東に丈け起るならば、此の制度の方が却つて都合の宜い場合もあつたであらうが、支那全體を對手にする

外交交渉には、廣東政府の介在が、非常に事件の處理を面倒にし、出来る相談も出来なくなつて了つた例が非常に多い。折角地方官との間に出来上つた協議も、中央は平氣で之を拒否し、何の爲めの地方交渉やらが判らなかつた事も多かつた。英佛聯合戦役の起りも、此邊から來て居ると見られないでもない。そこで四國はずつと以前から、北京政府との直接交渉を支那側に求め、千八百五十八年六月の四國の同時通牒にも、此事が擧げてあり、殊に露國通牒の如きは、其の劈頭に、「過去に於ける一切の面倒は、外國が北京の高官と直接に通信することが出来たならば、避け得たのであらう」と言つて居る程であり、天津條約締結の際にも、四國は各々中央政府との直接談判の權利を要求した。支那は最初の程は強硬に反對したが、條理上已むなく之に同意を表し、茲に少くとも條約規定としての直談判が認められた。米清天津條約に「支那國に於ける亞米利加合衆國の公使又は委員又は最高外交代表者は常に首都に於ける内閣の官吏又は兩廣及閩浙兩江の督撫と完全なる平等關係及信義を以て通信するの權利を有す」と規定し、又「支那國に於ける亞米利加合衆國公使は何時にても事務の都合により支那國皇帝陛下の首都に赴き且同地に滞在し共同利益の事件に付内閣の閣員又は他の右目的の爲代理者たるべき同等階級の高官と協議するの權利を有す」とあるは、即ち是れである（同一趣旨の規定は他の條約にもあるが、之は省く。以下

同斷)。

外交官駐派に關する列國要求事項の第二は、外交官の北京在任である。外交官が北京政府と直接交渉の權利を認められた事は、外交官の北京に在任することによつて、始めて最も有效になるのであるから、四國は何れも使臣の北京駐劄を希望したが、支那は此事を最も強く嫌つて居た。北京は禁斷の地であるから、外夷を容るべきでないと云つた考が、當時の支那人には當り前の事と考へられて居た。若し清朝が此事を列國に許すに於ては、外間誤解を生じ、清朝の威嚴は保ち得ない。殊に、天津條約締結の當時は、長髮賊の威光の大いに揚つて居た時であつたから、清朝は外使の北京常駐を非常に嫌がつて居た。そこで、佛、米、露の三國は、強て此問題を主張せずに、使臣が時々北京に行くこと丈で已むを得ず折合つた。米清條約が、該公使の首都訪問は一年一回を超ゆ可からず且不必要に遲滯することなく其の事務を完了するを要す……公使は本規定を利用し些細なる事務の爲首都訪問を要求することなかるべし」と規定し、佛清條約が「外交使節が一時帝國首都に赴くことを得べきことを約定したり」と規定して居るのは其故である。然しながら、英國以外の三國は、他國が公使を北京に常駐し得る權利を得たならば、自國も之に均霑するの規定を設けることを忘れなかつた。是れ、英國が飽迄使臣の北京常駐を主張することを知つて

居たからであつた。そして、英國は事實此主張を固執し、幾度か會議が停頓するのを構はず、笠になつて支那を押へ付けて、同意させ、「清國皇帝陛下は大不列顛女皇陛下の任命せる大使、公使その他の外交官が英國政府の意思に従ひ其の家族及従者と共に首府に常駐し又は隨時首府に來往し得べきことを約す」の一句を、天津條約に挿入させるに成功した。

外交官駐派に關する四國の要求の第三は、外交官の待遇問題である。外國使臣に對する支那政府從來の態度は、既に述べた通りに、朝貢の使者と心得、支那と外國とは同等の地位に在るものと思つて居なかつたので、支那政府は、邊境の廣東あたりの地方官をして、外國使臣をあしらはせ、使臣の北京に入ることを峻拒するのを例とし、時に北京に入れることが有つても、極まつて臣下の禮を以て、清國皇帝に叩頭せしめた。若し此の禮を行はねば、即刻退京させる程の亂暴な遣方をした。そこで四國は此點を改めさせる爲め努力した結果、例へば英清天津條約中に「右の者は(英國の大、公使其他の外交官)清國の君主と同様の地位にある獨立國の君主を代表するものなるを以て其の尊嚴を毀損するが如き儀式を行はしめらるゝことなかるべし」女皇陛下の代表者又は其の家族従者に對し動作又は言語に於て不敬又は暴戾の所爲ありたる者は何人と雖之を嚴重處罰すべし」又「一般に右の者は泰西諸國の慣例又は承認に依り同階級の官吏に與へらるゝと同一の

特權を享有すべし」等と規定した。

第四の要求は外交官の職務執行上の自由保障である。英清南京條約に「女皇陛下の代表者の自由行動に對し妨害又は故障を加ふ可からず、又右の者及其の一行中の何人も隨意に來往旅行し得べし加之右の者は其欲する所に従ひ海岸の何れの地點に依りても其の信書を發受すべき充分なる自由を有すべく且該書信及附屬物件は之を神聖不可侵とす右の者は其の書狀傳送の爲め特使傳達使を用うることを得べく該傳達使は其の旅行に付清國政府の爲公信を送達するに使用せらるゝ者と同様の保護及便宜を與へらるべし云々」と規定し、其他の條約にも、外交官職務自由保障の規定がある。是れは、列國側の要求が徹つた結果であること勿論である。

第五の要求事項は、外國使臣の清國皇帝面謁の權利である。然し、これは、使臣の北京常駐と同様支那側の頑強に反對した所であるので、列國は、既に他の外交官問題の主張が徹つた以上、強いて之を争ふことを避けた爲め、天津條約には、何等規定されず後日の解決を待つこととなつた。

第六の要求事項は、外交事務擔當の支那官吏の任命問題であるが、是れは議論なしに支那側の承認するところとなつて、英清條約に「清國皇帝陛下は女皇陛下の大使、公使其他の外交官と全然同様の基礎に於て面接又は書面に依り相共に事務を處理すべき大官を内閣大學士又は尙書中の

外交官の職務執行の自由保障

外國使臣の面謁問題

外交事務擔當官の設置問題

一員より任命することを約す」と規定された。從來支那政府が外國との交渉を廣東地方官憲に委して居たのは、既述の通りであるのみならず、列國使臣が北京又は天津方面へ行つた際は、何時も比較的下級の官吏をして應對させるのを常とし、殊に、條約締結問題などになると、何等権限のないものを全權委員として出した事實に鑑み、外國側は、一は使臣と支那官憲との地位の均衡を計り、一は交渉の進行の圓滿を欲し、此種の規定を條約の一條としたのであつた。

通商條項

(2) 通商條項

天津條約中、外交官の駐派問題と相併んで、最も重要な規定が通商條項である。今其の重なるもので、従前の條約規定に無いか又は有つても其相違の著しきものを左に摘記することとする。

第一は長江の開放である。英清條約に「英國商船は長江に於て貿易をなすことを得べし」と規定して居る。長江は本流丈けでも汽船を行つて得るもの千哩以上もあり、流域は六十萬平方哩も豊沃な土地であるから、列國は此河を開放せねば到底支那の開國の意義を全うすることが出来ぬと考へ、殊に英國は此河の開放を非常に重要視して居た。そこで、英清天津條約の規定となつたのである。然るに當時恰も長髮賊が長江一帯に據つて居た際であつたから、尤も長江一帯は匪徒の爲めに擾亂せられ一港も現に貿易の爲めに開放せらるゝものなし但し鎮江は本條約署名の日よ

長江の開放

開市場の増加

り一年内に開放せらるべし」と規定して居る。然し、天津條約による長江の開放は、長江全部の開放ではない、漢口下流に限られて居ることは、同條約に「平和の恢復せらるゝや否や英國船舶は漢口に至る迄の諸港に於て貿易することを許さるべし」とあるので判かる。尙ほ其の港の數は三箇所以内とし、英國公使と支那内閣大學士と協定するものと定められて居るが、兩國は千八百六十年十一月に、漢口と九江とを開港地と定めた。而して、茲に注意すべき事は、長江が英國によつて始めて外國貿易に開かれ、長江流域に對して、後日英國が、優越權を主張するに至つた遠い根據が此の規定に存することである。

第二は、南京條約所定の五港以外に多數の新開市場を設けたことである。此新開市場は英清條約で定めたものが牛莊、登州(芝罘)、臺灣(府)、潮州(汕頭)及瓊州の五港。佛清條約の定めたものは、絳州、安平、淡水(臺灣)、鄧州及南京であり、米清、露清兩條約にも、前記新港の或ものを開市場として擧げて居る。右の内南京の開放は、楊子江開放問題と關聯して考へらるべきもので、佛清條約は「南京に付ては在清國佛國官憲は帝國軍隊に依りて叛徒が追放せられたる後に限り其の國民に對し旅券を下附し得べきものとす」と規定し、英清條約中の長江開放に關する規定と類似の事項を定めて居る。而して、南京條約の開いた開市場は、何れも長江以南の海港であつたが、

天津條約で開いたものは、此等地方で二三の新港を加へた外、更に山東及奉天の兩省に及んで居る。支那政府が外人を成るべく北京から遠い所に置かうとした政策は、之によつて幾分破られ、やがては支那南北各地に開市場を置くの前提ともなつたことは注意を要する。

開市場内に於ての外國人の権利は、南京條約時代には商業に限られて居たが、佛清天津條約には「佛國人及其の家族は前條に掲ぐる……港津並都市に於て完全なる保障の下に何等の障礙なく旅行居住商業及工業の經營をなすことを得」と規定して居る。又外國人は右居住營業の爲めに、家屋を買入れ、又は賃借し、敷地を借入れ、寺院、病院及墓地を建設することが出来ることになつたのも、天津條約のお蔭である。

第三は、外國人に内地旅行が許された事である。南京條約時代には、外國人は一切五港以外の地に行つてはならず、支那人も亦五港以外で外國人と取引をしてはならず、若し違背すれば、夫々處罰されることになつて居たが、天津條約では、外國人の居住營業は開市場に限つてせねばならぬが、一時の旅行者として、開市場以外の地即ち内地に行つて商賣をすることは、差支ないものとされた。然しながら、外國人の内地旅行には、自國領事から發給し、支那國官憲の副署した旅券を持たねばならず、又此等の旅券は請求あるとき通過地方で、地方官の檢閲を受ける爲提出せ

内地旅行
問題

ねばならぬ。旅券に反則の點の無いときは、所持人は進行を許され、又、荷物又は商品の運搬の爲人夫を雇入れ、又は船舶を借入れることに對し、何等の故障を加へてはならぬ。旅客にして旅券なきか又は法律違反の廉があつたときは、地方官は必要な拘束以上の虐待を加へずに、本人を最寄りの領事官に引渡すと云ふ規定になつて居る。但し、内地旅行には例外なしに一切旅券が要ると云ふのではない。開市場から里程百支里以内で、且つ期間五日を超えない小旅行には、旅券が要らぬことになつて居り、船員にも別な規定が設けられて居る。

内地旅行は、天津條約締結談判の際、外國使臣の北京常駐問題と同様に、支那側の最も熱心に反對した所であるが、四國、就中英國の最も強硬な主張に依つて、四國側の要求が徹つた。此の條項は支那開國史上主要な條約規定の一つであつて、長江開放及後に述べる内水開放問題と共に、通商的に支那全土を開放するに至つたものとも云ひ得るのである。内地と開市場との間には、外國人の通商上の権利には、無論大きな相違がある。家屋の所有又は賃借、土地の永借又は賃借と云つたやうな権利は、開市場丈けに認められ、内地では絶対に権利が無い。又、開市場への輸出入は、關稅丈けを拂へばそれで良いが、内地から開市場へ貨物を出し入れするには、其外に内地稅を拂はねばならぬ。其他、兩地間に在る外國人の權利義務が非常に違つては居るが、商賣をす

ると云ふ事には、内地と開市場とに相違は無い。南京條約時代には、外國人が開市場以外の地方の人と取引するには、一々支那人の仲介が必要であつたから、所謂特許商の制度は同條約では無くなつたが、外國人が支那人の手を経ねばならぬことに於て、舊時代の制度と相違はなかつた。然るに、天津條約は外國人の商賣をして此の制限から脱せしめ、開市場と同様、外國人が内地へ行つて、其の土地の者と取引が出来るやうになつたのであるから、或意味からすれば、此時に支那全土が外國人の商業の爲めに開放されたとも云ひ得るのである。

第四は、輸出入税及通過税に關する規定である。輸出入關税は南京條約時代に於て公平正規を旨として、茶の従價一割を除くの外は、一律に従價五分又は従價五分を基礎として定められた従量税を課することになつて居たが、天津諸條約も亦此の方針を大體踏襲し、米清天津條約の如きは、黃埔條約附屬税表は、他國との條約で變更されぬ限り、之を引續き施行すると決めて居る。然し、英清及佛清の兩天津條約は、南京條約時代に定められた税率が、其の後物價低落の爲、甚しく従價五分を超過するに至つたのを理由に、税率表を修正することとし、天津條約署名後直ちに戸部大臣を上海に派遣し、外國代表者と協議させる事に規定して居る。此規定の結果、千八百五十八年十月十二日に第一回協議會が上海で開かれ、阿片、茶及絹の三つ以外は此時の價格を基礎とし

輸出入税
及通過税
問題

た従價五分又は之を標準とした従量税に改め十一月末には、外支全權が盡く之に調印した。次に、天津條約は従價五分を目安とした税率が、物價の騰落によつて現實の率でなくなることに鑑み、定期に税率修正の途を開くこととし、十年を其の期とし、英清條約には「各締約國は十年を超過したる後新定税率及本條約通商條項の修正を要求することを得べし」と規定し、尙「最初の十年の満了後六箇月以内に双方共に右要求を爲さざるときは税率は前十年満了の時より起算して尙十年間其の效力を有すべし爾後十年満了の時毎に總て右同斷とす」と規定して居る。

通過税に付ては、英清天津條約の規定が、其の沿革迄も最も詳細に記して居るから、それを摘録すると「南京條約第十條に依り關稅納付濟の英國輸入品は通過税の外に何等の課税なくして内地に運送せらるべく通過税の額は關稅額に對し一定の割合を超過すべからざることを定めたるにより又其の稅額に付精密なる通知を受けざりし爲め英國商人は地方官憲が外國市場に仕向けらるゝ生産物及清國內地に仕向けらるゝ輸入品に對し通過税として突然且專斷的に課税し貿易上の損害を生せしむる旨を訴へ居りしに因り現在英國貿易の爲め開放せる一切の港に於て本條約署名後四箇月以内に（今後開放せらるべき一切の港口に於ても同期間内に）收稅監督官は領事の請求に基き生産地及船積港間の生産物並貿易港及領事指定の内地市場間の輸入品に課すべき稅額を聲明する

ことを要す且右に關する布告は英文及支那文にて一般に公示せらるべし。尤も英國臣民にして内地にて購求せる生産物を港に運送し又は輸入品を港より内地市場に運送せんとする際に税金を納付して其の貨物に付一切の通過税の煩を免れんと欲するときは其の隨意たるべし此の場合の課税額は輸出品に付ては物品の通過する最初の徵税所(常關)に之を納むべく輸入品に付ては其の陸揚港に於て之を納むべし右納付の際證明書を交付し之に依り他の一切の内地品を免除すべし右課税額は能ふ限り従價二分五厘の割合に近からしむる様之を計算すべし」と規定して居る。是れが子口半税とか抵代税とか稱へられる税種である。

第五は、沿岸貿易を外國船に許したことである。元來沿岸貿易は少數の例外を除くの外、一般に之を自國人に限つて許すのを近世通商條約の常として居るが、支那では、何時からかは正確には判らないが、餘程舊くから之を外國船に許して來た。然し、夫れは別に條約を以て保障されたものでなかつたが、千八百四十四年の佛清黃埔條約で、外國人の沿岸貿易が始めて條約上の權利となり、天津條約が出來ると、黃埔條約の規定を其儘受繼いで、今日に至つたのである、沿岸貿易に付ては、英清天津條約には「英國臣民が各開港場間に旅客、手荷物、信書、食料品其他の免稅品の運搬に使用する船舶は噸税を納付するの要なし然れども課税せらるべき物品を運搬する荷物

沿岸貿易
問題

船は……噸税を支拂ふべし」と云ふ規定を置いて、間接に沿岸貿易を許して居るが、米清、佛清の兩天津條約では、もつと判然と沿岸貿易を外國人に許して居る。

外國人の沿岸貿易は、開市場間に限らるべきこと勿論で、一切の港津に付き此の權利が認められるのではない。若し外國船が不開港に行き、又不法に清國の他港に入り又は其の海岸で隱密に貿易をなすときは、船舶は載貨と共に沒收される規定になつて居る。但し、海難の場合は、開市場以外の港へ入港差支ない。

(3) 生命財産等の保護

通商事項の主なもの、大體以上述べた通りであるが、支那は兎角秩序が亂れ、外國人の生命財産は爲めに危険に瀕する場合が少なくない。殊に、天津條約締結當時は、長江一帯が長髮賊の爲めに荒されて居たから、四國は外國人の生命財産の保護に關する規定の必要を切實に感じて居た。南京條約時代にも、此點に關し規定を設けて居たことは、既に述べたが、規定簡單である爲、兎角條約上の義務を、何とかかとか理由を付けて、回避したがる當時の支那を對手にしては、屢々適用の全きを期することが出來なかつたので、天津條約には、比較的詳細な規定を設けて居る。折角認められた通商に關する色々な權利も、生命財産に對する保護が無ければ、結局役に立たぬ

生命財産
の保護

ものにならぬとも限らぬからである。従つて、保護の規定は一面から見れば通商規定の一種とならないでもない。

保護規定には三つある。一つは、外國人の保護規定、二は船舶の保護規定、三は海賊に関する規定である。是等の規定を一々茲に擧げるのは、餘りに瑣末に互るから省くが、清國官憲は條約國人の身體及財産が侮辱又は暴行を蒙つた場合常に之に對し充分な保護を與へ、放火又は盜難の場合には、地方官は直ちに盜賊物件の回復、騷擾の鎮定及犯罪者の逮捕に必要な處置を執り、犯罪者は法律に従つて之を處罰すること、條約國商船が清國領水内で、海賊又は盜賊に掠奪されたとき、清國官憲は該盜賊又は海賊を逮捕處罰し且盜難品を回復する爲一切の手段を盡し、回復された盜難品は、所有者に返還する爲、之を領事官に引渡すこと、尙ほ、若し犯罪者を逮捕し得ないか、盜難物件の全部を回復することが出来ないときは、清國官吏は此種の場合に關する法律の定むる刑罰を受けねばならぬ。惡漢又は浮浪者が隊を組んで、條約國人の家屋、店舗其の他一切の建造物を掠奪、破壊又は燒燬しようとしたときは、地方官憲は當該國領事の要求に應じて、騷擾を鎮壓する爲至急軍隊を出すこと等を規定して居る。

(4) 治外法權

支那と外國との條約中、治外法權に關する規定を設けた最初のものは、千八百四十四年の米清望厦條約であることは、先きに述べた通りであるが、其の規定を更に擴充し、内容を整へ、治外法權を完全なものにしたのは、各天津條約である。英清天津條約の例を取れば、「英國臣民間に起りたる財産上又は身分上の權利に關する一切の問題は英國官憲の裁判管轄に屬すべし」「英國臣民間に對し刑法上の罪を犯したる清國臣民は清國法律に従ひ清國官憲之を逮捕處分すべし、清國に於て罪を犯したる英國臣民は大不列顛國法律に従ひ領事其他當該權限を有する官吏之を審問處罰すべし」等と規定して居る。

歐米諸國が治外法權を支那に於て享有する事が、正當か否かの問題は、國際法學者の研究題目で、茲に述べるの必要は無い。唯此の權利が支那の開國に如何なる影響を與へたかを少しく考へて見ねばならぬ。

一體治外法權は、外國に居て其國の法權に服せず、却つて本國の法權に服するの特權であることは今更ら説く迄もないが、天津條約が出来てから、支那に居る外國人の治外法權が完全になつて、支那人とは、全く違つた法規の支配を受け、法的生活から見ると、條約國人と支那人とは、全然別な存在を認められるに至つた。加之外國人は開市場の至る所に支那人と雜居して居る譯ではな

く、自然と外國人居住地域なるものが、專管居留地や、萬國居留地の出来ぬ時代にも出来て居つたが爲、支那に居る外國人は、日常の生活様式から見ても、支那人又は支那の社會とは全く別になつて居て、各本國の小さな縮圖が、開市場の至る所に存在して居つたと云ひ得る。歐米人が支那に對し治外法權の享有を要求した根據には、支那人及其の法令に對する無理解も有つたらう、支那の法制は到底外國人に適用さるべく法の精神なり、形式なりが餘りに其の本國の法律と懸離れて居た點もあつたらう。一方、中世紀時代の法の屬人主義の觀念が、十九世紀の初頭にも幾分外國側に残つて居つたし、又支那を一段低い國と觀る考が、土耳其に残存して居た例の「カビチュレーション」の制度と結付いて、支那に治外法權の缺く可からざるものとの考も出たのであらう。翻つて之を支那人の側から見ると、一般支那人も、多數官憲も、法權問題なんかには無頓着であり、又、中華の善法を夷狄禽獸に及ぼすは、勿體ないと云ふ觀念もあつたらう。それに、何と云つても、外國人の風俗も、習慣も、言語も、支那の役人には多く知られて居なかつたから、外國人には成るべく觸れずに置く方が面倒臭くなくて良い位に考へて居つたらうから、治外法權は比較的困難なしに、天津條約の規定となつて現はれたのではあるが、外國人側の治外法權に依つて得ようとした大きな利益は、支那人と隔在し、支那の不完全な法制の支配から脱して、出来

る丈け自國に居ると同じ様な生活が仕度いと云ふ本能的の強い欲望の満足であつたらうと思ふ。一體「アングロサクソン」人は、其の赴き到る所の外國に「アングロサクソン」式社會を造つて行く人種である。其の赴く所の外國を社會的に征服せねば已まぬ民族である。行つた土地に同化するどころか、其土地を同化せねば氣がすまぬ民族である。若し「アングロサクソン」にして、其の赴いた海外の諸地方を全然「アングロサクソン」式に改造し得るに於ては、其の地方は最も多く「アングロサクソン」の喜ぶ殖民地である。米大陸の舊英殖民地の如きは、此の一例である。然しながら、世界何れの地方も此の理想通りには行きかねる。さうなると、其地方の土人から隔在した同民族同志の社會を造るの外はない。此の傾向は殊に土耳其や支那に於て顯著に現はれて居る。一體支那人……と云つても漢人種……は昔から殆んど外國から征服され通して、支那に君臨した者の人種は、少くとも元以來清朝迄は、外國人である。支配階級は外國人であつたけれども、漢人種は之れが爲めに却つて支配階級との接觸の繁きに從つて、漸次支配階級者を自分達に同化さして行つた。支那に攻め入つた人種又は流れ込んだ外國人は、皆百年か二百年も経つと、何れも支那式になつて了つた。ところが、外國人の方からこの様に漢人種に同化して來て呉れば、自然と内外人の折合も出来、渾然たる支那魂も出来、治者と被治者との間柄はうまく行くが、若し外來

者が漢人種と同化の出来ぬ者で有つたなら、雙方の間柄は巧く行くことが出来ぬ。そして折角支那に這入つた外國人も久しからずして支那を去るか又は支那人と成るべく離れた生活をするか、何れかの一つを選ばねばならぬ。「アングロサクソン」人種と支那人種との民族的特質が各斯くの如しとすれば、英國人として支那人に對して占むる社會的地位は、自然相互の孤立でなければならぬ。經濟的には互に提携もしよう、援助もしよう、孤立などは夢にも思ひ及ばぬ。殊に、支那開國の當時から、天津條約締結後相當の期間、外國人の支那に求むる所は、經濟的發展を唯一のものとして居た關係上、經濟的には孤立の出来よう筈がない。然し、社會的に見ると、漢人種も、「アングロサクソン」も、共に他を同化する力の強い人種で有るから、經濟的接近に引付けられる丈けそれ丈け英國人としては責めて獨立した生活をして行くの外は無かつたのである。それには「アングロサクソン」は、支那の法權、稅權から獨立せねばならぬ。そして自國の法權、稅權に服せねばならぬ。米國人が先づ治外法權を支那に對し要求した一面の理由は茲に存する。而して此の治外法權の支那開國に對する功罪の批判は、此點から見るのを最も適當とする。若し外國人にして、南京條約以前の様に、常に支那の官民との間に、鬭争を續けねばならぬとしたならば、又鬭争と迄は行かずとも、支那官民の一顰一笑に氣を揉まねばならぬとしたならば、外國人の支那に

於ける經濟的發展は、到底今日の域に達し得なかつた事であらう。又支那の彼の不整頓な亂雜な稅制が、外國人に全部效力を持つとすれば、外國人は果して負擔に堪へたであらうか。稅制の不完全な國は決して支那のみでないにしても、支那の往時の様に、稅に關する規則も、布告も何にもなしに、地方收稅吏の專擅に、稅額と稅率とを定める國柄では、且つ、外國人に對する反感が相當高かつた國柄では、外國人は、地方收稅吏の手心如何で、殆んど其の取引の利益の全部又はそれ以上も誅求される場合は、想像し得ない所ではない。是れでは、支那の開國は事實上何にもならぬ事になる。そこで治外法權の内の稅權不服從の原則が、支那開國に取つては實に重大な役目を勤めて來たのである。法權不服從の原則に付ても亦同様と云ひ得る。若し支那の裁判官……と云つても往時の裁判官は皆地方行政官でやつて來た知事がそれである、新式裁判所を置いたのは極めて新しい事で、夫れも大きな町にある丈けで、田舎に行くと、今でも知事の裁判が有る……が外國人を裁判し得るとしたならば、裁判の方式も、適用法令も、何も無しに、裁判官たる行政官の良心と、儒教や佛教から來た單純な道德的標準から、矢鱈な裁判をされたら大變である。殊に、外國人に對する偏見と、排外思想の比較的高かつた往時に於ては、支那の裁判は、愈々以て、外國人に取つて、非常に不利益な、又は、不安なものであらねばならぬ。加之、支那の裁判

は、行政官や、司法官の裁判のみではない、昔から色々と私的の裁判所が有つて、大抵の事件は一應其所で決められて了ふ。

殊に民事就中商事に付ては、此の傾向が多い、例へば商人同志の取引上の争は、各地商務總會でもやる、同郷人の團體でもやる、又、町内世話役と云つた様な町の古老もやる。その準據法は、勿論地方慣習も有らうし、地方の規則も有らうし、色々なものが有るが、私的裁判は兎角偏頗の沙汰が多い。勢力家や、金満家は、常に利益し、然らざる者は、不利益を蒙る。そして、それに對して不服を申立てることは、多くの場合に、結局の不利益を來すことになる。何となれば、私的裁判は裁判とは云ふものの、當事者の同意又は申出によつてする仲裁であり、當事者は、此の仲裁に飽迄服従することを慣習とし、又、時によつては當事者から此旨の一札を入れる時が有る。若し後日此の裁判に不服を申立てるとすると、裁判をした地方團體の團員から爪弾きされる。同業のつき合ひをしない。信用がきかなくなる、と云つた風に、結局は不服が損になる。若し外國人が事件を此の私的裁判に持出したとしたならば、結果はどうであらう。詳しく言ふ必要はない。外國人は到底支那での生活が出来なくなつたかも知れぬ。假令さうならぬ迄も、商取引上蒙る損害は、決して少なくはないに極まつてゐる。支那人はかう云ふ制度に慣れて居るから、平氣でも

あり、又窮すれば通ずとの理法を非常に良く心得て居る支那人のことであるから、不完全な裁判制度も、或期間支那人に適用されると、何時の間にやら完全なものと思つて了ふ。さう思はない迄も、何とも思はずに平氣で此制度を見てゐる。然し歐米人にはこんな藝當の出来よう筈がない。此意味から云つても、外國人が支那の裁判に服せず、自國領事等の自國法令に依る裁判に服すると云ふ事が、支那の開國に取り、相當の功績の有つた事を否み難い。然し他方から云ふと、治外法權が支那開國に對する故障となつて居ることも事實である。治外法權と、外國人居住地域の制限とは、附き物である。外國人は開市場以外に、居住又は地所家屋を所持する事を得ないと云ふ條約規定は、支那政府が成るべく外國人の支那居住を制限しようとした結果では有るが、外國人に治外法權の有る限り、支那側は、支那領域全部を外國人に開放すると云ふ事態は、生じ得ないと思ふ。尤も天津條約時代以後外國人の居住地域は漸次擴張された。開市場の數は新條約の締結毎に増加する、遂には支那政府でも外國との條約で強制されるのを待たず、進んで自開商埠を設ける。北京公使館區域や、鐵道附屬地や、雜居地も出來た。然し、一般内地は今に外國人に開放されぬ。基督教宣教師が布教の爲めにする場合の外、外國人は内地に永住は出來ぬ。内地旅券を持つて、其の有効期間内、内地に旅行が出来る迄の事だ。何故に治外法權が有れば、内地の一般

的開放は出来ないか。これも詳しく云へば随分書く事が多いが、支那側が未だ内地全體を開放する迄に進んで居らぬ。外國人に對する懸念が非常に強いと云つた様な根本的理由は有るもの、これは、時と云ふものが自然に解決するものと思ふ。支那人に、急に其の傳統的對外觀念を改めよと云ふのは無理である。兎も角も、支那人、又は支那政府が、根本的に外國人の支那内地雜居を忌まぬものとの假定の下に説明すると、治外法權は、どうも内地開放の障害となるのを免れぬ。何となれば、之れあるが爲め、支那は外國人から税が取れぬ、外國人の取締が出来ぬ。財政上の故障と、内治上の障害とが兼ね存在するからである。支那政府の財政困難が年と共に酷くなつて來、内地の治安が毫も維持されない今日では、殊に此點が重要になつて來る。支那は先きに述べた通り、自開商埠を作つて居る。内地の都市の一部を自ら進んで、外國人の居住地域とするの傾向は、近年の事ではあるが、相當盛んになつて來た。之れを見て、支那は現に内地を外國人に開放してないかと云ふ人も有らう。成る程さうである。然し、一般の開市場では、外國人は支那の法令稅權に服しないことは、何人も動かし得ない條約上の權利となつて居るが、外國人が内地で支那の稅權、行政權等に服する義務ありや否やに付ては、世間的には餘りに良く知られて居らぬ。支那の狙つたのは此點である。支那側の理窟から云ふと、外國人は内地に居住する權利

を持たぬ。然し、支那政府は自開商埠を設けて居住を許した。自開商埠の設定によつて外國人に内地居住を許したのは、支那の外國人に與へた恩惠である。既に恩惠であるとすれば、如何なる條件で此の恩惠を與へるやは、支那自ら決すべきである。自開商埠に住居せんとする外國人は、支那の稅權及地方警察權に服せねばならぬ、と云ふのは、自開商埠に外國人の居住を許す條件である。斯う云ふ風に支那人が考へて居る結果は自開商埠の設定によつて、治外法權の少くとも一部を非認しようとして居るのである。之を反面から見ると、支那は、治外法權が、條約の規定通り其儘外國人に有るとしたならば、内地は外國人の爲めに開放はしないと云ふのが、支那側の主張である。自開商埠の設定は此意味から云ふと、治外法權に對する挑戦である。そして、治外法權の存在が、支那の一般的門戸開放の障害であることの一つの證據と見る事が出来ると思ふ。治外法權の撤廢は多年の懸案であつて、追加日清通商航海條約にも撤廢を主義として認めて居る、華盛頓會議でも此事が議された。又最近支那で開かれた法權撤廢の列國會議でも、色々論議せられて、所謂勸告案迄も出來た。此勸告案は、法權會議に出席した關係國委員から、本國政府に宛てた勸告で、當該本國は必ずしも之を容れる義務は無いが、何れは此案を考量の基礎として、治外法權撤廢に近寄ることとなるであらうが、之と伴つて支那の一般内地開放の問題が議せらる

べきは當然である。そして若し一般内地が開放されたとしたならば、支那開國史上特記すべき一大事件となることは言ふ迄もない。

(5) 基督教信仰の自由

支那に新教が這入つて來たのは、漸く十九世紀の初めであつたけれども、舊教は、紀元前陸路羅馬から支那への交通の有つた頃以來と云はれて居る。然しながら宣教師等の來往も、信教の自由も、皆支那當局の手心で如何様にも制限し得たのみならず、邪教として全然之を禁止したことも二三度はある。現に千七百二十四年には、廣東地方官憲は、基督教を嚴禁し、寺院の財産を沒收したと傳へられて居る。條約の規定で基督教の事を規定して居るものは、千七百二十七年の露清恰克圖條約で、露國大使の「サヴァ、ラジスラウイチ」の北京の官舎内に、教會堂を建て、三名の僧侶を置いて、露國人をして禮拜させることを認めることを規定して居るが、是れは全然北京に居る少數の露國大使館内に在る露國人にのみ許したものである。次いで千八百五十一年の露清伊犁條約でも、露西亞國臣民が其の宗教の儀式により營業所内で禮拜動行するときは、支那政府は、どんな場合でも之に干渉しないと云ふ趣旨の規定を設けた。然し此の規定も伊犁及塔爾巴哈臺の二市附近に設立することを許された露國人の營業所内に限つたものであるから、一般の地方で

の基督教の信仰の自由は認められた譯ではない。千八百四十四年黃埔條約締結の爲め佛國が「ド、ラグルネ」を廣東に派遣したとき、同人が支那側と交渉して、前記千七百二十四年の基督教禁斷と寺有財産沒收の上諭を取消して貰ふことにし、其の結果として同年十二月二十八日には、基督教の信教を許す上諭が發せられ、次いで、千八百四十六年の三月二十日には沒收された寺有財産を返すと云ふ上諭が出た。然し、是れは全然支那側の規則であるから、支那官憲の方針が變れば、何時信教の自由を取消されるか分つたものでない。そこで、千八百五十八年の天津條約締結の際、列國から信教自由の保障を要求し、遂に其の目的を達し、天津各條約の信教規定となつた。其の内容は大同小異だが、佛清天津條約は、一番廣く規定して居る、「基督教は人を徳に至らしむることを以て本質的の目的とするものなれば一切の基督教團體の會員は其の身體、財産及宗禮の自由なる執行に對し完全なる保障を享有すべし而して……正規の旅券を携へ平和に清帝國內地に赴かんとする傳道者に對しては有效なる保護を與ふべきものとす清帝國政府は清帝國內に於ける一切の者に對し其の欲するところに依り基督教に歸依し其の宗禮を執行するも其の事實に對して如何なる刑罰をも科することなく如何なる障礙をも齎すべからず従前清國に於て政府の命令に依り基督教に反對して書かれ宣告せられ若くは公刊せられたる一切の事項は全部之を廢止し且清國內諸州

に於て價値なきものとす」と規定して居る。特に佛清條約が最も詳細に規定して居るのは、佛國の參戰理由の「シヤブドレーヌ」事件の善後であり、支那舊教徒保護の法王からの依頼を全うすることであつたからである。

第六 第二回英佛聯合戰役——千八百六十年の北京諸條約の締結

一、第二回英佛聯合戰役

千八百五十八年の天津諸條約は前記の通り調印はされたが、同條約批准交換の事から、復又、英佛兩國と清國との間に紛議を生じ、遂に第二回英佛聯合戰役が起つた。天津各條約は何れも調印後一年以内に批准を交換して、而して後實施されることになつて居た。批准交換の場所は、米清條約には何とも決めてないが、英清、佛清及露清の三條約は、之を北京と定めてあつた。支那政府は、禁斷の北京を批准交換の場所とすることには、始めつから強硬に反對したのであつたが、前にも言つた通り、長髮賊亂の眞最中で、仕方なく之に同意して了つたのである。此點は、内地旅行や、楊子江の開放や、外國使臣の北京常駐問題と同様に、支那政府としては、思ひ切れない

天津條約
批准問題

英、佛、米、三國公使、北京に赴き、北京の防衛に備へるに妨げらるる

程残念な事であつた。然るに長髮賊の亂も、千八百五十九年には大いに下火になつて、流石猖獗を極めた賊徒も、勢日に縮まり、同年春頃には、僅かに南京と安慶と支けを支持し、それも南京は十重二十重に包圍されて、賊軍の前途も最早や見えて来て居たから、北京政府も二十年振りて漸く一安心が出来た。さうなると、對外硬派の勢力が、復又清廷にはびこつて來るのは、自然の數であつた。殊に、僧格林沁が南京を引揚げて北京に來ると、強硬に天津條約の批准に反對し、之れが爲め再び英佛と戰ふ事も敢て辭しないと云ふ態度を執つた。其の優勢な軍隊の力の前には、平和論者は懾服せざるを得なかつたからで、各支那軍民は聲を一にして、對外硬を叫び出した。他方列國側でも、支那の此種態度を豫見して居たから、英佛兩國は、批准問題に對しては強硬な態度を取り、如何なる口實も、申譯も斷然刻ね付けることに決心し、同時に、廣東の占領や、其他の武力壓迫を、少くとも天津條約の批准交換迄、緩めないことに協議し、批准の場所も、條約の規定通りに、北京説を嚴守することにした。然るに、調印後一年以内と云ふ批准交換の日も、愈々千八百五十九年の六月二十六日と七日とで切れるので、英佛兩國公使は北京に行つて批准交換をする爲め、六月二日香港を立つて上海に行つた。ところが、北京政府は、何とかして條約の成立を妨げ度い、と同時に、外國使臣の北京入城を喰止める爲め、全權委員を上海に出向かせ、

英佛兩國
議の強硬抗

第二回英
佛聯合軍
戦争起る

條約の再議を兩國側に申込ませたが、英佛兩國使臣は勿論明白に之を拒絶し、且つ、上海に居た米國公使と同道北上し、六月二十日に太沽沖に着いた。是れより先き、英佛兩國公使は、上海で支那全權を通して、天津及北京の當局に、晋京を通知して置いたにも拘らず、太沽砲臺守備兵は、其の上陸を拒んだので、六月二十五日英佛兩國海軍は強行通過を試み、戦利あらず、「ホープ」提督が負傷する程の傷手を受けた。丁度此の衝突と前後して、三國公使は直隸總督から、北塘を経て北京へ行つて貰ひ度いとの照會を受けたが、間に合はず、かうなつては、事態が再び重大にならざるを得ない。英佛兩國政府は、太沽砲臺守備兵の行動に對する十分にして、且つ満足なる謝罪、英佛使臣が軍艦で天津に行き、それから北京へ行つて、批准を交換すること、天津條約の實施確保及賠償金の増額の四箇條を直ちに承諾することを、支那政府に申入れたが、支那政府は満足な回答を與へず、却つて、條約の一部修正を申込んだ。斯くて事態は愈々急迫した。

於是英佛兩國は支那と戦争状態にあることを宣言し、特派大使を支那に派し、且つ、兵を大連灣と芝罘とに集中し、七月三十日を以て北塘に進ましめ、翌日上陸、漸進して塘沽を取り、遂に太沽砲臺を陥れ、更に轉じて天津に入り、八月二十五日を以て同地の軍事占領を宣言した。其間支那側から、或は休戦方を、或は協約案を具して、商議開始方を申込んだが、英佛兩國は通州へ行

聯合軍北
京に入り
皇帝熱河
蒙塵
北京條約
成る

米國の態
度

く迄は、どんな提議にも断じて應じないと云つて、天津から北京の方面に進んだ。天津出發後も、支那側から色々な提議が有つたが、九月十四日に通州へ着くと、和平に關する豫備商議が漸く始まり、其處で大體の協定が出来た。若し支那が此協定を成立したならば、事件は夫れで解決したのだが、支那側は急に此の假協定を無視し、却つて聯合軍の退去を求め、更に、英佛兩國使節附の通譯官等を人質として逮捕し、九月十八日には主戦派の巨頭僧格林沁の兵は、聯合軍に砲火を浴せかけた。そこで、折角附きかけた和平の商議は破れて、聯合軍は僧格林沁の兵を破り、十月十三日を以て一舉して北京を占領したので、皇帝は熱河に蒙塵し、恭親王をして和を講せしめた。支那は遂に聯合國の要求の全部を容れて、千八百六十年の北京條約を締結するに至つた。

千八百六十年の條約締結は、英佛兩國は戦勝の勢を藉つて成し遂げたものであるが、米露兩國は、此戦役に對して如何なる態度に出たかと云ふに、何れも支那とは戦争をせず、英佛兩國の努力を利用して、其の目的を達したのである。

先づ、米國の態度から説明すると、米國は英佛兩國の主張には素より同情して居り、六月二十日太沽着迄は英佛兩國使臣と行動を共にしたが、もとい、米國は支那と戦ふ氣はなかつたから、兩國の太沽の強行通過の企てには全然關與せず、却つて、支那側の要求通り、北塘に上陸し、そこ

露國の活動

から北京に行つて、批准交換をしようとした。然し米國使臣は、北京で清國皇帝に對する叩頭問題に憤慨して、再び北塘迄引揚げ、そこで、八月十六日に批准の交換を了したから、米國としては、別に問題なしに天津條約が其時に成立したのであつた。云はゞ米國の遣口は正直に條約さへ成立すれば良いと云ふ一本調子で進んだのであつた。これと云ふのも、米清天津條約には、批准交換地が別に極めてなかつたからでもあらう。然るに露國は米國のやうにさう簡單には對支外交の政策を樹て得ない關係がある。露國と雖、天津條約の實施を希望すること他國に劣らぬけれども、其の最も重要と認める對支利益は、經濟的方面では、滿蒙國境からの陸路貿易であり、政治的には「ムラヴィエフ」の東部西比利亞總督となつて以來殊に盛になつた北滿方面の經路である。天津條約の規定する海路貿易や、内地開放や、新開市場の設定やは、露國から見れば何れも、第二義の問題である。然るに、陸路貿易に付ては、「ネルチンスク」條約や、哈克圖條約の規定があるばかりでなく、其の後も屢々支那と協定を遂げ、千七百九十二年の哈克圖通商に關する議定書も出來、千八百五十一年には、又伊犁條約が出來て、支那との陸路による貿易は不十分ながらも目鼻が付いて居るから、此の問題では大きな希望が露國側に差詰め無かつたと思はれる。然らば、北滿方面の經路はどうかと云ふに、露國の野心は其時未だ十分の一も達せられて居らぬ。天津條

約の一寸前に調印された愛琿條約によつて、露國は、黒龍江左岸の廣大な地方を併呑はしたが、烏蘇里河と海洋との間の大切な地域は、露支の共有になつて居る。先づ以て此の共有地を物にせねばならぬと考へて居た。露清天津條約には「支那國及露西亞國間の國境の未だ劃定せざる部分は之を遲滞なく現場に於て審査すべし」と規定して居るのみで、海の物とも山の物とも極まつて居らぬ。然るに第二回英佛聯合戦役は露國に乗すべき最良の機會を與へた。當時「ムラヴィエフ」は西比利亞に相當有力な兵隊を集めて、何時でも南下し得るの準備を整へては置いたが、露國政府は英佛兩國の尻馬に乗つて之と一所になつて支那に當るやうな不手際な外交はしない。却つて英佛兩國の對支態度の極めて強硬なのを利用し、支那政府の心を自分の方に引付け、其間にうまい汁を吸はうとした。そこで先づ天津條約批准交換問題に付いては、締結當時始終一致の行動を執つて來た英佛と全然離れて、露國は非常に妥協的な態度に出で、英佛兩聯合國のやうに、白河から兵を具して、北京に行かうと云ふやうな遣口は避け、露國使臣の入京は陸路哈克圖から來て貰ひ度いと云ふ支那の要求に従つて、千八百六十年の五月に露國公使は此指定路に由つて北京に着いた。英佛兩國の態度の強硬にして、一步も其主張を曲げないのに引き較べて、支那政府は露國の此の妥協的態度を大いに快しとした。他方露清天津條約の内容は、英清や佛清の天津條約に

比して、支那に取つては左程嫌はなくとも良いものであつた。詳言すれば、一二の特殊規定を除くの外は、新たな権利や利益を殊更に規定することなしに最惠國待遇保障を本位として居た。而かも此の保障は、一般のものとは違つて、政治上及其の他の一切の特権に及ぼしては居るが、露國は此條約に依つて直接に自ら得た利益は餘り多からず、唯英佛兩國と支那との條約の内容に均霑することに依つて、事實上英佛等と同様の利益を得た。又、例の外國使臣の北京駐在の事も、露清天津條約には「露國使節は哈克圖及ウルガ又は白河口の太沽又は支那國の其の他の開放市邑又は港區」を經由して、北京に行けると規定して居るのみで、北京常駐の事は規定して無いから、支那としては此條約を成立せしめても、英佛兩天津條約程に嫌なものではなかつた。そこで、露國の妥協的態度に氣を良くして居た支那は、同條約の批准交換に別に反対はしなかつたから、五月には條約文通り北京で批准交換が實行せられ、露國公使は其後北京に滞在して、支那官憲との接觸に力めて居た。然るに、丁度此頃には英佛兩國と支那との衝突が避け難いものと考へられて來たし、又他方、一時鎮まりかけた長髮賊の亂も盛り返し、賊徒は、抗州を取つたり、南運河沿線を頻りに略し内憂と外患とが再び北京政府を復又苦しめ出した時であるから、露國は此機に乗じて、早速愛琿條約で未決になつて居る烏蘇里河と海洋との間の地域を併呑し、且つ陸境貿易上便宜を更に

増進させようと企てた。そこで、露國は、一方東部西比利亞總督の手許に集中した兵力を、今にも支那に送り出さんず氣勢を示し、又、軍艦を白河口に差し向け、時宜に因つては、英佛兩國と行動を共にもし兼ねまじき行動を取り、以て、一方清朝を威嚇しながら、他方支那政府に對して武器彈藥を供給して、長髮賊討伐に力を添へ、尙ほ必要あらば、兵隊を貸しても良いと迄申出で、恩威を併せ之を同時に他方長髮賊の鎮定の爲支那に對して武器と彈藥とを供給し、八月の始めに、「イグナチエフ」少將を北塘に赴かせ、英佛兩國と清國との間に、清國に對する好意的周旋を試みしめ、又、聯合軍が、愈々北京に攻め上らうとした十月の始めにも、將又雙方の講和談判が破裂の危機に瀕した同月中旬にも、露國は一方聯合國に對しては、北京進撃の清朝を仆し、支那を混亂に陥れるの虞あることを説き、他方支那政府に對しても、速かに平和解決を圖るの利を説いた。露國側の此努力は遂に酬いられ、千八百六十年の十一月を以て、露國北京條約は調印された。

二、千八百六十年の北京諸條約の内容

千八百六十年の北京條約が締結された事情は、大體以上の通りであるから、自然、英佛兩國と支那との條約と、露清間の條約とは、其内容を異にせねばならぬ。

英清及佛清の兩北京條約の内容は大體同一で、聯合國側の要求の容れられた結果である。兩條約

は在太沽支那軍の對聯合軍行動に對する清國皇帝の遺憾の意の表示に始まつて居る。之に次いで規定された重なる條項は、(イ)列國使臣の北京常駐に付ては、英清條約に「千八百五十八年の條約第三條に依り英國女皇陛下代表者は女皇陛下の欲する所に從ひ爾今北京に於て永久又は臨時に居住すべきことを特に聲明す」と規定して居る。佛清條約に此點を何とも規定して居ないのは、佛清天津條約に常駐の規定が無いからである。外國使臣の常駐は、支那政府の非常に強硬に反對して居た所であることは既述の通りで、英清天津條約が調印された後でも、支那は、何とかして此の規定を改め、他の天津條約と同様にしたいと力めたが、英國は頑として之に應じなかつた。千八百五十九年十月の二十二日即ち上海關稅會議開催當時にも、同會議の支那側全權たる桂良等は、英國全權の「ロード、エルガン」に、外使の北京常駐が徒らに支那野望の誤解を惹起し、殊に長髮賊の亂未だ平らざる際でもあり、清國の内治外交に面白からぬ影響を及ぼすから、此の權利を棄て、呉れまいかと相談を持ちかけた。英國全權は一度之を拒絶したが、達ての懇願黙し難く、列國使臣が適當に北京で待遇され、同時に天津條約の批准が千八百五十九年に交換され、同條約の他の條項が完全に實施されるならば、英國使臣は北京以外の地に駐劄地を定め、其所から定期に又は臨時に北京に行くことを訓令するやう、英國政府へ意見を上申しようと約束をした。換言す

れば、天津條約の條項に何等の變更をも加へないで、英國政府丈けで自發的形式に依つて、右のやうな取計らひをしようとするのである。そして、「ロード、エルガン」は此約束に從つて本國政府に上申し、其の同意を得て、支那側に其の旨を申送つて置いた。之れが千八百五十八年の十月である。然るに、前にも述べた通りの事情で、天津條約批准問題から端しなくも、第二回英佛聯合軍戰役が起つたから、英國側としては、前記の「ロード、エルガン」の約言を履行するの義務が自然無くなつた。千八百六十年の條約にも此事がちゃんと斷はつてある。(ロ)賠償金。第一回英佛聯合戰役及其直前に英佛兩國が支那から受けた損害賠償に付ては、天津條約附屬の特別條項に從つて、英佛各二百萬弗の支拂を受けることになつて居たが、第二回英佛聯合戰役が起ると、自然軍費賠償額が増加し、他方右戰役中支那軍に捕へられて殺された外交官其他の非戰鬥員の家族への交付金などと云ふ新しい損害賠償額も出たから、北京條約では右特別條項に代るべき一條を置き、兩國とも各八百萬弗の支拂を受けることとなつた。(ハ)天津の開放。(ニ)支那人海外移民の許容。英清北京條約は「清國皇帝陛下は千八百五十八年の條約の批准書交換を俟ちて直ちに勅令を發し各省の高級官憲に命ずるに其の管轄區域を通し清國人にして英國殖民地其他海外諸地方に職を求めんとする者が其の爲英國臣民と契約を結び又は右の者及其の家族が清國開港場に於ける英國船

に搭乘するは全く自由なる旨を公布すべきこと並前記高級官憲が清國に於ける英國女皇陛下代表者と協議の上各開港場の事情に應じ右移住清國人を保護すべき適當なる規則を作成すべきことを以てすべし」と規定し、佛清條約にも之と同趣旨の規定を設けて居る。此規定は支那人移民の到る所で排斥されて居る今日から見れば、一寸異様に感ぜられるが、其當時外國側は支那移民を是非入國させたいと望んだが、支那政府がどうしても之を承諾しなかつたので、此規定を設けさせたのであつて、支那政府が如何に外國との交通を嫌つて居たかを知るに足るべき材料の一つである。(ホ)天津條約の實施。千八百五十八年の各天津條約は北京條約で改正されたもの、外は、批准交換と同時に遲滞なく實施することを規定して居るのは、第二回英佛聯合軍戰役の目的の一つが茲にあつたから、當然の事で、清室は右交換後直ちに勅令を發し、北京及各省の高級官憲に對し、天津北京兩條約を印刷に付して公布することも規定して居る。(ハ)英佛兩國の撤兵。北京條約に署名を了し、天津條約の批准交換が済み、且つ前記二條約の公布が終ると、舟山列島を占領して居る英佛兩國の軍隊は撤退し、北京に在る兩國軍隊も天津、太沽砲臺、山東の北海岸及廣東に引揚げ八百萬弗の償金全部の支拂はれる迄、兩國が右各地に軍隊を留置くことを規定して居る。(ト)沒收教會財産の返還。嚮きに千八百四十四年佛清條約締結の折に、佛國全權の「ド、ラグルネ」の盡力

が基になつて、千八百四十六年三月に上諭が發せられ、先年沒收された基督教會所有財産の返還を命じたけれども、北京條約締結當時に未だ實行されないものがあつた許りでなく、上諭による返還は支那側の獨自の決定に出て居るから、何時取消されるかも分らぬ。そこで、佛清北京條約は「基督教に對する迫害中基督教徒より沒收せる宗教上の建造物及慈善的建造物は在清國佛國公使閣下の仲介により其の所有者に返還せらるべきものとす清國政府は該公使に對し該建造物と共に墓地其他の附屬建物をも引渡さしむべし」と規定して居る。

以上は英清、佛清兩條約に共通の事項か、又は他國に均霑の許される事項に付いての説明であるが、英國は此機會に乗じて、自國に特殊な「コンセッション」を得た。それは九龍の割讓である。此割讓は、香港の治安維持の必要に出でたもので、英佛聯合軍が千八百五十八年に廣東を占領すると間もなく、英國政府は自國の廣東領事で、英佛聯合民政委員に任命された「ハーリ、スミス、パークス」をして、廣東地方官に交渉させ、同人の名を以て九龍市街地に永代借地權を設定して置いたのは、無論他日之を割讓させようとの下心からであつたが、北京條約締結の際、右永借契約を無効とし、其の代りに、同地を香港の附屬地として英國に割讓したのである。

次に、露清北京條約の内容は、英清、佛清の兩北京條約とは非常に懸隔がある。後者は大體に於て

露清北京
條約内
容

通商規定で、而かも列國が最惠國約款を援用して均霑の出来る性質の利益を規定の主要點として居るが、露清北京條約は政治條項殊に國境劃定と、他國が事實上均霑し得ない特權的通商條項、即ち、露清陸路貿易に關する規定とを、其の本體として居る。其他の事項に付ては、別に面倒なことを規定せず、唯北京條約を以て、天津條約第十二條の規定即ち即時無條件の均霑を定めた最惠國約款を確認して居るに止めて居る。

政治條項

露清北京條約の第一條と第二條は、黑龍江以北と烏蘇里河以東の全地域を露國の領土とし、千八百五十八年の愛理條約が、露清兩國の共同領域とした烏蘇里河と海との間は、全く露國の手に移された。是に於て、露國は百萬平方哩の、木材や鑛産や漁産の豊富な土地を手に入れて、六百哩からの海岸線を得た。此の領土の擴張は、他日露國をして浦潮斯德を建設させ、西比利亞鐵道や、東清鐵道を敷設させ、南北滿洲に優越な地位を作らせた素因となつたもので、見方によつては、東洋の強國としての露國が、此の割讓によつて初めて生れ、日露の衝突も茲に原因すると云ひ得る程の、極東史上の最も重要な出來事の一つである。

陸路貿易
條項

次に、露清國境貿易の規定としては、(イ)國境貿易無稅規定を先づ擧げねばならぬ。第四條に「本條約第一條に定むる一切の國境線上に於ては兩國民間の貿易の自由及租稅の免除を許すべし地方長

官は右業及之に従事する者に對し特別の保護を與ふべし」と規定し、此國境貿易を障礙なしにする爲めに、色々な規定を設けて居る。其の重なるものを擧げると、(ロ)露國商人は哈克圖で貿易する外、商用の爲同地から北京へ行き得ると云ふ舊權利は之を享有し、其の途中庫倫と張家口で貿易が出来ることになつた。又、伊犁方面では、喀什噶爾を開いた。次に、(ハ)陸上貿易に關する露清追加協定を地方官間の協議で定め、北京や露都へ一々持つて行く必要のないものにして居ることも、露國に取つては非常に利益な規定であつた。露國は當時西比利亞方面に相當有力な兵力を蓄へて居たに拘らず、國境方面の支那地方官は、馬賊の横行や何やかやで、元々餘り多くない兵隊の力では、到底露國の東部西比利亞總督と對抗し得なかつたから、支那地方官は事毎に兎角露西亞に押され通してあつたばかりでなく、時には、露國を後楯にして、自分の地位を保たうとする不心得な者も有つた。露國は此の機微を察し、地方官を手なづけることにも、相當苦心をして來たから、國境貿易に關する追加協定を、地方交渉事項として置くことは、露國に取つて莫大な利益となることは、多く説明する必要はなからう。

第七 千八百六十年後の條約國の増加と 日清修交條約の締結

條約國の
増加

千八百六十年北京條約の締結後歐米各國は切りに支那に對し通商條約の締結を求めた。此頃になると、支那側の外國を嫌ふの念慮は、南京條約締結の頃に比べると、幾分薄らいで來ては居たけれど、矢張り何とかして條約關係を既成の條約以外に延ばすことを喰ひ止めたいと力めたけれども、これは駄目であつた。外國側は、阿片戦争と其後の前後二回の英佛聯合軍戦争で、支那の軍事上の實力が左程恐れるに當らない事を見抜いて居た。又、前後二十年にも亘つた長髮賊の亂が支那に軍事上、並に財政上の非常な打撃を與へた矢先でもあるから、支那は外國側の強硬な要求に遇つて、厭々ながらに、數多の國との通商條約其他の條約を結ぶ事をも餘儀なくさせられた。尤も、當時歐米諸國が、各自各別の行動を執つたならば、或はかく迄速かに、多數の國が、支那と通商條約を締結することが不可能であつたかも知れないが、幸ひ、當時の列國は、相互援助を以て共同の目的たる支那開國に力を致して居た。一國の利益は即ち他の一切の國の利益と一致して居つたから、露國以外の列國は獨占權も、排他權も要求しない、共同の利益の爲めに策動した。

そこで、千八百七十年になると、支那と條約關係の出來た國は既述の英、米、佛、露の四國以外に「プロシヤ」、瑞典、諾威、葡萄牙、和蘭、丁抹、西班牙、白耳義、伊太利及埃匈國の十國となり、其の翌年には、日本も亦お仲間入りをした。

日清修交條約締結の顛末を左に述べよう。

徳川幕府の鎖國主義が、日本人の海外渡航を禁止し、唯僅かに長崎を開いて、外國商の同地で交易することを許して居たに過ぎなかつたことは、讀者の知られる通りである。然るに、幕末に至つて、我國と歐羅巴との交通が開け、時々我使節の往來もあるやうになつて來ると、支那は隣國の事でもあり、歐羅巴との往來の衝路にも當るので、同國と修交條約を締結するの必要に迫られた。そこで、長崎奉行は、千八百六十一年に役人を上海道臺の許に遣はし、其後兩三回公文の往復までもして見たが、支那政府は、歐米諸國に對すると同様、日本に對しても、條約の締結を回避して居たのであつた。そこで、明治維新後間もない千八百七十年に、我政府は、條約締結の爲め、參議木戸孝允を特派することに一旦決定したが、間もなく、天津に亂民の天主教會堂襲撃事件が勃發し、佛清間の形勢甚だ險惡になつたから、我政府は、此の形勢の推移を見た上で、改めて正使を派することとし、差詰め外務權大丞の柳原前光を清國に遣つて、支那の形勢を見極はめ

柳原前光
の派遣

旁、通商互市取極の豫備協議をさせることにした。そこで、柳原前光は先づ上海に行つて上海道臺と通商互市及在留日本人取締方法に付いて談判を試みたが、道臺は通商互市の要求に付ては、唯之を北京政府に取次いだ丈で、要領を得なかつたが、同地在留日本人取締の爲め、日本官吏駐派の事丈けは之を承諾した。當時恰かも天津の佛國天主教會燒討事件の爲、清國政府の外交責任者が多く天津に来て居た際だったので、柳原使節は更に同地に赴いて、通商條約締結方を申入るゝと同時に、速かに北京へ行つて、恭親王へ國書を捧呈し度いと申出でた。然るに、支那側の云ふのには、英、佛、米其他の諸國との條約調印は、先づ天津でやつて、之れが愈々締結されてから、使臣の晋京を許すのを例として居るから、柳原全權も亦先づ天津で條約談判を整へた上でなければ、北京に行くことは同意し兼ねると云つて、どうしても晋京を承引しなかつた。元來柳原前光の使命は、條約其のものの調印でなく、唯其の草案を協定し、他日の正式條約の基礎を作ると云ふに在つたから、強て北京に赴くことを思ひ止まり、同地で、三口通商大臣林成と商議を進め、先づ條約原案を提出したが、支那側は、始めは、「大信不約也」と云つた調子で、依然條約締結を回避し、唯日本貨物が上海に來れば、定規の納税さへすれば、賣却差支なしと云ふ返事をして居たが、柳原使節は、或は曾國藩を説き、或は李鴻章を説き、使命を果さずんば、死を擇ぶ

伊達宗城の派遣

日清辛未條約調印

辛未條約の内容

の外なしと迄極言し、運動是れ甚だ力めた結果、漸くの事で他日正使派遣の際は、通商條約を締結しようと思ふ返事を得た。

翌年外務卿澤宣嘉を支那に遣はすことにしたが、更に改めて、大藏卿伊達宗城を正使とし、柳原前光を副使として、清國に派遣し、通商條約締結の事に當らしめた。支那側は、直隸總督李鴻章を全權とし、江蘇按察使應寶時を幫辦とし、商議を重ねた末、同年舊七月二十九日を以て、修交條規、通商章程及日本海關稅則、並に、清國海關稅則の調印を了した。日清辛未條約と稱せられるものは、即ち是れである。

此條約の日本案は、日本の支那に對して有すべき權利義務のみを規定したものであつたが、支那側は之を擴充して、支那が日本で持つべき權利義務をも、同時に規定すべきものだと主張した。元來日本が右様の提議をしたのは、歐米諸國の條約が、支那に於ける各自國の權利義務のみを主として規定して居るのに倣つたので、別に支那に片務的條約を強いる意思が有つた譯では無く、支那の日本で持つべき權利義務は、後日別個の條約で定めようとした迄だと思つた伊達全權は、獨斷に、支那の要求を容れて、雙務的の條約とすることに同意をしてしつた。

辛未修交條約の規定の重なるものは、(1)日清兩國の和親を約し且領土の侵越を爲さざるを約したこ

と、(2)兩國政事の自主權を相互に認めたこと、(3)使臣(秉權大臣と稱す)の交換と、開港場で、各自國商民取締の爲めの理事官の交換を約したこと、(4)兩國軍艦の開港場往來を認めたこと等である。そして、此條約の特色とすべき點は、當事國雙方を全然均等の地歩に置いたことである。當時の外支間の一切の條約は、ずつと古く出來た露清「ネルチンスク」條約などを除けば、何れも不對等條約で、支那を對手國よりは一段低い地位に置いたものであることは、治外法權に關する規定を見ても判るが、日清辛未條約は全く之と違つて居る。其の第二條に、「兩國の政事禁令各異なれば其政事は己國自主の權に任すべし」とあり、又其の第七條に、「兩國好みを通せし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定して商民の往來貿易を許すべし」とあるが如きは、其の例である。殊に、裁判權に關し、第八條で「兩國の開港場には彼此何れも理事官を差置き自國商民の取締をなすべし凡そ家財産業公事訴訟に關係せし事件は都て其裁判に歸し何れも自國の律例を按じて糾辨すべし……地方官に掛合ひ雙方出會し公平に裁斷すべし、大盜賊缺落等の事件は兩國の地方官より召捕り吟味取上げ方致す而已にして官より償ふ事はなざるべし」と規定して、領事裁判權を相互に認め合つて居る。そのみならず、第九條では、理事官を置かないときは、兩國の人民と貿易との取締を、各自に地方官の權限に屬せしめ、且「若し罪科を犯さば本人を捕へて吟味を遂げ其事

情を最寄開港場の理事官へ掛合ひ律を照して裁斷すべし」と規定し、又、第十三條には「兩國の人民若し開港場に於て兇徒と語合ひ盜賊惡事をなし或は内地に潛み入り火を付け人を殺し掠奪をなす者有らば各港にては地方官より嚴しく捕へ直に其次第を理事官に知らすべし若し兇器を用ゐて手向ひせば何れに於ても格殺して論なかるべし……尤縛して取りたる罪人は各港にては地方官と理事官と會合して吟味し内地にては地方官一手にて吟味し」云々と規定して居る。歐米諸國と支那との領事裁判に關する條約の規定と此の規定との間には、非常な相違がある。且つ又、此の條約には、全然日本の原案に無かつた二つの條項が挿入された。第二條と第十四條が是れである。此の二個條も亦伊達全權の獨斷で承諾したもので、是れが爲め、同全權は歸朝後間もなく、職を退かねばならぬことになり、且つ、辛未條約改訂の爲め柳原前光や副島種臣が支那に派遣されるに至つた理由となつて居る。當時通信機關も發達せず、又國際條約締結に全然經驗の無かつた同全權としては、日清間の條約談判をまとめたいくの一心から、此の越權行爲を敢てしたのは無理ならぬ事であつた。第二條と云ふのは「兩國好みを通せし上は必ず相關切す若し他國より不公及び輕藐すること有るとき其知らせを爲さば何れも互に相助け或は中に入り程克取扱ひ友誼を敦くすべし」と云ふ規定である。不公とか輕藐とかの意義は、甚だ明確を缺いて居るから、此規定は讀

み方によつては、同盟條約の一種とも見られる程の重大な約束となるのだが、伊達全權は此の規定を極めて軽く解し、日本政府に對する報告書にも「或る一國の人平時些少の揉合事より彼國と將さに大事を醸さんとする事有るを見れば……一般友好の情に従ひ我より出て此事を調和し大事を化して小事と爲し小事を化して無事と爲し以て友誼を昭かにせんと云ふのみにて曾て彼國に別國と戰爭起りし時我も砲戟持來りて彼國に助力すべしと云ふの義なし」と云つて居るが、然し、字義は必ずしもさうではなく、謂はゞ李鴻章に一杯喰はされたのであり、又日本政府の方針とは大いに違反した點であつた。當時支那は内外多事で、殊に歐洲諸國からは、絶えず色々な事件で威嚇されて居た際であつたから、支那は日本を引いて外交政策の道具にしようとしたと信すべき理由がある。總理衙門の諸大臣が日清訂約に反對して居るのを、李鴻章が色々と勸説して方針を變へさせた底意は、此邊にも有つたのである。次に、前述の第十一條と云ふのは、兩國臣民の刀劍類携帯禁止の規定である。然るに、此規定も亦日本政府の方針とは甚だ違つたものであつた。當時日本では士族の帶刀を公許して居た際であるから、此種の規定を承認することが困難であつたことは當然である。他面に於て支那では刀匪に苦しんで居た際でも有り、且つ、昔、和寇の事もあつたので、支那全權は此規定を是非置かねばならぬことを、強硬に主張したので、伊達全

辛未通商章程

辛未修交條約改訂問題

權は我國に既に廢刀の議の有る際でもあり、且つ、刀劍類の携帯禁止は商民丈けに限つて居るのだから、支那の主張に應じて、我方に別に障礙は無いと考へ、又、支那人が我國に來て子女を騙買した事件が屢々起つたのにも鑑みて、遂に此條項を置くことに同意したのであつた。

次に、辛未修交條約には、日清兩國の通商に關して、一の原則的規定を設けた。其の第七條に「兩國好みを通せし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定して商民の往來貿易を許すべし尙別に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむべし」と有るのは即ち是れである。其の結果日清辛未通商章程なるものが出來たのである。該章程に依つて、日本は横濱、函館、大阪、神戸、新潟、夷港、長崎及築地を通商港とし、他方支那は、上海、鎮江、寧波、九江、漢口、天津、牛莊、芝罘、廣州、汕頭、瓊州、福州、廈門、臺灣、淡水の十五港を開いた外、船舶入出港、並に、荷揚げ荷積の手續、輸出入税、噸税の原則、輸出入品内地販運に關する制限、輸出入禁止品、密商等、通商に關する細則を定めて居るが、是の邊は餘り細くなるから、詳説を省くこととする。唯、此通商章程は調印と同時に、即ち千八百七十一年(明治四年)舊七月二十九日から實施されたが、前記修交條約は、批准交換を待つて公布の上實施することに定められて居た事だけを附け加へて置かう。然るに辛未各條約、就中、修交條約の規定が、伊達の專斷の結果前にも述べた通り、日本政

府の方針とは相容れぬ變なものになつて了つたので、伊達全權は召還されて其の職を退き、翌千八百七十二年(明治五年)外務大丞柳原前光を少辨務使に兼任し、辛未條約改訂のことを議させる爲、清國に派遣した。柳原は先づ天津で李鴻章に會見して、右大臣岩倉具視が近く歐米諸國に行つて、條約改正を商議することになつて居るから、辛未條約も亦其の結果を見て改訂したい。そこで辛未條約の批准交換を停止し、且つ、通商章程中關稅に關する規定を改正し度いと申込んだ。此申込を受けると、李鴻章は、大いに憤り、切りに日本の不信を責め、到底柳原の要求に應じ相な氣色が見えなかつた。柳原は辯明大いに力め、幾度か談判不成功とあきらめたが、遂に、日本が他日換約の使臣を派遣する際、別に續約を締結し、又は公文を交換して、辛未條約に添附し、追加取極の形式を取つて、一方支那の主張を通し、他方日本の主張をも通すことに協定した。柳原全權は、是れ以上に改約を主張するも、到底目的を達し難いを見て、本國政府の裁決を経たる上何分の返事をする事にして歸國した。外務卿副島種臣は、柳原から事の仔細を聞いて、事情已むを得ずとし、具奏して之を可し、其旨を支那側に通報した。

翌千八百七十三年(明治六年)日本政府は、同治帝親政の祝賀を兼ね、臺灣土人の琉球人虐殺事件の處理と條約締結との爲め、副島外務卿を清國に派遣し、同年四月三十日辛未條約は遂に批准の

交換を了するに至つた。其節副島大使は李鴻章に向つて、客年柳原少辨務使渡清の際の取極に従つて、日清兩國は續約を協定して、原約に修正を加ふ可き筈ではあるが、日本は、他日必ず外國人を一切自國の管轄の下に置く積りであるから、日清間の條約も此の日本の希望が實現した時は、自然根本的に改正されねばならぬ。そこで、今一二條項を議しても無益であるから、此際は寧ろ原約に一切手を付けずに成立させ、岩倉大使歸朝の上で改めて、續約の事を商議し度いと告げ、李鴻章は之に同意した。

第八 外國使臣の清國皇帝謁見問題の解決

前にも述べた通り、支那政府は、外國使臣を以て對等國の代表者と認めることを嫌ひ抜いたが、千八百五十八年の天津條約でとう／＼讓歩して、同條約で外國外交官は獨立國の君主を代表する者であるから、其の尊嚴を毀損するやうな儀式を行はせないと云ふ事を定めた。此の約束の當然の結果として、清國皇帝は是非とも外國使臣に謁見を許さねばならぬことになるから、列國は千八百六十年北京條約調印の機會を促へて、皇帝謁見の事を支那政府に求めた。然るに、支那は條約の精神解釋なんか棚に上げ、色々な理窟や口實で、どうしても之を承認しない。折角北京に派

北京政府
外國使臣
謁見を
欲せず

遣された外國使臣も、國書を捧呈する機會さへ與へられなかつた。尤も、支那は條約に歴とした規定の有る手前、以前の様に、是が非でも謁見を拒絶すると云ふ譯には行かなかつたが、さればとて、九拜の禮を行なはない外國使臣の謁見は、清朝の傳統的觀念にも合はず、又、其の威嚴を損じ、統治上にも故障を來すものと信じて居るから、何や彼やと尤もらしい口實を見出して、出来る限り謁見の機を延ばし、其内に何とかして北京條約の規定を變更しようとして、窺に機の到るを待つた。當時恰も咸豐帝崩御し、幼年の同治帝即位せられたので、支那は、新帝が成年に達し、政治を親裁される迄、謁見を待つやうにと、外國側に泣きを入れて、日一日と謁見を延ばしに延ばして居た。外國側は是れが一種の口實であることは、良く知つて居たが、誠意の無い北京政府を相手に、條約論や國際慣例の議論を闘はしたとて、三度び武力を用ゐてもせねば、到底解決がつかぬと觀念し、同治帝の成年と云つても、何十年の先きではなし、支那が夫れ迄はと達て懇願する事でもあり、暫らく先方の約束に信を措いて、氣永に其の機を待つことにした。

然るに、愈々千八百七十二年四月三十日を以て、同治帝は成年に達し、翌年二月二十三日を以て、皇帝親政の日と定められた。時は至れりと云ふので、當時北京に在つた英、米、獨、佛及露の五國公使は、早速連名公文を以て、豫ての約束通り謁見を求めたが、當時軍機大臣文祥が病氣だつ

同治帝親政と外國使臣の謁見問題

謁見儀式に關する外交問題

たので埒明かず、各國公使は四月五日を以て、再度の連名公文を支那に送つた。其の内、文祥の病氣も癒えたので、流石の北京政府も他に適當な口實はなし、此上機會を延ばしては、外國側の態度も氣遣はれるので、絶體絶命外國側の要求に應せざるを得ざるに至り、總理衙門は、遂に各國公使との間に、謁見儀式に關する一つの取極を慥へた。之に依ると、使臣謁見の際は、前後五度の最敬禮を爲ることになつて居る。此の取極は主として、英國公使「ウェード」と恭親王との間で作られたもので、恭親王は、飽く迄外國使臣をして跪座九拜させねばならぬと主張し、英國公使は、一般文明國の例によつて、三度最敬禮をする以上のことは、同意し兼ねると主張したが、妥協の結果、支那人の喜ぶ五福の數に合ふやうに、五度最敬禮を爲ることにした。そこで「ウェード」は他國使臣に此案を示した處、他國公使は其の本國の體面を傷けるを恐れて、之に同意しようとしなかつた。然し、何時迄も此問題で論争を續けて居ては、久しく待ちに待つた謁見が出来なくなる懸念から、嫌々ながらも「ウェード」の勸説に従ひ、一時の權宜として之に同意したのである。然し、支那政府としては、五度の最敬禮を以て永く將來の典例とする積りで居たことは勿論である。

斯くて、謁見問題が、曲り成りにも解決し相になつて居た所へ、我副島全權が、天津で辛未修交

副島種臣北京に來る

條約の批准交換を済まして、北京へ来た。そして、折角纏りが、つて居た歐米諸國公使と恭親王との間の謁見儀式取極を、すつかり破つて、我國や歐米諸國の謁見の儀式通りに、三度の最敬禮に、遮二無二極めて了つたことは、特筆に値する。其の成行を説明するに當つて、先づ副島大使の外交振りを一應述べて見たい。

副島渡島の目的

抑も副島が、身、外務卿の要職に在つて、態々支那迄出掛けて行つたのは、表面の理由とした辛未修交條約批准交換や同治帝親政慶賀の爲めのみでない。是れ丈けの事ならば、柳原前光でも、誰でも、相當の地位に在る大官が行けば、立派に間に合ふ筈である。夫れにも拘らず、副島が行つたのには、二つの理由がある。一つは、謁帝の問題の爲め、も一つは、臺灣人の琉球人虐殺事件處理の爲めである。虐殺事件に就ては次節に述べるとして、謁見問題は、副島の支那行を最も必要と認めた主要事件であつた。當時我國は、王政維新後間も無い事で、國力も未だ今日の様に發展するに至らず、幕末以降、歐米人は治外法權を我國から得、日本を劣等國と見下し、外交甚だ振はなかつた際であつたから、副島は、何とかして日本の外交上の地位を高め、歐米人に一泡吹かして遣り度いものと常々心掛けて居た。そこで、明治五年秘露國船が、瑪港で清國人百三十二人を誘拐して、横濱に來た際に、副島は、縣令陸奥宗光の放任主義を斥け、多數外國人の反對

副島先づ

威容を整ふ

運動をも排し、斷乎として被誘拐者を盡く救出し、且つ、船長を處罰したのは、痛快な處置であつた。兩江總督何璟之は、之を聞いて、早速松江同知府陳福勳を渡日させて、謝恩せしめた。其の際副島は、官吏を横濱に出して之を迎へさせ、大いに歡待したことがある。然し、此位では素より我外交上の地位を高める迄に行き兼ねたことは、言ふ迄もない。恰も當時在北京歐米公使等が、謁見問題で手を焼いて居ることを聞き、副島は奇貨措くべしとして、自ら此の問題を解決してやらうと堅く決心した。外國公使が五人も六人も一所になつて、一年程も手を盡して成功しなかつた難問題を、一副島の手で解決したとなれば、歐米に對し、將又、支那に對し、日本の爲めに大いに氣を吐くことになる。況んや、臺灣問題解決上にも少なからず貢獻し、且又、内に不平士族連の蠢動があつて、内治上相當の障害となつて居たから、其の志を外交問題に向けさせることが、内政上にも甚だ好都合の事情が有つた。そこで副島は辛未條約の批准交換等を標榜し、胸に大望を秘めて支那に渡つたのであつた。在東京米國公使が副島渡支の報を聞いて、清帝謁見問題が北京で片付いて行つたら良からうと同人に忠告したに拘らず、余に見る所ありと云つて此忠言を斥けたことに見ても、副島の決心の程が知られる。

胸に一物の副島は、先づ儀容を整へるの必要を認めて、無けなしの日本軍艦の内から、龍驤筑波

の兩艦を割いて、自ら龍驤に搭乗し筑波を隨へ、隨員は柳原前光、平井希昌、林有造、井田讓等十名、右兩艦乗組員六百餘名と云ふ大衆、我國遣外使臣として、是れ丈け大勢の者を引具した例は、未曾有である。それに、米國總領事であつて、臺灣土人の米人虐殺問題で、相當支那人間にも名前が知られて居た「リセンドル」將軍を、準外務省二等官に任じて隨員の内に加へた。途中上海を経て四月二十日太沽に着き、其所から米國小蒸汽で天津の紫竹林公館に入ると、屋上高く大きな日章旗を掲げさせた。何と芝居がかりではないか。

副島は隨員をして着津を李鴻章に報せしめたが、李からは誰も人を遣はして問安しなかつた。副島は威容を示すは此時と許り、柳原と鄭とを津海關道陳欽の許に遣はして、李の非禮を詰問させた。前山東布政使の潘鼎新も座に在つた。此兩人は辛未條約批准交換の辨を命せられ、全權の李を助けることになつて居たものである。副島の詰問に對して、陳は、各國使臣が天津に來ると先づ支那全權を訪問し、而かる後に、全權が使臣に回禮するのが成例であると告げたが、柳原は却つて實例を色々と擧げて、先方の言ふ所が必ずしも成例で無いと詰り、尙ほ昨年秘露船誘拐事件の謝恩使が日本に來た時、副島は、使を態々横濱迄出して迎へさせたこと、殊に副島は普通の公使では無く、外務を總理する重臣の身を以て、特命全權大使として、苟くも大日本天皇陛下の御名

副島先づ
李の缺禮
を詰る

辛未條約
問題に副島
先手を打つ

代として來たのであるから、一般の公使と同視さるべきでないこと、従つて他國公使に對する支那の成例は、假令先方の言ふ所に相違が無いとしても、副島に適用が出来ない事、等を説明して切に先方の反省を促がした。李は遂に理に服し陳欽を副島の許に遣はして問安せしめた。事小なるに似て居るが、副島が飽迄支那に對して、強硬外交をやらうと心懸けたから、到着最初の機會を捕へて、支那側詰問と出掛けたのである。以前に支那に行つた使臣は、伊達にしろ、柳原にしろ、比較的大人しい外交振りで、李鴻章の方から高飛車に出られて、手甲摺つて許り居たが、副島は問安問題で、先づ先方をして、伊達や柳原と違つて、副島は八釜間敷しい男だと思はせて置いて、さて愈々副島使命の一つである辛未條約批准交換問題で、是れ亦李鴻章に先手を打つた。前にも述べたやうに、辛未條約には、日本政府の方針に違つた箇條が有つたので、政府は調印者たる伊達を罷免し、且つ、態々柳原を再度の使節として渡清させ、第二條の相互援助の規定だの、第十一條の刀劍類携帯禁止の規定だの、其他一二重要な事項に付いて、改訂方を商議させたことがあるから、李鴻章は副島が必らず此等の問題を切り出すことと考へて居たところが、副島は「我國外交の權日に進む所あり政府の意將に外民を以て我が管轄に歸せしめんと欲す余今區々一二を議解する何の益か有らん岩倉欽使歸朝一體の法立つを俟ち然後臨時に續約を定めて可也」

と云つた風に、高飛車の御株を李から奪つて、事も無げに辛未條約を其儘の批准交換を了して了つた。扱て言葉を改めて、「試に思ふ爾我兩國亞細亞に並立して古來交通文字法律大約相同じき事猶ほ歐洲列國の政教一途相治るが如し夫れ同教國の人民は彼此を論せず現在住所の政令に服す故に兩國人民も此れを訪ひ其住地より管轄し善を盡すに至つては政權以て外國人をも管轄すべし爾我兩國歐西諸國と結約して以來彼等が住地の租界を畫ると雖も我國境内に彼の政權を施すことは條約に因て甘心する所なり是は西人の國に於て曾て許さざることなれども之を亞弗利加及印度以東の國に行へり當時兩國此理未明既に條約を定む今を以て之を觀るに所謂臥榻之下に人の鼾睡を容れたる也我國方さに條約を改定して公法普通の主權を整起せんと欲す」と云つて、自主權恢復の決心を示し、且つ、我國は條約締結を常に日本の役所でやるが、支那が、支那の役所以外で歐米諸國と商議するのは、支那自ら進んで國權を墜すものではないかと詰つたりした。流石の李鴻章も唯先例に倣つたのだと云つて、辭に窮して居る、副島は矢繼早に、或は唐虞氏や周公や堯舜の故事を援いて、日清兩國治外法權撤廢の急なるを説いて、李をして副島の淵博なる知識と、堂々たる識見とに感服さした邊りは、あざやかな外交振りであつた。

辛未條約批准交換が済むと、副島は、一日も早く北京へ行つて、謁見問題を是非自分の手で解決

副島と謁見問題

しようと思つた。此解決には、二つの難問題がある。一つは、前に述べた謁見禮式取極を打壞はすことで、も一つは、大使として、副島自らが各國公使より先順に謁見することである。副島は未だ天津に居る時分に陳欽に對して、總理衙門と各國公使との謁見商議の成行を尋ねた所が、陳の曰ふには、支那の皇上謁見には、皇族でも何でも、百官は跪拜し、皇帝から起ると曰はれぬ内は、何時迄も跪きながら奏對せねばならぬ。然るに各國使臣がどうあつても跪拜を承諾しないのは致方ないとして、恭親王以下の諸大臣は平日外國使臣と對等の附合をして居るのに、謁見の時丈け、彼は起ち、我は跪坐する不體裁は、到底忍び難い、そこで、謁見問題が早く片付かないのだと云つて、甚だ困つたものだと思つた。此の話を聞いて副島は、謁見問題の急に片付きさうもないと見て、内心大いに喜び、辛未條約批准交換を済ました後に北京に向けて出發し、五月七日に着京した。軍機諸大臣は、問安の一件で、天津での李鴻章の失敗に懲りてか、何れも使者を態々副島の許に遣はして、問安せしめた。五月十四日副島は、柳原及鄭を總理衙門に派し、我國書の副本を交付し、日を期して謁見の上、國書を奉呈し度いと申込ましめた。さうすると其の翌日に、支那側は副島に前記謁見取極の寫を送付した。蓋し此取極の形式に依つてなら、謁見を許さうと云ふ意味で有つたらう。

副島は、此の書類が甚だしく外國の常例に違つたことを規定し、而かも、五禮拜を外國使臣に求めるが如きは、甚だ非禮であると考へたから、右取極實行に水を差す趣旨から、本件の主任官であり、且つ、副島一行の接待役であつた江蘇記名道の孫士達に向つて、列國公使は起立して謁見するのに、軍機大臣等支那の高官が、跪拜するのは、誠に面白くないでは無いかと試みに問ふて見た。孫は之に答へて、外國公使等も、此點は疾くに氣付いて居て、英國公使の如きは、恭親王に對し、五大臣等が外國使臣と一席で謁見するので、そんな事にもなるのだから一向同席しなければ可いではないかと迄云つて居ると云つた。副島は隙かさず、外使謁見の時丈けに特別の制度を設け、支那の高官も、外國使臣も、起つて謁見すべきである。之れを爲さないから、英國大使からそんな無法な事を云はれても仕方が無い。支那官憲は良く此點を考へて、悔を百年に貽さぬやうにせねばならぬと告げた。副島の意は、正式に軍機大臣に會見するに先だち、孫に日本側の意見を告げて、恭親王等に取次がせるに在つたことは勿論である。是れで支那側への水は充分差せたが、次には外國公使を説いて、取極を打破らねばならぬ。そこで副島は、早速列國公使を歴訪し、殊に佛國公使に對しては、一時の權宜の爲めとは云へ、五鞠躬を謁見の禮とすることは、一には國權を墜し、二には將來の成例となる事を覺悟せねばならぬと説いて居る。副島は、佛國公使が

五鞠躬反對の意見であるのを聞いたから、先づ同公使を説いて、前記取極實行を思ひ止まらせやうとしたのである。元來謁見取極に對しては、外國側、支那側共に不満足に思つて居たのであるから、副島の此運動が餘程利目があり、副島の使命の第一着手は、先づ成功した。謁見問題に付ては、副島には、も一つの重大な責務が有る。列國公使に先んじて謁見することである。副島が清國に使した資格は、所謂頭等欽差で、今日の特命全權大使であるが、英、佛、露其他の外國使臣は、唯の特命全權公使である。副島は、陛下の御名代として、同治帝の大婚と親政の慶賀に來て居るのだが、外國公使は、普通の信任狀を持つて居るに過ぎない。外國使臣の順位から云へば、副島は列國公使の上席に在るべきもので、謁見も、他國公使と同列たるべきではない。支那側は、此の關係を知つて居るから、副島には、特に旅宿まで提供して、歡待至らざるなしであつたが、扱て、謁見の順序の問題になると、強く他國公使と同列を主張した。其の表面の理由は、支那は、諸外國を平等に待遇するを主義として居るから、其の代表者に上下の區別を立て難いと云ふにあるが、事實は、久しい間の難問題であつた謁見事件が、五度の最敬禮をすること、やつと出來か、つて居る外國公使との妥協が、副島を首位に置くことに因つて、毀れて了ふのを虞れた爲めで、殊に外國公使中、支那側に對し、副島を首位に置くことを妨げやうとす

る運動が有つたのを見て、副島の要求を容れ、ば、事が愈々面倒となるから、副島を押へ付けて他の外國側の意を迎へやうとしたのであつた。實のところ、支那側がかう思ふのも、無理からぬことであつた。何となれば、外國側は、兎角支那を劣等國として取扱ひ、日本は支那と同列、若くは、夫れ以下位に考へて居た當時であるから、假令副島が大使の資格であり、外國使臣が公使の資格を持つに過ぎないとしても、外國使臣としては、劣等國の日本なんかには、先きを越されては、各自國の威嚴にも係はると考へたから、副島が大使の資格相當の待遇を要求するのを見て、外國使臣は一方支那側に對して、副島を外國使臣の首位に置くことは罷り成らぬと威かし、且つ、支那側が副島に特に旅宿を提供した事に對しても、條約に、外國使臣が自分で事務所等を持つことを規定して居るのを楯に取つて、彼此と苦情を申立て、又、副島に對しても、支那は元來外國使節の間の等級を認めないから、歐洲諸國は、何れも大使を送らず、公使丈けを送つて居るのである。然るに副島は此事情をも考へずに、大使としての待遇を主張するのは、今其時期でないといつてゐる。然し、副島は、斷々乎として其主張を枉げず、文祥や恭親王に對し、或は萬國公法の原則と西洋の例を援き、或は日清兩國の親善の必要を力説し、得意の漢學の知識を利用し、支那の故事來歴迄も引證して、頻りに支那側の説得に力めた。支那の大官は、副島の博識と、論理

副島態度
強硬副島怒つ
て歸國に
決す

の整然たるに敬服し、一々其の言の道理であることを承知しては居るが、色々と遁辭を設けて、副島の説に服しない。服しないわけならば、まだ良いが、愚にも付かぬ理窟を並べ、甚だしきは、日清兩國は同文の國であるから、副島は宜しく支那の禮法によつて、謁見すべきだと云ふ公文を突付けた。是れ取りも直さず、副島に跪拜を求めたのである。副島大いに怒つて、恭親王を面詰し、頑として其の主張を枉げず、他國に使ひして、日本を辱かしむるが如きは、死んでも承知が出来ない事である。自分を跪坐せしめるのは、即ち我日本の主權者を、臣下の禮を以て遇せんとするものである。斯くの如きは、非禮もまた甚だしいと云つて、斷然支那の主張を拒絶したので、流石の支那も其の見幕に辟易し、遂に、主張丈けは撤回したが、他國五公使が一所に謁見した後、副島をして一人で謁見させようと言ひ出した。そして、國書の捧呈も、直接清國皇帝に對して爲ることを拒絶した。於是乎、副島は更に大いに怒つて、即日旅装を整へて歸國することに決心し、柳原をして其の旨を總理衙門に通じ、且つ、臺灣生蕃事件に對する日本の自由行動を宣言させた。斯うなると、流石の恭親王も大いに驚き、副島の公正な主張を容れざるを得ずと觀念し、副島が先づ謁見し、次いで、他五國公使が一所に謁見することを承諾した。然しながら、支那は素直に之れ丈けを承諾したのではない。嚮きに他國公使との間に出來た謁見取極に、副島の調印

を條件とした。副島の意は茲に於て稍や解けたが、右調印は飽迄拒絶して了つた。支那は遂に全く折れて、副島の意見通りに、謁見問題は一先づ解決し、六月二十九日を以て紫光閣で謁見を了した。所謂三鞠躬の式に依つたものである。

然しながら、此解決は曲りなりの解決である。外國側としては相當不満足なものであつた。謁見の場所が紫光閣であることが、第一に非議された。紫光閣は、宮中の正殿ではないからである。第二に、謁見が歐米各國に於けるが如く、外國使節の辭任、着任其他の時に、使節から申出でれば、宮中に特別の差支なき限り、何時でも許されると云ふ迄にはなつて居ないことである。支那は外國使臣の謁見を承諾したとは云ふものの、此點から見て、國家平等の觀念を尊重したのではなく、依然として中華の舊株を墨守して居ることは、明瞭であらう。支那は副島大使の強要に副はねばならぬ結果、夫れ迄拒絶に拒絶を重ねて來た謁見を、嫌々ながら承諾するの餘儀なきに至つたものの、尙ほ其の自尊心を満足させる用意を怠らなかつた。そこで、本問題の完全な解決は、自然後日に残されることにはなつたけれども、幾年も幾年も、拒絶に拒絶を重ねて來たものが、違式ながらも清國皇帝が外國使臣を宮中で引見する迄に、頑固な當時の支那大官の我を折つた事は、一に副島の強硬外交の賜と云はねばならぬ。

第九 芝罘條約の締結

支那の開國史上、見逃し得ない主要な國際約定がもう一つ有る。千八百七十六年の英清芝罘條約が即ち是れである。

英國は、支那の開國運動の先頭に立つて、功績の没すべからざるものがあつたことは、既に述べた通りである。然し、翻て考へると、之に依つて英國の得た利益は、同時に他國の利益であつて、英國丈けの特殊の利益や權利と云ふものは、殆んど無いと云つて良い。此功績が英國の支那に於ける後日の優勢の因を爲したことは明かではあるけれども、當時に在つては、英國人中、本國政府の態度を齒痒がり、先頭に立つて惡戰苦闘をした丈けが、結局他の外國よりも損をしたものと考へ、是れ位ならば、英國としては寧ろ他國の成を待つ方が、恰愼な遣方であると見た者が少なからず有つた。そして、多數英國人は、英國外交の失敗を叫んだ。殊に長髮賊の亂の平定は、英將「ゴルドン」の率ゐた「常勝軍」の力に依ることが多かつたので、英國は、當然支那から此の功績に報ゐらるべきものと期待した。英國政府は素より此の非難に耳を藉さぬ譯には行かなかつたものの、此頃になると、英國政府の方針は、力を以て無暗に支那を押へ付けることを不得策とした

から、暫らく穩和手段に依り、事毎に此方針を實行して居たのであつた。例へば、千八百六十八年江蘇省の楊州に起つた支那人の英國宣教師襲撃事件の際、在上海英國總領事が、英艦三隻を率ゐて南京に行き、最後通牒を發したことに對し、英國政府が同總領事に對して、速かに交渉を在北京英國大使に移すことを命じた如き、翌千八百六十九年福建省土民が、英國人宣教師の療養所建設に反對した爲、英國領事が自國海軍力を以て地方民を威壓した際にも、英國政府は此措置を喜ばず、領事を譴責した如きは、何れも此の穩和政策の發露であつた。英國は斯くて支那官民の反感を激成せぬ様あらゆる注意を拂ひながら、支那に於ける自國の通商上の利益の増進の爲めには相變らず一生懸命であつた。殊に、北京條約の規定が不備で、其の後の通商上の新事態に應ずるの不可能なるを見て、之れが改訂に力を致し、彼れ此れ商議を重ねた上千八百六十九年に天津條約追加の北京條約に調印した。然るに、此條約の規定は、英國人の希望に副はぬ點が可也に多かつたから、非難が高まつて就中在支及在香港の英國人は、益々政府の措置を憤慨し、囂々として英國政府の外交軟弱を叫び、猛烈に其の各條に反對し、斯くの如き不利な新條約の實施を見るよりは、寧ろ舊條約の規定その儘の方がすつと好いと叫び、飽迄新條約實施に反對し、遂に手の付けやうが無かつたから、英國は其批准を拒むの已むを得ざるに至つたと同時に、幾分なりとも

穩和政策を改めねばならぬ破目になつた。當時の英國政府としては、支那に對する政策は、在支自國人の主張に追隨する傾きが強かつたのであつた。「マーガリー」事件が起つたのは、此の狀態の下であつた。

一、英國の雲南探險隊派遣と「マーガリー」事件

「マーガリー」は千八百七十五年英國が「ブラウン」大佐指揮の下に、緬甸經由で雲南へ送つた探險隊の通譯で、同年二月二十一日支那土民に殺された人である。

英國雲南
に探險隊
を送る

英國が雲南に探險隊を送つたのは、「ブラウン」隊以前にも、千八百六十八年「スレードン」大佐の「マーガリー」隊には護衛隊をも従はせて、二百人近くの人數で出かけたところが、今度も亦「マーガリー」の殺害其他の不幸な出來事が起つて、失敗に終るの餘儀なきに至つたのであつた。英國が萬難を侵して、雲南探險隊を派遣するに至つた理由には色々有るが、印度經略の緒に付いた英國が、之と接境關係に在る雲南四川貴州等の方面に勢力を擴張するの意圖を實行する爲めであり、殊に此等地方の物資の開発、陸路貿易の増進等が先づ試みるべき計畫であつたが、何分此等地方の事情は更に判らず、英國は此地に政治的に又は經濟的に、色々な企圖が有つても、手の付け

やうが無かつた。元來此等地方は、全然事情は判らぬながらも、餘程久しい以前から、鑛産物の豊富と未知の無盡藏の富源の埋藏地として、歐洲人間に有名で有つた丈けに、歐洲諸強は他國の手を付けぬ間に何とかして此の地方に接近しようと力めた。然し支那政府の反對甚だしく、海港丈けは阿片戦争やら二回の英佛聯合軍戦争やらの敗戦から、已むを得ず外國に開いたが、内地に外國の勢力の波及することは、極力阻止の方針を取り、殊に雲南や貴州は、長い間内亂が續き、法律上は支那の主權に服従して居るが、當時事實上は清朝の威令の行はれない部分が少なくなかつたから、其處に外國人の勢力の侵入するやうな事になつたならば、清朝の節度に服しない者共が、どんな悪巧をせぬものでもないと考えて、支那政府は愈々警戒に警戒を重ねた。「スレードン」隊の失敗も、此の情勢からの當然の結果で有つた。然しながら、英國政府は此失敗にも拘らず、右三省に對する希望を棄てる譯には行かず、却つて色々な事情から、一日も早く手を付けて置かねばならぬと考へた。此の事情と云ふのは、第一に英國自身の事情である。第二に支那の内亂である。第三に露佛兩國の對支態度である。英國は、千八百五十八年に印度を其の直轄にして、漸次印度經略の歩武を進め、他方、緬甸や、阿富汗や、「ベルヂスタン」に於ても、着々として其の勢力を扶植し、南方亞細亞の事は、略ぼ所期の通りになつたから、自然地續きの雲貴兩省

探險隊派
遣の動機

及西藏方面に手を延ばすべき氣運に向いて居た。丁度其頃雲南では、回教徒と非回教徒との間に、有名な宗教戦争が起つて、千八百五十五年から千八百七十三年迄、それが續き、地方官は全く手を焼いて了ひ、中央政府でも殆んど手の付け様のない程に、地方の秩序が紊亂し、幸ひ此内亂が平らいでの後でも、清朝の威令復た昔日の如くならず、國境地方の土民は、清國の地方官の命令に服せず、秩序は依然として亂れ、強盜掠奪公行し、僅か許りの官兵や官吏の力では、之を如何ともする事が出來ずに居た。康熙、乾隆の清朝全盛の時代ならば兎も角、千八百四十九年から前後十五年間も續いた彼の長髮賊の亂は、支那政府をして、對内的にも、對外的にも、非常な窮境に陥らしめ、從來全然滿人の手に收めて居た兵馬の權も、自然に會國藩や李鴻章等の漢人に分つことが已むを得ぬこととなり、清朝創肇以來の統治方針が、根本から崩れ出して來ては、雲南方面の邊境の治安などは、到底顧みるの邊が無かつたのであつた。長髮賊の亂は、幸ひ、李其他の支那人と「ゴルドン」「ウワード」其他の外國人の手で、千八百六十三年に平定はしたものの、清朝は全く鼎の輕重を問はれ、國庫は甚だしく空虚になり、内憂外寇は交々至り、國歩は艱難の極に達した。然るに、清朝の大官中、内治に當つて居る者も、外交の當局者も、經綸もなければ抱負もなく、唯々其日暮しの政治で一時を糊塗し、清廷の立直しを策する程の傑物が居なかつた。

英國が此機に乗じて、雲南に手を延ばし出したのは、好適な機を掴んだとも云へやう。然るに、清國に對する英國以外の外國の態度如何を見るに、支那の邊境を窺つて居るものに、露佛の兩國が有つた。即ち、露國は、頻りに中央亞細亞を侵略し、基華、敖罕、布哈拉等を略してから、手を伊犁に延べ、露清兩國間に紛議を起したのは、千八百七十一年であり、又「ムラビエフ」をして、黒龍江上の經路に當らせたのが千八百五十四年で、其後千八百六十年の北京條約で、支那北邊の重要地點を併呑したことは既に述べて置いた。又佛國が安南、柬埔寨方面に手を付け出したのは、千八百五十年代で、千八百六十八年には、柬埔寨を保護國とし、更に安南方面に頻りに魔の手を延ばし、此方面は久しからずして佛國の領域となるべき運命にあつたのであつた。露佛兩國がチリ／＼と支那の邊境に迫つて來ては、英國としても、決して袖手しては居られぬ。露國の北滿侵略は、直接に英國に影響がないとしても其の中央亞細亞侵略の成功は、從來波斯や「アフガニスタン」で、英露が勢力争ひをして來た關係から、自然此等南亞細亞方面の露國の勢力を増し、それ丈けに、英國の露國對抗熱に一段の氣勢を付けることは勿論、露國は、中央亞細亞經營の餘勢を以て、西藏や青海等の方面に、經路の歩を進める虞れが充分あり、更に進んでは、印度の北邊を脅威することも考へねばならぬ。彼れ此れ考へ合せると、露國の南下は一方英國の勢力の印度

から北に行くことを妨げる許りでなく、印度其者に對する英國の勢力にも、大なる影響を來すことは逃れの無い歸結であつたのである。一方、佛國の安南柬埔寨方面に於ける活動も、英國に取つては、極めて重要視すべき事件であつた。佛國は、普佛戦争後間もなく海外植民に活路を求め、阿弗利加で頻りに英國と抗争し、亞細亞に於ても同様の抗争を厭はなかつた。佛國にして安南方面を略取するの曉は、更に進んで廣西省と雲南省とに手を延ばすことは、自然の順序である。廣西省に於ける佛國の進出は、直ちに香港は勿論のこと廣東省に於ける英國既得の利益を脅威し、且つ、將來の發展を阻止することになる。英國は、素より之に備へることに努力したが、此點は、本節に直接の關係がないから暫く措き、安南から雲南への佛國の進出は、印度と緬甸とを根據として、北に延びやうとする英國年來の欲求と、自然同一方面で衝突せざるを得ない。殊に、印度や、緬甸から、雲南に行く道と、安南から同省に出る道との間には、難易の差が甚だしい。若し英國が、佛國の安南經路の成るの日迄、ぐづ／＼して居ては、地勢と交通状態から見、雲南省に於て、佛國が、優勝の地位に立つことが明かである。そこで、英國は、未だ佛國の雲南進出の足掛りの十分出來ぬ内に、是非共對雲南施設を進めねばならなかつた。茲に於て英國は、嚮きの「スレードン」隊派遣の失敗に拘らず、敢て千八百七十五年の「ブラウン」隊を送るに至つたのであ

る。「ブラウン」隊が、單純なる探險の目的を持つたのでは無く、更に大なる政治的使命を持つて居ることは、是れで判る。軍人を隊長にし、領事館の通譯官たる「マーガリー」を引抜いて、一行に加へた意味合ひも、是れで首肯される。素より當時の英國政府の對支政策は、穩和手段を選んで居たことであるから、英國が佛露の壟に倣つて、力を以て雪南省を併呑しようとする云ふ迄の考は、明確に出て居なかつたとは云ふものの、究極は此手段に出る位の底意が有つたことは否み得ないと思ふ。

英國が、雲南探險を企てたもう一つの目的は、緬甸から雲南方面への、陸上交通路の開始であつた。此地方が、鑛産に富み、其他色々な資源に乏しくないことは、前に述べた通りであるが、同時に、此等地方は、従來外國の經濟力の全然及ばぬ邊陲の地であるから、此地方に於て企業や、貿易の先鞭を付ける事が、英國の將來の對支發展に對し、測り知る可からざる利益を齎らすことは當然認められて居た。そこで英國は、佛國が安南、東京方面から、雲南方面に驥足を延ばさぬ内に、一日も早く、此の地方に經濟的活動を開始せねばならぬ。それには、英國に取り最も有利な交通路を見出さねばならぬ。然るに、當時雲南に達する交通路としては大略四つあつた。第一は、楊子江方面からの路であり、第二は、安南及東京からするもの、第三は、廣東から西江を通

つて廣西を經由するもの、第四は、盤谷又は蘭貢からするものである。而して、英國は、何とかして楊子江を開放させ、此方面から雲南に入らうとも試みたが、千八百四十二年の英清南京條約で、先づ上海から南京迄が開放されたきりで、夫れから上流へは、久しく溯江することを許されなかつた。唯千八百五十八年の英清天津條約で、漢口迄は開放し、且又、同年の英清通商章程で、清國は楊子江を通商上に開放することを約束したけれども、漢口上流地が、果して何時實際開放されるかは、全然判らない。従つて、楊子江を溯つて、湖南省又は四川省から雲南に入る通路が、外國人に開かれることは、餘程時が要るものであり、他國に先んじて指を染めようとする英國の目途から見れば、甚だ縁遠いものであつた。第二の東京方面からの路は、佛國の勢力を此方面から追ひ退けない限り、英國の自由にはならない。又、第三の廣東から廣西に出る路は、楊子江からするものと同様、支那人の手に固く握られて、容易に開かるべくも無かつた。然らば、殘る第四の路である所の、蘭貢か盤谷からするものも、甚だ險難の路であつたから、英國は上緬甸から「イラワデ」河を溯り、「マングレー」から崑崙を経て、大理府に至る路を選んだ。是れが「スレードン」隊を送り、又、「ブラウン」隊の通過しようとした路である。海路よりする支那の開放は、當時不十分ながら、主として英國の力に依つて實現されたが、此上更に、支那をして幾多の海港

を開放させる爲めには、兵力其他の強壓を支那に加へぬ限りは、到底駄目である。然し、英國は當時穩和政策を執つて居たから、手荒なことをせず目的が達せられる他の方法を見出そうとした。元來海港の開放は、最惠國條款の關係上開放を實行させた國の外、一切の條約國の利益となるものである。英國が事實上支那の外國貿易の七八分通りを握つて居た當時から見れば、海港利用は主として英國の利益になることにはなるが、後日他國の商權が支那に擴張されば、結局は列國共同の利益であつて、英國に特殊の利益を齎らさない。然るに、緬甸と雲南方面との陸路交通路が開かれたとすれば、地理的關係から英國獨り其の利益を受け、雲貴兩省及西藏方面への經濟上、並に、政治上の優越權を樹立すべき足掛りとなる。且又、當時英國人、殊に、在支英國人が、自國政府の對支政策を盛に非議し、夫れ迄に、英國の支那から得た利益が、毫も英國の獨自の利益にはならず、却つて他國のお先棒になつて、共通利益の獲得に力めて居ると云つて、大いに齒痒ゆがつて居た次第は、前に述べた通りであるから、英國政府も、自然、此の不平非難に耳を藉さぬ譯には行かず、幸ひ雲南探險の必要を説く者が多かつたから、英國政府は、同省と英國領土との間の陸路交通路を開いて、對支發展に資すると同時に、此の事實上の獨占利益を確立して、幾分でも、自國人の不滿を緩和するを急務と考へた。

「ブラウン」
一行雲南
に向ふ

以上の理由から、「ブラウン」隊が派遣されることとなつた。一行は同大佐の外、嚮きに黃河探險の經驗ある「ネー・エリアス」、外科醫にして自然科学者たる「ジョン・アンダーソン」博士、「オーガスタス・レーモンド・マーガリー」其他合計二百人許りの同勢で、千八百七十五年の二月六日に「バーモ」を發し、「ブラウン」大佐と、「エリアス」とは、夫々道を別にして發程した。「マーガリー」は「ブラウン」隊に付いて居た。扱て、「エリアス」一行は發程後間もなく、土民の爲めに進行を阻止されて、空しく引返したが、「ブラウン」隊は、途中幾多の困難を嘗めながら、二月十八日に國境を越えて支那領に入り、漸次道を北方に取つて進んだところ、二十二日に、武装した多數支那人に包圍され、危険刻々に迫つた。「ブラウン」大佐は、已むなく護衛兵に發砲を命じ、漸く一方の血路を開いて、二十六日に「バーモ」に引返すの已むなきに至つた。是れより先き、「ブラウン」は前途が危険だと云ふ噂を聞いて、十九日に、狀況視察旁々支那地方官憲の保護を求めさせる爲め、「マーガリー」を地方官の許に派したところ、二十一日に「マーガリー」は、武装した一隊の支那人の爲めに、雲南人たる支那人從者以外の支那人六名と共に、殺害されて了つた。「ブラウン」は此事を知る由もなく、「マ」を地方官憲の所へやつた儘、其の安否を氣遣ひながら、支那人暴徒に襲はれて、元來た道に引返し、二十五日になつて、「マ」に隨行した緬甸人から、初めて此の兇

「マーガリー」
が殺さる

變の報道を得たのであつた。

在北京英國公使「ウェード」は、三月十一日になつて、雲南探險の失敗と、「マーガリー」殺害の報道を印度政府から受けた。時恰も「ウェード」は、千八百六十九年の英清追加條約の締結に、手を焼いた矢先きでもあり、且又、在支英國人の對支外交軟弱の攻撃に弱はらされて居る際でもあるから、其の生來の氣短かも手傳つて、「マーガリー」事件の解決方法として、随分大きな要求を支那側に出した。詳しく云へば、「ウェード」の要求は、(1)支那政府は員を現場に派し、英國官吏の目前で事件を審理すべきこと。(2)支那政府は印度政府からの探險隊派遣の權利を承認すべきこと。(3)「マーガリー」殺害に對する賠償三萬兩其他英國の蒙つた損害の賠償として、合計十五萬兩を支拂ふことの三項と相並んで、雲南事件には何等直接の關係が無い他の三條件をも持出した。其の第一は謁見問題である。蓋し謁見問題は、千八百七十三年に、我が副島大使のお蔭で、一應は解決して居るが、英國は此の解決を以て不満足と考へて居た。その主なる理由は、謁見の場所が蒙古王公等接待の場所たる紫光閣で、正殿たる文華殿でないことであつた。そこで、英國は爾來何とかして正殿謁見の儀を支那に承認させようとしたが、出来なかつたので、「マーガリー」事件を好機と考へ、千八百五十八年の英清天津條約第四條に「英國使臣は泰西諸國の慣例、又は承認

により、同階級の官吏に與へられると同様の特權を享有す」と云ふ規定に所謂「特權」と云ふ字の意義は「適當にして且つ満足すべき謁見」と云ふことであるやうに解釋すべきであると主張し、支那側の容認を強要した。是れが事件に無關係な要求の第一である。第二は、關稅と抵代稅とを納付した英國品に對しては、それ以上、何等の課稅をせぬと云ふ條約規定の實施を確保する爲めの措置を要求した。是れは、支那側が前記の規定を無視し、色々な口實を設けて、各地で、條約に認めぬ課稅殊に釐金を徵收して來た弊を匡正する目的であつたことと言ふ迄もない。第三の條項は、支那官吏の行動に基く英國側の一切の要求を、直ちに満足させろと云ふ要求である。從來支那の官吏は、條約の規定に違反し、又は、國際信義を無視して、英國又は英國人に、色々な損害を與へたので、英國政府は、其度毎に抗議もし、要求もしたが、殆んど何一つ片付かなかつたのに業を煮やし、「ウェード」は、「マーガリー」事件を機會に、是等一切の懸案を、一時に解決しようと試みたのであつた。

前記の六條項の解決方策が、支那政府に申出されたのは、三月十七日で、「ウェード」が印度政府から事件の通告を受けて、僅か一週間の後であるから、「ウェード」は、素より本國政府と打合はせた上で、此要求を提出した譯では無い。「ウェード」一個の獨斷である。當時英國と北京との間

には直通電信が無く、北京から一々書面又は特使を上海に送つて、其處の英國官憲から本國に送電する外なかつたから、「ウェード」としては、事態急迫と見て、本國政府に請訓せず、勝手に此要求を提起したのであつた。「ウェード」は、此要求を提出してから後になつて、「マーガリー」事件の直接關係事項だけに付いて、本國政府の追認を請訓した。然し、其他の條項に付ては、本國には何とも云つて遣つて居ない。遣外使臣の本國政府に對する態度としては、一寸不穩當と見えるが、然し、是れには二つの理由がある。一つは穩和政策を取つて居た本國政府が、事件に直接關係のない要求を持出すことを賛成せぬと見た爲めである。千八百六十八年の揚州事件や、千八百六十九年福建基督教徒療養所事件に、強硬手段を以て支那を脅かした當該英國領事官が、本國政府から叱られた先例は、勿論「ウェード」の記憶に新たなる事實であるから、一時の氣短から前記の要求を提出しては見たが、さて退いて考へて見て、本國政府に云つて遣つたからと云つて、其の承認を得る望みが無いと考へた。更にもう一つの理由は此要求に對する他國使臣側の強硬な反對である。殊に米、露、獨、佛四國公使は、後の三條項を、此事件と絡ませる事には、強硬に反對したので、「ウェード」も已むを得ず、此等條項を前の三條項と別個に解決する事に同意し、三月二十九日を以て支那政府に對し、後の三條項撤回の意思を表明した。そして、翌二十八日に、

「ウェード」
支那政府
に對する
威嚇

恭親王に對して、二十九日迄に前の三條項を承認せねば、英國は支那との國交を斷絶し、北京の英國公使館を引揚げるぞと威嚇した。支那政府は、事態重大と見て、早速之に同意を表したから、主義上は事件が茲に解決したとも見えやうが、「ウェード」は在支英國人の壓迫もあり、且つ天津條約や北京條約改訂の好機が、此の秋を外しては何時來るか判らぬと云ふ考も有つたから、事件直接の善後措置は、大體片付いたに拘らず、「ウェード」は胸に一物、依然として支那政府の威嚇を續け、支那から條約改訂方の承諾を取付けねば止まぬ決心をした。そこで、支那が前記三條項を容れると間もなく、本國政府への報告の爲だと云つて、北京から上海に去つた。去るに臨んで、公使館員全部を引連れて總理衙門を訪問し、且つ、館員の大部分や、其の家族や、從者や、英國在留民多數を引具して、北京を出發した。まるで國交斷絶でも有るかの様子で、勿論支那政府に對しての示威と見ねばならぬ。「ウェード」が上海に着くと、本國政府と電報往復を重ねて居たのは事實であるが、四月初めから八月までも、ヂツと同地に居つて、何等北京に歸る氣色も無く、其間、或は漢口へ行つたり、或は福州へ行つたりした。是れは、支那を氣味悪がらせると同時に、本國政府を動かして、條約改正の商議開始に同意させやう爲めであつた。其後遂に本國政府の同意を得たと見え、八月に北上し、同月十一日を以て直隸總督で北洋大臣の李鴻章に對し、

「ウェード」の態度の外交的なる物度と種

嚮きに一旦出して撤回した前記六條項中の後の三條項の要求を改めて提出し、次で九月上旬に北京に出て、支那政府に此の要求を持出した。支那政府が之を容れるに難色ありと見るや、「ウェード」は、突如として九月二十九日迄の期限を附して、支那政府に最後通牒を發し、期限迄に返事が來ないので、十月には再び北京を引揚げて上海に行き、翌千八百七十六年の春に、再び北京に來て強硬談判を開始し、其の年の六月には、公使館を撤去して、復又、上海に引揚げて了つた。「ウェード」の此行動は、支那政府當局を驚かした許りでなく、他外國の在支使臣をも驚かした。從來列國使臣は、千八百五十八年の天津條約の締結と云ひ、千八百六十年の北京條約の談判と云ひ、其他重要な一切の事件に付いては、常に協調を保ち、之れに依つて、列國共同の利益を増進もし、又、排外思想の強い當時の支那政府をも、動かしたものであつたが、「ウェード」は從來の列國協調關係を無視し、他國使臣には全然相談もせず、我儘勝手な外交を行つて憚らなかつた。尤も千八百七十五年の三月に、「ウェード」は、他國使臣の注意を納れて、「マーガリー」事件の直接關係條項以外の支那政府に對する要求を撤回することに同意はしたが、これ連も、本國政府の穩和政策が此種要求を是認しないだらうと顧念したからの事で、他國使臣の意見に全然服したと云ふ譯ではない。其の前後の行動は、全然獨自の見解から出て、他國使臣には一言の挨拶も爲な

かつた。是れは、常に他國使臣の不快を買つた許りでなく、大いに不安を感せしめた。當時の總理衙門の大官は、恭親王と云ひ、文祥と云ひ、何れも外國人に理解の有る者は無かつた。李鴻章は、長髮賊の亂の頃、「ゴルドン」や、其他の外國人と一所に、戰爭をし、自然之と緊密に接觸もして來たから、外國の實勢力と外國人を相當理解もし、支那の行政軍政の改革の必要をも痛感し、總理衙門の外交政策に不満を感じては居たが、中央政府に對する勢力は、當時取り立て、云ふ程のものが無かつた時代であつたから、外支間を巧く取り做すべき有力者が北京に居ない。自然「ウェード」の高壓手段が、何時支那政府の排外的措置を誘發するやが判らなかつた。列國共同の行動なればこそ、支那政府を動かしても、又、一旦事があつても、相依り、相援けて行けもするのだが、「ウェード」の、必要の程度を越えたと見られる拔駈けの強硬態度に出でたのを見て、却つて他國の迷惑を醸しはせぬかと懸念したのは、無理と許りは云へぬ。況んや、時恰も嚴冬に入り、北支那と南方との舟楫の便が杜絶しやうとする際であつたから、英國公使館の撤去が、他國使臣を相當心細く感せしめたことであらう。將又、謁見問題と云ひ、關稅抵代稅納付濟の貨物に對する課稅問題と云ひ、何れも列國共同の利害に重大な關係の有る事柄であるから、英國丈けの拔駈けの功名とする譯には行かぬ。そこで、彼等は、「ウェード」の態度に憤慨し、英國は列國協調の

方針を棄て、独自の利益の爲め他國を裏切るものであると云つて、盛んに英國及「ウェード」を攻撃した。

二、芝罘條約の締結

「ウェード」が英國國旗を捲いて、北京から上海に引揚げると、支那政府は、當時長髮賊の亂が平らいで、間もないことでもあり、回教徒の叛亂其他の内亂で、實際困り切つて居る際でもあるから、何とかして事態を平和に解決し度いと考へ、遂に李鴻章に全權を委任して、芝罘で「ウェード」と談判を開始せしめた。これは千八百七十六年の八月の事である。會議中の「ウェード」の態度は、矢張り非常に強硬で、屢々支那全權を威嚇した。「ライダー」「ランバート」の二提督が、「ウェード」の隨員となつて居たこと、英國政府が、談判中芝罘に支那艦隊を送つたこと等に思ひ合せれば、此邊の消息は判斷が出来る。英國側の此態度は、支那人間に強い反感を起し、李鴻章の手許には、支那各地有力者等から、盛んに激勵の手紙が舞込んで来る。李も亦素より大いに英國に不快の感を懐かざるを得なかつたから、談判は中々捗取らず、一時は隨分形勢が切迫したことも有るが、李鴻章の隨員として芝罘に行つた「ローバート・ハート」が色々と兩者の間を取做し、英清雙方主張の接近を圖つて呉れたので、談判は漸く軌道に上り、九月十三日を以て所謂芝罘條約なるものが

清國折れて芝罘會議となる

芝罘條約調印

同條約の内容

雲南事件の解決

緬甸國境貿易

調印されるに至つた。

芝罘條約は、本條約と特別條款の二つから成り、本條約は、更に三款に分かれ、雲南事件の解決、官吏の交際、及び通商事項を定め、特別條款は、西藏探險に付いて規定して居る。以下右各事項に付き、大要を説明しよう。

- (1) 雲南事件の解決
 - (イ)「ウェード」が嚮きに提出した雲南事件善後措置として支那政府に要求した趣旨に基いて、總理衙門又は李鴻章から上奏文を捧呈し、上奏の支那本文は捧呈に先だち之を「ウェード」に示すこと。上奏文捧呈後右に對する勅諭があらば、總理衙門から上奏文と勅諭の謄本を「ウェード」に交付し、且つ總理衙門から各省政府に對し前記上奏文及勅諭の全文を包含する布告發布の訓令文の寫をも、之に添附すること。英國は、爾後二年間右布告の揭示を監視する爲各省に官吏を派遣し、支那地方官は、右派遣英國官吏の要求に應じて、權能ある官吏を之に隨伴させること等を定め、(ロ)緬甸雲南間國境貿易章程作成の約諾。即ち此國境貿易に必要な規則を作成するが爲め、英國政府が雲南に官吏を派遣する都度、雲南總督及巡撫に對して、權能ある高官を選んで、右の英國官吏と協議の上、満足な取極を締結させるやう命令する爲め、勅諭を發すること。(ハ)雲南に英國官吏駐派の約諾。英國政府は、千八百七十七年一月一日から、向う五年間、

大理府又は雲南省中他の適當な一個所に官吏を駐在させ、通商の情況を觀察し、通商章程討議の基礎となるべき報告をさせるの權利を得た。そして、此の官吏は、英國官吏又は臣民に關係ある事項の考慮及處置の爲、雲南省官吏に對し、公式に照會が出来ることを定めて居るから、是れは、前記の期限附ではあるけれども、駐支英國領事官の一種とも見得る。(二)陸境貿易開始提議の時期。英國政府は、前記官吏の報告に基いて、支那政府に緬甸及雲南陸境貿易の提議をなすの權利を認められて居ると同時に、提議の時期は、必ずしも前記五年の期限の経過を待つこと無しに、何時たりとも英國側が都合好しと見る時に爲ることが出来ることになつて居る。(ホ)雲南探險隊派遣。印度政府の派遣した雲南探險隊は、地方民の蜂起によつて其目的を達しなかつたことは、前述の通りであるが、印度總督は、芝罘條約に依つて、總督の適當と認められた時期に、右探險隊を派遣するの權利を認められた。(ハ)償金の支拂。雲南で殺害された英國官吏及其他の者の家族の爲と、雲南事件に因り生じた費用支辨の爲と、並に、千八百七十六年始め迄に、清國官吏の行動から生じた英國商人の損害とを賠償する爲、支那政府は、即時二十萬兩の賠償金を支拂ふこと。(ト)雲南事件陳謝使節の派遣等を定めて居る。

(2) 英清兩國官吏の交際通信、並に、英清間混合訴訟に關する手續。

英清官吏
交通及混
合訴訟手
續

(イ) 外國官吏の待遇 支那に在る外國官吏は、開港場に在ると否とを問はず、其の他の外國に在る場合に受くると同等の待遇を、將又、清國代表者が外國に在る場合に受くると同等の待遇を受くるの原則を認め、且つ、支那政府は、此原則を實行する爲、外國使臣に回狀を發して、典例協議に之を招請することを定めて居る。此の規定は、謁見儀式の改善は勿論、一切の外國官吏待遇事項に關係して居り、外國官吏の待遇が之に依りて支那に於ても先進國に於けると同様の基礎に置かれることとなつたのである。

(ロ) 外支人關係訴訟事件に關する規定 此規定に二つ有る。第一は、外支混合裁判事務を、一層有効に行はしめるに必要な方法に付き、外國使臣と總理衙門とが審議する爲、總理衙門は、回狀を以て列國公使を招請すべしと云ふ趣旨の規定である。蓋し支那は千八百五十八年の天津條約に依つて、混合事件の被告たる支那人を審理する爲、混合裁判所を設けたが、從來支那は兎角其の判決を強制しなかつたから、之を匡正しようとする趣旨から置かれたものである。第二は、裁判上の「會同」なる字義を定めたものである。天津條約に依れば、清國人を訴ふべき理由を有する外國人は、自國領事館に行つて其の被害を陳述し、領事は、事件の真相を訊問して、和解に力め、同様に、清國人が外國人を訴ふべき理由ある時にも、領事は、等しく訴を聞き、和解するやう力

め、若し領事が和解し得ない時は、領事から清國官吏の援助を乞ひ、事件を會同審理することになつて居るが、同條約の規定では、所謂「會同審理」の字義が明確になつて居ない爲め、從來屢々外支間の紛争案件となつた。そこで芝罘條約は、特に其の字義を定めて「兩國の法律が相互に差異ある間は清國に於ける混合事件の裁判手續を指導すべき原則は唯一あるのみ即ち事件は被告の屬する國の官吏に依りて審問せらるべく原告の屬する國の官吏は裁判手續を監視せんが爲出席するに過ぎず其の出席せる官吏が當該手續に満足せざるときは詳細に之に抗議するの權利を有す適用すべき法律は事件を審理する官吏の屬する國の法律たるべし是れ即ち天津條約第十七條に於て裁判手續上の共同行爲を指示せる「會同」なる語の意義にして且兩國官吏の準據すべき方針なり」と規定して居る。

(3) 通商規定 通商規定の中で主なるものを挙げれば、

(1) 開市場の増加と立寄港の新設 湖北省の宜昌、安徽省蕪湖、浙江省温州及廣東省の北海が芝罘條約で開放された。又、支那政府は四川省重慶の開放を豫約して居る。即ち芝罘條約は、英國政府が重慶に常駐の官吏を派遣し、通商の情況を監視することを許し、又英國商人は、同地に汽船の入港する迄は、重慶に常住し、又は建物若しくは倉庫を開設することを禁止されたが、汽船が將來

開市場の
増加と立
寄港の新
設

同地迄溯航するやうになれば、更に協議して取極をすることに規定して居る。此の豫約は、千八百九十一年重慶開港に關する英清取極となつて現はれた。芝罘條約は又安徽省の大通及安慶、江西省の湖口、湖北省の武穴、陸溪口及沙市を立寄港と指定して、一定の條件を附して、外國汽船から、乗客又は貨物の陸揚及船積の爲め寄港することを許して居る。其の條件と云ふのは、積卸は常に地方民有の小船に依ること、地方民の貿易に關する現行章程に服すること、又三聯單を有する生産物を汽船に積込むことは出来るが、賣却の爲陸揚することが出来ぬこと等である。又外國商人は立寄港に常住し又は商舖若しくは倉庫を開放することが出来ない。通過税免狀の有る品物以外は、立寄港では釐金を納めねばならぬ。ざつとこんな性質のもので、立寄港は恰も内地と開市場との中間に在る特殊の港である。元來英國の睨つた重大な利益は、楊子江沿岸主要港の開市場としての開放で有つた。そこで、嚮に千八百五十八年の英清天津條約締結の際も、此の要求をしたが、支那は頑として之に應じなかつたので、已むを得ず鎮江を條約署名の日から一年内に開放することにし、唯、英國商船が楊子江で貿易を爲すの權利のみを認めさせ、且つ當時未だ定まらなかつた長髮賊の亂が治まつて平和が回復されると、漢口までは貿易を許すことの主義を認めさせる事で満足せねばならなかつた。尤も天津條約には、漢口から下流に三個所以内の荷物積卸港を、英

清間に協定することを定めて居るから、所謂立寄港の制度は、當時既に主義として認めて居たのである。然るに、芝罘條約は、重慶のやうな揚子江上流の港市迄も開放する事を定め、且つ、沿江の重要地點を開市場とし、又は、立寄港としたから、揚子江の開放は、最も多く此時に實現せられたのである。英國年來の希望は、茲に達成され、長江流域の富源は、漸く外國貿易の爲めに開放され、支那開國に一段の歩を進めた譯である。

(ロ) 釐金免除地域の限定 英國は前記開市場の増設及立寄港の新設、並に揚子江就中其の上流の開放なる一大利益を得る爲めには、一つの大きな讓與を餘儀なくされて居る。是れは釐金免除地域の限定である。元來釐金は内地税の一種で、少くとも外國品に對しては開市場では徴收せぬことになつて居るから、若し開市場を増設すれば、支那側は、外國品又は外國への輸出品の關する限り、それだけ釐金徴收の權利を失ふ事になる。支那側が開市場設定に反對する理由の一つは、此の財政の問題に在る。芝罘條約締結の際にも支那側は、英國の開市場増設の要求に對して、支那の財政に不利益を及ぼすから同意が出来ぬと云つて拒絶した。色々折衝の結果英國は遂に釐金免除地域を、外國居留地だけに限定するからと云つて、漸く支那側をして此要求を應諾させた。處が、此の免税地域の限定は、在留地の有る所では實行が出来ぬが、無い所では困る。そこで、

釐金免除
地域の限
定

開市場中居留地の設定されて無い所では、英國領事は其の同僚たる他列國の領事等と共同して、其の設定に關し、支那地方官憲との間に了解を遂げると云ふ義務迄も定めて居る。英國は、斯く迄して、揚子江の開放と、開市場の増設に成功したが、此の規定は、他國の既に條約で得た利益を英清取極で制限した事になり、若し他國が此規定に同意せねば、英國だけが不利益な地位に立つこととなるから、之を豫防する爲め、此の規定の實施期日は、英國政府が本件に關して他國政府と了解を遂げた後に直ちに決定すると云ふ逃路を備へて居る。

右の外、通商規程としては、阿片釐金の問題、抵代税納付の輸出入品に對する内地通過税免除の問題、内地の意義、再輸出品に對する戻税問題、香港「ジャンク」貿易に對する廣東政府の課税問題等があるが、茲には説明を省かう。

(4) 特別條項

此條項に依つて英國は千八百七十七年北京路より甘肅及青海を經由し、又は、四川路より西藏に入り、同地より更に印度に至る探險隊を派遣するの權利を得、清國政府は必要なる旅行券を發給し、地方高官及駐藏大丞に紹介狀を發し、若し又右探險隊が此兩路に出でず、印度の境を越えて西藏に入る場合に於ては、總理衙門は前記趣旨の通知を英國公使から受けて、駐藏大丞に書面通知を發

探險隊派
遣

し、駐藏大臣は官吏を特派して、探險隊の爲適當の斡旋をし、且つ總理衙門から探險隊に旅行券を發給すべき義務を定めて居る。英國が印度と西藏との間に陸路通商關係を設定しようとする努力は、随分久しい以前からの事で、十七世紀の末葉には印度總督の「ヘスチング」が、使者を班禪の許に遣はしたこともあり、又、同一の目的の爲め、使者を北京に派し、當時同地に在つた班禪と商議したこともあつたが、其後は、西藏人の排外思想に妨げられ、英國は使者の入藏を拒絶されたり何かして、事件は更に進捗しなかつたので、英國は、雲南事件を口實として、遂に前記の特別規定を設くるに成功したのである。

芝罘條約の内容は大體以上の通りで、雲南事件を捕へ、海軍力迄も使つて支那を威壓し、事件其のもの解決よりは一步も數歩も進んで、英國が支那で通商上並に政治上の利益を獲得したことは、阿片戦争後に南京條約を結び、英佛聯合戦争の後に天津、北京の兩條約を結んだ時と、略ぼ同工異曲である。當時の歐洲諸國の對支政策は、何時でも此の手法である。事件が起る度に、支那は、常に事件に直接にも、又、間接にも關係のない廣汎の讓與を、餘儀なくされて居る。盲目的な排外思想と、不手際至極な外交方策とが、一小事件を大事件にしてしひ、荒立てすにも濟む事柄を、無暗に大きくした罪は、支那に在つたとしても、歐洲諸國の遣口は、實に惡辣であつた

ことは、否み得ない事實である。然し、此の惡辣な遣口は、却つて支那を開放の域に進めて行つたこと、支那をして漸次内治的にも外交的にも目醒めさせたこと等の偶然の功績は、決して没すべきでない。

芝罘條約の批准は、
遅延する

芝罘條約の調印は、千八百七十六年の九月十三日、即ち、光緒二年の十月二十九日であつたが、其の批准交換は、約十年後の千八百八十六年の五月六日に、漸つと倫敦で實行されて居る。是には色々な事情が有る。第一に、該條約に對する英國人の不満である。英國人は、千八百五十八年の天津條約や、千八百六十年の北京條約の規定に對して、永く不満を感じ、何とかして、もつと有利な條項に改めねばならぬと考へて居たから、雲南事件が起ると好機至れりとして、英國政府と「ウェード」公使とに對し、頻りに我儘な色々な注文と希望とを持込み、此事件を利用して、條約改正の素志を達するやうに、猛烈に運動した。「ウェード」が本國政府の同意も取付けずに、千八百七十五年の三月十九日に、六箇條の要求を提起したのも、將又、事件の當初は穩健な政策を執つて居た英國政府が、翌年二月に支那海に軍艦を送つたのも、一面此の運動に引摺られたものと見得る。然るに、愈々芝罘條約が出来上つて見ると、開市場の數は増した、立寄港なる新らしい制度も出來た、又上流重慶迄楊子江航行の權利も認められたが、是には色々な條件が附いて居

る。立寄港を例に取ると、英國人は是等の地を上海其他の開市場と同様に互市に開放されることを希望はしたが、亂雜極まる釐金を拂ひ、荷客の積卸の爲寄港すること丈けしか出来ぬ様なものでは、有つても無くても良い、なまじ斯んなものが有れば、將來之を立派な開市場にするに、却つて妨げになると考へた。又、楊子江航行權にしても、下流は兎も角、上流は、汽船が重慶まで通ふやうに主義丈けは定まつても、英清間に更に協定をした上でなければ、其の實行が出来ぬのでは、誠に以て心許ない。又上流の航行の爲には、宜昌なり、重慶なり、其他に開市場が有つて、英國人が、居住通商の根據地とする場所が無ければ役に立たぬ。然るに宜昌は立寄港であつて開市場では無い、重慶もその時迄は事實上開放されて居ない。汽船が重慶に通ふの日は、當時としては、何時の事やら見當が付かなかつた。有名な天下三峽の險を、汽船が無事に上下するなどは、或は夢想だもして居なかつたかも知れぬ。其他、此種の不満を擧げれば随分澤山ある。そこで、芝罘條約の規定は、何等の實益もない空文であるとの議論が、英國人の中には随分盛んに唱へられて居た。況して、釐金免除區域を外國居留地丈けに限つたことは、南京條約や天津條約で、既に外國人の得た利益を抛棄したものととして、最も不満に感せられた。こんな條約を結ぶよりは、寧ろ南京、天津兩條約の施行を確保する方が、幾層倍も外國商人に利益だか判らぬと迄考へた。

其他、芝罘條約に對する英國人の不平と不満とは非常に強烈で、無遠慮な非難攻撃が二年も三年も續いた。英國政府も此の非難に耳を藉さぬ譯には行かなかつたから、芝罘條約に調印はしたものの、是は「ウェード」が勝手にやつたもので、本國政府としては別に強く是を支持する者が無かつたと云つた様な事迄言ひ出して、批准をづるゝと延ばすの餘儀なきに至つたのであつた。英國内部の芝罘條約に對する非難の外、英國政府をして同條約の批准に躊躇をさせたも一つの原因は、外國側からの不評判であつた。此の不評判は、「ウェード」の態度其のものからも來て居る。條約の内容に對する不満からも來て居る。元來、天津條約にしる、北京條約にしる、英國は、常に他の列國と共同し、或は之と十分の了解を付けて締結して來たのであつたが、此の芝罘條約の締結には、全然他國を度外視して掛つた。是には勿論英國の方にも相當の言分はある。雲南事件自身は、英國と支那との間の問題で、別に他國の意向を確めたり、諒解を求めたりする必要は毫もない。何も他國に遠慮氣兼をするには當らないと云ふのが、「ウェード」の心の中であつたから、雲南事件が起ると、例の六箇條を持出して支那に強要した。然し他國側としてはさうは思つて居ない。成程雲南事件こそは、英清間の問題であらうが、六箇條の中には、謁見問題や、天津、北京兩條約の實施に關聯する問題がある。是は列國共同の問題である。共同の問題を英國が勝手に

極めることは、嚮に千八百五十年代からの列國協調の主義を破る許りでなく、是が基となつて、各國區々の行動を馴致するに於ては、支那に乗するの隙を與へるものである。列國の利益は、英國の單獨の行動に依つて、害せられると考へた。そこで、右六箇條の提案に對しては、雲南事件に直接關係のある事項以外は、撤回した方が良いと云つて、「ウェード」に警告を與へた。「ウェード」は、此横槍を不快に思つたが、本國政府の穩和主義をも考慮して、嫌々ながら、一旦は此の勸告に従つたが、其後は直ぐに地金を現はして、他國使臣への遠慮は全然しなかつたので、列國使臣は大いに之に對して不快の念を持たぬ譯には行かなかつた。況んや、條約締結談判中、釐金免除區域を定めるとか、西藏に對する要求を出したとかと云ふ事が、頻りに外間に洩れると、右の不快の念は危惧の念と化し、憤懣ともなつた。愈々條約が調印されると、其内容が愈々他列國に取つては面白からぬものであつたことが明かになつた。釐金免除區域を外國專管居留地に限つたことは、特に外國側の不快を買つた。釐金は内地税であるから、本來から云へば、開市場ならば、外國居留地で有らうと、支那町であらうと、新市街であらうと、開市場として開かれた市邑の全地域に於て、一切釐金を納付するの義務が無い筈である。然るに「ウェード」は、此點を讓歩して外國居留地丈けを免除區域とした代りに、多數の開市場と立寄港とを新たに設ける事に成功した

のであるから、損得がトン／＼になると云へば云ひ得る。然し當時支那に居留地を持つて居たのは、英國許りであるのみならず、楊子江流域に商權を確保して居たのも亦英國である。其他の諸國に至つては、該地方に於ける商勢は遠く英國に及ばなかつたのであるから、楊子江開放と居留地釐金免除の規定なるものは、要するに英國の利益となるに過ぎない。唯さへ英國に壓倒されて居る楊子江流域の彼等の商賣は、之に依つて益々英國の商賣に敵對出来なくなるとしたのは無理がない。況んや釐金の徴収が亂雜極まつたもので、其の負擔も亦地方に依つては、非常に重く、外國人は之に困り抜き、出来ることならば、開市場許りでなく、其他の地方でも、免除を望んで居た際であつたから、芝罘條約が、此の希望に逆行して居るのを見ては、到底不滿を感じない譯には行かなかつた。夫れも若し單に英國と支那との間丈けの約束と云ふのなら、他國は利益にのみ均霑すると云ふ事になるが、條約に立派に其の實施の期日を英國政府が本件に關し他國政府と諒解を遂げる迄延期する事を規定して居るのであるから、見様に依つては、英國は他國の不同意を始めから見越して故らに此種の規定を設け、後日になつてから、他國が同意を與へないから本規定は實施する譯には行かぬと難辯附けて、罪を他國に塗り付けようと目論見たものと解する餘地もある。又、芝罘條約の釐金免除區域限定の規定は、居留地を持たぬ他國には、事實上適用が

出来ない」と云ふ缺點に備へる爲め、芝罘條約中に、「前後の協定に依り通商の爲め開放せる港場に於て居留地を未だ限定せざるものに對しては英國領事は其の同僚たる他の列國の領事と共同して外國人居留地の地域限定に關し地方官憲との間に諒解を遂ぐるの義務を有す」と云ふ一條項を設けて居るが、他國側としては、免釐の問題は勿論のことであるから暫く措くとして、居留地を設定する爲めに、別に英國の援助を求め度いとも考へて居ない。英國からしては芝罘條約の締結に付き、何も相談を受けた譯ではないから、自國が居留地を設定するに、一々英國領事と共同動作を取らねばならぬ義理はない。各國單獨に支那と交渉して、設定の商議を進めれば夫れで好い筈である。夫れにも拘らず英國は、支那と差出た約定をしたのは怪しからぬと云つて、此の點でも冠を曲げて了つた。又、英清兩國官吏の待遇に關する芝罘條約の規定に對しても、他外國側に相當の不満が有つた。殊に英國が勝手に此問題に付き、外國公使と總理衙門との商議を受諾したことは、出過ぎた事として、大いに非難された。非難者の先頭に立つたのは、獨、露兩國の公使であるが、其他の公使も無論不満に於て人後に落ちなかつた。そして、支那政府に對して、是等諸國は當時の現行條約上の權利の縮小に同意する譯に行かぬと云ふ趣旨を通告した。英國政府は、一旦「ウェード」の處置を主義上承認したものの、内外の非難が激甚であつたのに鑑

み、條約批准の段になると何のかのと之を延ばしに延ばした。是が芝罘條約の約十年間も有効にならなかつた理由の概約である。

第二章 臺灣及琉球に關する 日清間の紛議

明治初年の日清間の紛議に大きなものが三つ有る。一は朝鮮問題で二と三とは臺灣問題及琉球問題である。此頃の清國は尾大振はず、長髮賊の亂後は一層内憂外患に苦しめられて居た。此機に乗じて、歐洲諸強は百方極東に領土的地歩の獲得に努め、佛國は東埔塞及安南方面に、露國は新疆及伊犁地方に活躍し、英國亦印度を根據として北方に其の勢力を延長し、斯くして西力東漸の勢は逐年増加して、後日の利權競争時代の先驅を爲して居た。然るに、之に對する清朝の措置は事毎に機宜を失し、益々此趨勢を強からしめたのであつた。蓋し當時の清朝の大官は主戦派と穩和派とに分かれ、相互の勢力争ひに日を暮らし、貢納國や邊境の領土が、漸次外國の蠶食の目的物と爲るのを如何ともし得なかつた。尤も、清朝の對外政策には時に依つての消長は有つた。例へば主戦派の勢力が勝を制した際には、兵力で外國と頡頏したこともある。隨分機敏な外交振を見せたことも、對外硬の目覺ましい時も有つたけれども、北京の大官は多く穩和派で、事勿れ主義者で有つたから、主戦論は兎角志を得なかつた結果、列強の侵略に對して清朝は一片の抗議書

を出す位が關の山で、夫れ以上外國の野心を防歴し得る程の徹底した手段を講じなかつた。是れは長髮賊の亂や之に引續いて起つた各地の不安や、漢人の勢力の急激な發展や其他の理由から來て居るが、就中外國と事を構へることが、主戰主義者の勢力を増し穩和派の勢力の失墜を意味するから、北京朝廷の大官は主戰派が此の世を自分の物とすることの無い様に無い様にと心がけ、避けて居たこと、前後二度の英佛聯合戰爭の苦い經驗等から、歐洲の精銳な兵力に對抗することの相當骨が折れると知つたこと、清朝の屬藩に對する觀念が領土的と云ふよりは寧ろ貢物の收受にあつたこと等も亦其の一原因である。支那は外國と戰ふ毎に外國の勢力を増大させて來たのであるから、抗議書を送る程度で外交手段で巧く行かねば、それなりに成行に任かした方が寧ろ増しであると考えたことも、其の理由の一つに數へ得るであらう。そこで、清朝の大官は自然の成行に委すの主義を外交の大方針とし、外國が我儘や不都合をしても、之を糾弾しようともせず、又、支那の責任になるべき何事か起ると、出來得る限りその回避を圖つた。佛國や英國が南境を侵して、警報が頻々北京に來ても、他國の事の様に平氣で居り、又、雲南事件の際に、英人殺害は地方不逞の徒の所爲であると云つて、自國領土内の外人襲撃事件を恰も他國の出來事でも有るやうに取扱つたり、千八百六十七年臺灣で米國人の殺害された時も、支那政府は生蕃は化外の

民であると云つて、自ら之を膺懲するの責任を回避したりした如きは、其の顯著な例である。清朝の歐米諸國に對する態度は大體以上の通りであるが、日本に對する態度は幾分之と違つて居た。強い國には弱い當時の清朝爲政者は、弱いと見て居る國には、案外強硬な態度に出た。明治初年の日本は未だ内事が整頓して居らず、新政に對して不平を懷く者各地に亂を起し、物情甚だ騒然たるものが有つた。何と云つても、徳川三百年の封建制度を棄て、中央集權の制度に變へようと云ふのであるから、朝廷の要路は英材揃ひであつたにしても、二年や三年で此の維新の大業を完成し得べきではなかつた。況んや蕞爾たる島國で、兵力から云つても、富力から云つても、支那に比べてお話にならぬ程劣つて居り、支那は小日本を殆んど齒牙に掛くるに足らぬと思つたのは、獨り清朝要路者のみでは無かつたらう。そこで、清朝の日本に對する態度は、兎角强者の弱者に對する態度であつた。一目も二目も下手に見て居た。歐米諸國に對しては、誠に意氣地の無かつた清國も、日本に對しては兎角威武高になり勝ちであつた。觸らぬ神に祟りなしの態度は根柢に於て變らぬ迄も、日本に對する出様は、歐米諸國に對する時の様に大人しくはなかつた。然らば他方支那に對する日本政府の態度は如何と云ふに、支那の事毎に長者の態度を取り、時には不遜と見るべき出方に對する不満は殆んど何人も感ぜざるを得なかつた所ではあり、又失職の士

族達は心竊かに事あるを望んで居た際でも有り、國內不平の徒をして、志を外に向はしめることが、内治上に相當効果あることも、恐らく具眼者の俱に認めて居た所であらう。然しながら、内政未だ整頓しないうちに、支那や朝鮮と事を構へることが、得策であるか否かに付ては、自然意見の一致を見なかつた。岩倉具視大久保利通等の文官達は内治派に屬し、西郷隆盛等の武官達は外征論者で、副島種臣や板垣退助等の文官の一部も之に加はつて、兩々相持して下らなかつたから、對外政策も此等兩派勢力の消長に依つて、時々變動は免れなかつた。従つて、方針の一貫が出来ず、或事件に付ては、随分強硬な態度に出るかと思ふと、他の事件に付ては、案外軟弱であつたり、又同一事件でも、時に依つて態度が同一で無かつたりした。對支外交と云はず、對露外交と云はず、常に然りであつた。

以上の状態の下に、朝鮮問題や、臺灣琉球問題やが起つたのであるから、讀者は此心を以て此等諸問題を考へられたい。

第一 臺灣事件

臺灣事件は、明治四年に臺灣牡丹社の蕃人が琉球人を殺害したことから起つて居る。即ち、同年

臺灣事件
の原因

十一月琉球島民が那覇に行つての歸路、颶風に遇つて臺灣の南方海邊に漂到し、本船は難破したので、難民が小舟に乗つて漸く陸地に達した。總員六十六名であつたが、蕃人が之を襲つて、掠奪した上、五十四名を虐殺し、残りの十二人は辛うじて支那人部落に逃れ、漸く命丈けは助かり、臺灣府の地方官の保護を受けて對岸の福州に送られた。當時北京に居つた柳原代理公使は、北京政府からの通告を受けて、早速副島外務卿へ其旨を上申した。越えて翌五年六月琉球王からも鹿兒島縣參事大山綱良に遭難を報じて來たので、大山は自ら軍艦を率ゐて、臺灣土蕃の膺懲に當らうと申出た。然るに、其翌年になつて、復又備中小田縣人四名も、生蕃の掠奪に遭つた。臺灣生蕃の日本人に對する暴行は、單に此兩回に止まらず、其の約五十年前の道光二年と約三十年前の道光三十七年とに、琉球人は二度も同様の害を受けて居る。然るに、支那政府は素より此事實を知つて居たにも拘らず、未だ曾て暴民の處罰もしなければ、將來の害を除くべき施設もしなかつたから、支那政府に對する不満の聲は、久しい以前から相當高かつたのであつた。然し、當時日本は鎖國の時代であり、事を外國に構へる時機に達して居なかつたのであるが、明治の維新と云ふものが、日本を對外的に目醒めさせた際に、前記明治四年と六年の二度の事件が起り、支那政府が依然として無責任な態度を執つたから堪らない。民論の沸騰其の極に達し、政府は素より之

「ローヴァー」
事件の先例

を重大事件とし、直ちに起つて支那の責任を問ふに至つたのである。

是れより先き、米清兩國間に「ローヴァー」號事件と云ふものが有つた。千八百六十七年五月、米國船「ローヴァー」號が汕頭から牛莊への航海の途中、失張り颶風に遇つて臺灣南部で難破し、船員は命辛々同島東南部の一地點に上陸したところ、是亦獍猛極まりなき蕃人に攻撃されて、支那人水夫一名を除く全員が虐殺されて了つた。此報道を得ると、在支米國公使は早速支那政府に嚴談したが、例に依つて責任を回避して、更に要領を得ず、他方、當時臺灣府に駐在して居た英國武官は、事件の報道を得ると早速自國軍艦で現場に向つて、生殘者の救助搜索の任に當つたところ、是亦土人に襲撃されて目的を達せず、已むを得ず打狗から廈門に引揚げた。當時廈門には米國の將軍で總領事であつた「ル・サンドル」が在動したが、「ル」は大いに怒り、屢々在内地支那官憲に對して、嚴重な談判を持かけたが、是亦北京に於ける交渉と同様、更に要領を得なかつた。「ル」はモドカしがつて自ら臺灣府に行つて支那官憲に掛合つた。然るに内地支那官憲は事件の起つた臺灣東部に對しては何等の權能を持たぬと云つて、「ル」の交渉を勿ね付けた。米國政府は支那の態度を遺憾とし、千八百六十七年六月米國の「ベル」提督は、本國政府からの訓令に基き、軍艦二艘を率ゐて、自ら土蕃膺懲を企て却つて蕃人に破られて引揚げねばならなくなつた。事態は甚だ重大

となつたが、支那政府は事が大きくなればなる程、蕃地は化外の地であるから、手が下せないとい許りで、飽く迄責任を回避した。尤も支那政府は米國公使の要求に依つて、澁々ながら臺灣南部に外人遭難防止の爲め燈臺を建てることを約束はしたが、實行に取かゝる氣色は更に無かつたのであつた。そこで、「ル・サンドル」將軍は支那政府對手の交渉を無益なりとし、土蕃と直談判を決心し、同年九月地方官から借りた支那兵を引具して、自ら蕃地に赴いた。支那兵を連れて行つたら流石の蕃人を威どし得るであらうと考へたからであつたが事實は之に相違し、蕃人は支那人を不倶戴天の敵だと云つて支那の兵隊の前での交渉を強硬に拒絶したので、「ル」は大膽にも、通譯と護衛合計六名を連れて深く蕃地に乘込み、會長「トキトク」と談判し、「ローヴァー」號乗組員に對する暴行を謝罪させ、且つ將來歐米人に危害を加へぬことの約束を取付けた。此の約束が出来る、支那兵隊長亦蕃人と和を結ばうと試みたが、「トキトク」は支那人は我が惡む敵人なりと云つて、議和を斥けて了つた。

「ローヴァー」號事件は蕃人の帝國臣民殺戮に對して我政府の執るべき手段を暗示して居ると考へたのは、文官側の對外硬派の先頭たる副島であつた。支那政府が「ローヴァー」號事件に對する迅速且つ有效な措置を米國から求められても、臺灣東部の土人は化外の民であると云つて、責任を

日本政府
の態度

執ることを肯じなかつた結果、米國海軍が蕃地を攻撃したことは、特に副島に強硬手段の已むなきを決意させた一つの有力な理由である。米國の此行動は、臺灣東部土人の反省を促がす事が、航路の確保たる列國共同の利益の増進と維持とに缺く可からざるものであると云ふ理由から正當視され、關係諸外國は、當時毫も之を異とし不當としなかつたのであるから、日本が此の場合同様の態度に出たとしても、諸外國から彼此非難の起らう筈がない、況んや、臺灣は十六世紀頃迄相當長年月間日本人の占據した地域であることは、支那政府の武功紀盛や臺灣府志にも、掲載して居る。嘗て和蘭人が臺灣の一部に據つたのは、日本人の許可を得たからである。支那人は其後になつて臺灣西部地方を支配するに至つたけれども、日本人は別に之に同意したこともなければ、日本政府が支那政府から挨拶を受けたこともない。謂はゞ、臺灣は本來日本の領地で支那は其の侵略者であると言ふ議論も立つ。

當時日本は鎖國主義を取つて居た結果、海外領土を顧みなかつた弱點はあるにしても、臺灣に對しては相當口の利ける地位にあつたので、現に、支那の主權の及んで居る部分ならば兎も角、「ローヴァー」號事件の際明かになつた通り、支那が化外の民として、全然權力を及ぼし得ない蕃地に、日本が兵力を使用したとしても、何國からも異議を挾まれべきものでない、と云ふのが副島

の意見であつた。そこで、愈々兇暴を極めて居る牡丹社の土蕃を膺懲し、萬止むを得ずんば、兵力を以て之を彈壓する覺悟を決めた。

日本政府が此の事件を口實に、西洋諸國の支那經略(次章説明)に倣つて、支那領土の併呑を企てたと見るのは當らない。日本政府は臺灣の東部を始めつから支那の領土と思つて居ない。一體、或地域が一國の領土であるかどうかは、該一國が事實其地に主權を行使して居るか否かに因て決すべきものであると見たのである。然るに、支那政府は「ローヴァー」號事件で、臺灣東部は王化に服しない土地で有ることを認め、此地の土人の行爲に付き責任を取る事を拒絶して居るから、牡丹社の有る地方は、支那の領土で無いと考へたのである。日本政府が臺灣事件の善後策を講ずる前には、國際法の先例を精査して、一國の領土には其國の主權が行使されて居る事を要件とするのを知つた。此見地から臺灣の所屬關係を論ずると、其の西方一帯には、支那の政令が行はれて居るが、東部一帯は、全然支那政府の節度に服せず、支那人とさへ見れば直ぐに殺して了ふ程に、支那を惡み支那人を敵とする生蕃が住んで居る。支那政府は從來屢々生蕃を討伐もし、懷柔も試みたが、何れも失敗し、該地域は全然支那の支配の下に立たなかつたのである。又事實支那が「ローヴァー」號事件で執つた態度に照らしても、之を支那の領域とは見ることが出来ぬと信じ

た。次に、日本政府は、野蠻無主の民を文明の民たらしめることは、文明國の權利であると同時に、其の義務であると云ふ學說や先例をも知つた。日本政府の顧問であつた「スミス」も此意見であり、某外國公使の如きも此説を以て副島に進言したことがある。そこで副島は、野蠻無主の地たる牡丹社が何れの國からか文明の民と爲る様仕向けられねばならぬ地方だと考へた。茲に問題となるのは、生蕃を開化に導く者は、支那か日本か將た第三國かの夫れである。此問題に對しては、支那は蕃地と接壤の關係にあるから、最も多く蕃民を開化に導くの權利が有ることを認めざるを得ないが、何分にも同國は、永い間此の權利を行使せず、又行使しようと試みても實力が伴はなかつたから、日本として取るべき道は、先づ支那に速に蕃民を教化せよと勸めることが穩當である。とは言ふものの、支那の實力を以てしては到底此勸告を實行する事が出来ぬ。然らば日本又は第三國の何れか、此任に當るべきである云ふ事になる。而して日本は地理上から見ても、歷史上から見ても、第三國に先んじて此任に當らねばならぬ。殊に當時西洋諸國は頻りに支那の邊境に目を付けて、折が有らば之を我物にしようと思つて居たから、何時迄も支那の力に待つて居ては、蕃地は西洋人の手に入つて了ひ、遂には現に支那領に在る部分迄も其の蠶食を免れぬ形勢にあつた。而して、日本は近い所に西洋人の植民地の出来る事を、自國の安全の爲め

極めて不利益と考へるから、支那が目醒めねば、已むを得ず日本が蕃地を平らげねばならぬと云ふ結論に達したのである。前記の學說や先例の當否は別として、日本人に國際法に精通した者の殆んど無かつた當時としては、天晴れ名議論と考へたのであらう。言ひ換へれば、蕃地が支那領であると云ふ考は毛頭日本に無かつた事と日本自身の將來の安全の爲、膺懲の師を起したのであつた。右の内、第二の動機に付ては茲に詳説の要は無いが、第一の理由は「ローヴァー」號事件の先例から見ても、將又支那政府の作つた臺灣府志に、「政教逮ばず」とか、「版圖に入らず」とか書いて有るのを見ても、是れを眞正誤まりなきものと考へたのであるから、素より支那から其の領域を略取するものとは思つて居なかつた。此事は日本政府から副島に交渉の目安として渡清の際交付した文書に明かに書いて有る。換言すれば、生蕃を懲して開化に導き、將來蕃地での外國人遭難を杜絶させるのが、日本政府の眞の考であつたのである。現に明治七年四月十七日附の三條太政大臣の布告にも「去歲全權大使副島種臣清國に於て訂約の節此事件談判に及び候處蕃地の儀は從來化外自肆に任せ本政府に於て關係無之旨彼國大臣返答有之候抑も臺灣島の儀我國に接近し往々漂流民も有之殊に方今航海次第に開け遠く貿易の業を盛にするの際向後我人民彼地方へ航する者も可有之然るに前件(琉球人や小田縣人殺害の件)の如きは甚以て憂慮すべき事に候依て今般

陸軍中將西郷從道を都督に任せられ近日發向曩に我人民を暴害せし罪を問ひ相當の處分をなし且は後來我人民航海の安寧保護の爲め屹度取締の道を可相立候趣意の處萬一彼れ不服抗敵の舉動に可及も難計に付警備兵差副被遣候條此旨相達候事」となり、蕃地を日本の領土とするの意思は、毫も現はれて居ない。兵員や軍屬や人夫やを合せて、二千人からの多數を派遣した事は日本の意圖を疑はしめる最も有力な原因となつて居るが、是れは、「ベル」提督の失敗や「ル・サンドル」が「ローヴァー」號事件處理後日本に來ての實話やらから、蕃人の實力を過大視した結果で、此位の兵員が無ければ、蕃人に日本の要求を容れさせる事が出來ないと信じたからの事である。若し果して日本が蕃地一圓を占領しようとしたならば、到底此位の人數では目的達成の出來やう筈が無い。或は一萬人位は必要であつたかも知れぬ。尤も、蕃人がどうしても日本の言ふ事を聞かぬ場合には、蕃地を手に入れねばならぬかも知れぬと云ふ考は有つたに相違無いが、日本政府は蕃地を支那領とは考へて居なかつたのであるから、之れが爲めに、支那の主權を害し、領域を略するものとは毛頭思つて居なかつたのである。

然しながら、日本政府は、先づ支那の態度を確かめねばならぬ、蕃地と境を接した支那に、何の斷りもなしに兵を送ることは、其目的が如何に立派で有つても、國際關係上穩當を缺きはせぬか

日本先づ支那の態度を探る

副島の渡

と考へた。理論から見れば其必要は毫も無いと信じたが、支那は何と云つても善隣の國である。日本が蕃地を支那の領土で無いと考へても、支那はどう思つて居るか判らぬと同時に、無用の誤解から來る日清兩國間の事端の發生を避けるのを、外交上賢明な策と見たから、同治帝親政祝賀と辛未條約互換とを兼ね、副島を外務卿の儘特派大使として、明治六年の春清國に派遣した。副島は本件に關する支那の態度を色々な方面から考へた。即ち、支那は臺灣を其の領土であるとし、蕃人問題は支那自身が之を解決すると云ふかも知れぬ。其の場合には支那が果して主權を蕃地に行使して居るか否かの確證を得ねばならぬ。若し不幸此確證が擧らねば、國際法上蕃地の支那領に非ざる次第を良く説明してやらう。若し又、幸ひ支那主權行使の確證が擧がつたならば、前後四回の日本人遭難を看過した罪を責め、將來の保障を立てさせよう。支那が責任を回避するならば、「ローヴァー」號の先例も有るから、日本自ら蕃人を懲罰することの諒解を得やう。然るに、若し支那が蕃地に政教及ばすと云ふならば、其時こそは日本は支那との諒解なしに、蕃人を處分する權利が有るのであるから、夫れ以上支那と交渉する理由も必要もない。唯、蕃地と蕃地でない部分、犬牙錯綜して居るから、蕃地に兵を用ゐる結果、支那領にも直接間接の影響もあり、又支那人が蕃人を援助しないものでもないから、事宜に依つては、豫め此等の點の打合せもしやう。